

教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方ワーキンググループ（第12回） 配付資料

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/056/giji_list/mext_00004.html

記事ページ本文

現在位置

トップ

>

政策・審議会

>

審議会情報

>

中央教育審議会

>

大学分科会

>

教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方ワーキンググループ

> 教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方ワーキンググループ（第12回）配付資料

教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方ワーキンググループ（第12回）配付資料

1. 日時

令和8年5月28日（木曜日）15時00分～17時00分

2. 場所

文部科学省 ※対面・Web会議の併用（傍聴はWeb上のみ）（東京都千代田区霞が関3-2-2）

3. 議題

教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方ワーキンググループ 議論のまとめ（案）について
その他

4. 配付資料

【資料0】議事次第（第12回）(PDF:49KB)

【資料1】教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方 ワーキンググループ 議論のまとめ（案）【概要】(PDF:791KB)

【資料2-1】教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方 ワーキンググループ 議論のまとめ（案）(PDF:785KB)

【資料2-2】教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方 ワーキンググループ 議論のまとめ（案）（第11回からの見え消し版）(PDF:370KB)

【参考資料1】「新たな評価」に関する基礎資料集 (PDF:1.8MB)

【参考資料2】参考資料集 (PDF:4.5MB)

PDF形式のファイルを御覧いただく場合には、Adobe Acrobat Readerが必要な場合があります。Adobe Acrobat Readerは開発元のWebページにて、無償でダウンロード可能です。

（高等教育局高等教育企画課大学設置・評価室）

ページの先頭に戻る

文部科学省ホームページトップへ

教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方ワーキンググループ
(第12回)
議事次第

1. 日 時 令和8年5月28日(木) 15:00~17:00

2. 場 所 文部科学省15F特別会議室
(対面・WEBのハイブリッド形式)

3. 議 題

(1) 教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方ワーキンググループ
議論のまとめ(案)について

(2) その他

4. 配布資料

資料1

教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方
ワーキンググループ 議論のまとめ(案)【概要】

資料2—1

教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方
ワーキンググループ 議論のまとめ(案)

資料2—2

教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方
ワーキンググループ 議論のまとめ(案)(第11回からの
見え消し版)

参考資料1

「新たな評価」に関する基礎資料集

参考資料2

参考資料集

第1部 新たな評価の基本的な考え方

※ 研究科の評価の在り方は別途大学院部会等で検討中であり、今後、同部会での検討状況を踏まえ、「新たな評価」に組み入れることとする。

資料 1

我が国の高等教育における質保証・向上の考え方と認証評価の現状

- 我が国の高等教育の質保証・向上システムは設置認可審査、設置計画履行状況等調査、自己点検・評価、認証評価、情報公表等で構築。
- その中で**認証評価制度はその中核**。制度開始20年が経過し、各高等教育機関の努力と認証評価機関における様々な改善や工夫の結果、**内部質保証システムの導入が進んでいる**一方で、以下のような課題も指摘されている。

① 社会的機能の再考の必要性

- ・社会からの理解と支持を得るためには、入学後にどの程度学生を成長させることができたのかといった「教育の質」を第三者かつ専門家の評価を通じて可視化すべきではないか
- ・高等教育機関の多様性等を尊重しつつ、評価の客観性・公平性をより高めることが必要ではないか。評価結果が社会に十分認知されていないのではないか

② 評価者・被評価者双方の評価負担、インセンティブの不足

- 十分な動機付けがないこと等による「徒労感」があるのではないか

③ 内部質保証の意義の浸透

- 学内の改革には繋がったが、学生の学びと成長に寄与するカリキュラム改善まで至っていないのではないか

高等教育を取り巻く社会的な状況と「新たな評価」の必要性

- ✓ 急速な少子化（※）の中では、社会・就業構造を踏まえながら、地域の医療、福祉、産業、インフラ等を支える人材を確保することがこれまで以上に必要。高等教育機関の多様性を確保を図った上で、**学生一人一人が能力を最大限高めていくためにも、教育研究の質保証・向上を通じて高等教育の機能強化、「教育の質」の不断の見直し**が求められる。

（※）令和6（2024）年大学進学者数63万人
⇒2040年大学進学者数約46万人（約27%減）

- ✓ 一方で高等教育機関の「教育の質」によって社会的な評価や進学先の選択が行われていることは必ずしも明らかでない（全国的には知名度は必ずしも高くないものの地域の医療・福祉・産業等を支えるべく、教育活動に精力的に取り組むことで学生の成長を促している高等教育機関もある）。
- ✓ 高等教育機関の「教育の質」が社会から適切に評価される仕組みを実現し、学生や社会に広く訴求していくとともに、**高等教育機関は内部質保証と外部の視点からの改善・向上を促していくことが必要**。

改革の方向性

（1）学修者本位の教育を引き出す評価制度の構築

- 「新たな評価」においては、養成すべき人材像や卒業認定・学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）等を基盤として、**在学中どのくらい成長したかについて学生一人一人が知識・能力をどの程度身に付けたかという学修成果、学生自身の成長実感やステークホルダーによる評価を可視化し、その結果を踏まえて教育改善が進められているかという観点から評価すべき**である。
- 「新たな評価」を通じて、各高等教育機関の**教育について最低限の質保証のみならず、質向上につながるサイクルを構築**する。

（2）社会に開かれた高等教育機関の質保証及び質向上の実現

- 少子化という社会情勢やVUCA時代の高等教育機関はこれまで以上に**自らが行う教育活動に対して社会からの理解と支持を得ることが必要**であり、「新たな評価」の結果やその他必要な情報が**社会に理解されやすい形で公表される仕組みが必要**。

（3）持続的かつ効果的な評価の実現

- 「教育の質」の向上を測るために真に必要な項目に厳選し、評価のデータプラットフォームを構築・活用等を通じ、「徒労感」解消のための評価制度の抜本的な見直しを図る。

第2部 新たな評価制度の基本的な枠組み

1. 評価対象【評価する単位・対象はどこか】

- 質保証の責任は一義的には大学にあることから、高等教育機関全体として質保証の責任を果たしているかを引き続き評価する。
- また、学修者本位の観点に基づき教育の実態を明らかにするため、**より学修者に近い単位である学部等を切り口として高等教育機関における教育活動を評価する。**

2. 評価の視点【何を評価するか】

- 機関全体の評価については、教育の実践や支援の状況、教育研究環境に関して、全学的な調整・支援が適切に行われているか、点検・評価、改善がきちんとなされているかという内部質保証が図られているかという点に精選する。
- 学部等の評価については、以下の2つの視点から行う。
 - ・法令等で求められている水準に達しているか（質保証の視点）
 - ・学生一人一人の能力を最大限高めるために教育水準を向上させ、教育成果を明確に挙げているか（質向上の視点）

<質保証の視点>

4つの基本的な方針の下7つの評価基準、15の評価項目の沿って**水準に達しているか厳格に判断する**

<質向上の視点>

高等教育機関の様々な教育活動（優れた取組）とディプロマ・ポリシーに掲げる資質・能力を備えた学生を育成できているか（教育成果）を明確に挙げているかを評価する。「教育成果」は教員による直接評価、学生の間接評価、社会からの評価を総合的に勘案する

- 「新たな評価」では、上記のように掲げた資質・能力を備えた学生を育成できているかという点を教育成果を評価することとなることから、**各高等教育機関は適切なディプロマ・ポリシーとなっているか再検証すべき**である。

3. 評価手続【どのように評価するのか】

- 「教育の質」によって高等教育機関の社会的な評価や進路選択がなされているか必ずしも明らかでない現状を踏まえ「教育の質」を分かりやすく発信すること、先進的な取組の共有や課題の把握共有を通じた自己改善の促進につなげるため**4段階の段階別評価を導入**する。

高等教育機関として求められている水準に達していない学部等	高等教育機関として求められている水準に達している学部等	学生の成長につながる教育活動を通じて教育成果が期待される学部等	学生の成長につながる教育活動を通じて高い教育成果が挙げられている学部等
要是正	1つ星（★）	2つ星（★★）	3つ星（★★★）

※ 最も高い評価をするにあたり、社会的・学術的に期待されている水準を超える高いディプロマ・ポリシーを掲げ教育成果を挙げていること、当該ディプロマ・ポリシーの達成に向けて学生を入学時から大きく成長に導いていること、挙げている教育成果が単年度や個別の教職員の取組に依存するものではなく継続的かつ組織的なものであることといった観点を基本とする。

- 評価サイクルは、学部等の教育活動の評価を中心に実施することから、現在の分野別認証評価の意義や機能に近づくこと、高等教育は学位の種類・学位の分野について様々であるが、医学分野等は6年制課程をとっていること、他の評価とのバランスを踏まえ、**6年を前提**とする。

- 効果的な評価の実施のため、高等教育機関によるデータ入力機能、データ閲覧・評価支援機能、データ公表機能を一元的に備えたデータプラットフォームを独立行政法人大学改革・学位授与機構に設置する。

全国学生調査の結果データなど文部科学省が実施する調査の結果は、文部科学省が一元的にデータプラットフォームに入力し高等教育機関の負担の軽減定量的な確認を自動計算機能等により代替したり、定性的な内容の確認についても、不足している情報等がある場合にアラートを表示する機能を設けるなど A I の活用を含め、評価者の負担を軽減

- 特に評価に当たり重要な判定を行う場合や、評価機関が社会に対してより丁寧な説明が求められる場合などは、実地調査においてその実態を確認することが必要不可欠であり、実地調査を実施することが望ましいが、対面での実地調査を行わなくても評価を可能とするように柔軟な運用を可とする。

4. 評価の主体【誰が評価するのか】

- 学部等の「教育の質」を評価し、社会に対して評価結果を公表することから、同じ学位の分野単位での大学教員による定性的評価（ピア・レビュー）を基本とし、学位の分野を踏まえて実施できるよう体制を整えた評価機関が実施する。

①文学関係 ②教育学・保育学関係 ③法学関係 ④経済学関係 ⑤社会学・社会福祉学関係 ⑥理学関係 ⑦工学関係 ⑧農学関係 ⑨獣医学関係 ⑩医学関係 ⑪歯学関係 ⑫薬学関係 ⑬家政関係 ⑭美術関係 ⑮音楽関係 ⑯体育関係 ⑰保健衛生学関係（看護学関係） ⑱保健衛生学関係（リハビリテーション関係） ⑲保健衛生学関係（看護学関係及びリハビリテーション関係以外） ⑳法曹養成関係 ㉑教員養成関係

- これまで「教育の質」を担保するために、実績がある機関の知見や経験を活用していくために、**高等教育機関全体の評価及び学部等の段階別評価を総合的に担う機関（総合評価機関）**のほかに、**特定分野を専門的に評価する機関（特定分野評価機関）**を設ける。
特定分野評価機関の評価を受審した学部等については、特定分野評価機関の評価結果をもって総合評価機関の当該学部等の評価を代替する。
- 評価機関が複数存在する場合、評価の公平性をより担保できるよう、評価に当たり基準に照らした判断や提出資料等の評価機関間でのばらつきをなくす**調整組織及びその役割の明確化**を行う。
- 高等教育機関の中核たる「教育の質」の評価をすることから、これまで以上に評価機関の評価の質の信頼性を高めていくために、評価機関に対して認証を与えた**文部科学大臣が評価が適正に行われているか確認するシステム**を設ける。

5. 評価結果の公表・活用【どのように公表・活用するか】

- **評価結果をデータプラットフォームにおいて一元的に公表し、公表内容やフォーマットは統一**する。
情報の受け手である学生等がアクセスしやすいように評価結果、評価結果の具体的内容については分かりやすく示す。
- 評価結果については、例えば資源配分等の**国の政策に活用**することを検討する。「**要是正**」機関に対しては、改善が行われるよう、**文部科学省において厳格な対応**を行う。

6. 持続可能な高等教育の評価への転換

- 持続可能な評価とするべく、「新たな評価」の導入に合わせて、機関別認証評価と分野別認証評価の統合、国立大学法人評価における現況分析との重複解消を図る。

「新たな評価」の概略



高等教育機関

- 定期的な自己点検・評価活動を前提に、6年以内に1回「新たな評価」を受審
- 自己点検・評価書を「新たな評価」にも活用



評価機関

- 機関全体の評価と学部等単位での「教育の質」に特化した評価を実施

機関全体の評価

✓ 内部質保証を中心に機関全体として質保証を行う責任を果たしているかを評価

✓ 教育の状況を質保証の視点と質向上の視点の双方から評価

質保証の視点…高等教育機関としても求められる水準に達しているか
質向上の視点…教育活動を通じて**教育成果**を明確に挙げているか

✓ 学位の分野に応じたピア・レビューを実施

- ①文学関係 ②教育学・保育学関係 ③法学関係 ④経済学関係 ⑤社会学・社会福祉学関係
- ⑥理学関係 ⑦工学関係 ⑧農学関係 ⑨獣医学関係 ⑩医学関係 ⑪歯学関係 ⑫薬学関係
- ⑬家政関係 ⑭美術関係 ⑮音楽関係 ⑯体育関係 ⑰保健衛生学関係（看護学関係）
- ⑱保健衛生学関係（リハビリテーション関係）⑲保健衛生学関係（看護学関係及びリハビリテーション関係以外） ⑳法曹養成関係㉑教員養成関係

- 機関全体の評価結果と学部等ごとの評価結果を付して文部科学省・機関（学長）宛てに通知

機関としての
適合/要是正

学部等ごとの段階別評価（要是正、★、★★、★★★）

- ※ 機関全体の基準に適合する場合は「適合」、適合しない場合は「要是正」
- ※ 学部等ごとの評価において「要是正」学部等がある場合、機関全体の「内部質保証が図られていない」として機関全体の評価は「要是正」



高等教育機関

- 評価結果を学内で共有し、自己改善等に活用



「要是正」機関

文部科学省からの確認に応じて、改善状況を報告



文部科学省

- 評価結果を資源配分等の政策に活用することを検討
- 「要是正」機関に対し、改善状況の聴取
- 改善の取組が不十分、改善の見通しが不明確な場合には厳格に措置することを検討

データ入力

データ活用

評価結果
入力

データ入力・受審管理

評価作業支援

評価結果公表



「新たな評価」データプラットフォーム

教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方ワーキンググループ 議論のまとめ（案）

令和 8 年〇月〇日

教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方
ワーキンググループ

第 1 部 「新たな評価」の基本的考え方

1. 我が国の高等教育機関における質保証・向上の考え方と認証評価の現状

- 高等教育機関は、学校教育法で規定されたそれぞれの目的を達成するため、世界水準の教育研究の推進や、地域における人材育成、産業振興への貢献等、様々な活動を行っている。予測不可能な時代にあって、学生一人一人が自らの可能性を最大限に発揮するとともに、多様な価値観を持つ人材が協働して社会と世界に貢献していくことができるようにするためには、「何を学び、身に付けることができるのか」という学修の成果を中核に据えた学修者本位の教育を更に発展させる必要があり、平成 30（2018）年 11 月の中央教育審議会答申「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン」（以下「グランドデザイン答申」という。）や令和 7（2025）年 2 月の中央教育審議会答申「我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～」（以下「知の総和答申」という。）の答申においてその方向性が示されている。
- 我が国の高等教育における質保証・向上システムは、大学設置基準等に基づく設置認可審査、設置計画履行状況等調査、自己点検・評価、認証評価、情報公表等によって構成されており、これに加えて、学校法人運営の状況を確認する学校法人運営調査が行われているほか、継続的な質的向上と社会への説明責任を果たすため、中期目標・中期計画の達成状況の評価を行う国立大学法人評価や、公立大学法人評価が実施されているところである。
- 特に、認証評価は、各高等教育機関が、我が国の高等教育機関としての質と水準を有していることを保証し、その向上を図り、十分にその機能を果たしているかを定期的に確認し、評価結果の公表をもって社会からの信頼と支援を受け、各高等教育機関が評価結果を踏まえて自己改善を行っていくことを目的に、高等教育の質保証・向上の中核として、平成 16（2004）年度から実施されている。
- 認証評価が導入されてからの 20 年間で、各高等教育機関における適切な自己点検・評価の実施及び定着、評価結果を活用した改善、内部質保証システムの導入が進んでいる。これらは、各高等教育機関の努力と、認証評価機関における様々な改善や工夫の結果であり、高等教育機関の改革を支える役割を担ってきた。
専門職大学等及び専門職大学院の分野別認証評価においては、教育課程、教員組織そ

の他教育研究活動の状況についても評価を行ってきており、特に法科大学院については詳細で多岐にわたる評価を実施することを通じて、教育水準の向上を支えてきた。

- なお、現在の認証評価制度は、米国を参考にしながら、文部科学大臣が認証した認証評価機関が、学校教育法第 110 条第 2 項に規定する認証の基準を適用するに際して必要な細目を定める省令（以下「細目省令」という。）を踏まえて作成した大学評価基準に基づき、「適合」「不適合」の判断を行い、高等教育機関に対していわゆる「ア Kredィテーション」を行ってきたところである。

ただし、米国は、国による設置認可が行われておらず、外部の評価機関がそれぞれに定める基準に照らして適合しているか、また、継続的に適合しているかという観点から各評価機関がア Kredィテーションを行っている。この点、我が国の場合は、大学設置基準等に則って大学設置・学校法人審議会の審査を経て、大学設置認可が行われているため、国が高等教育機関としての適格性を判断している。その上で、国が定める大学設置基準等を踏まえた細目省令に基づいた大学評価基準により第三者が評価する仕組みとなっていることを鑑みれば、米国の第三者評価制度と我が国の第三者評価制度は大きく異なる点には留意する必要がある。

- 認証評価制度は制度構築から 20 年が経過して、これまでの中央教育審議会の答申等でも課題や改善の方策が指摘されている¹。改めて、本ワーキンググループでは、これまでに、認証評価を行っている機関別認証評価機関及び分野別認証評価機関、認証評価を受審する高等教育機関の各種団体、高等学校関係団体、経済団体から対面若しくは書面によるヒアリングを実施したところである²。そこでの意見や委員間での議論も踏まえ、認証評価の現状と課題については、以下のように整理される。

① 現在の認証評価が果たすべき社会的機能を再考する必要があるのではないか

- ・現在の認証評価は、高等教育機関の自己改革・自己改善を促すことを主眼として、各機関の内部質保証システムが機能しているかどうかを中心にチェックしてきた。しかし、社会（高校生、高校教員、企業、世論等）からは高等教育機関で行われている「教育の

¹ 近年では、グランドデザイン答申のほか、「認証評価制度の充実に向けて」（審議まとめ）（平成 28（2016）年 3 月 18 日中央教育審議会大学分科会）、「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について（審議まとめ）」（令和 4（2022）年 3 月 18 日中央教育審議会大学分科会質保証システム部会）において、課題や改善の方向性が示されているところである。また、「2040 年を見据えて社会とともに歩む私立大学の在り方検討会議 審議まとめ」（令和 8（2026）年 2 月 19 日）においても「新たな評価の在り方」として検討に当たり留意すべき事項が指摘されている。

² 本ワーキンググループでは検討に当たり、機関別認証評価機関 5 機関にヒアリングするとともに、分野別認証評価機関 8 機関から書面にて意見を聴取した。また 9 つの高等教育関係団体にヒアリングをするとともに、委員を通じて一般社団法人日本医学教育評価機構（JACME）の医学分野の評価の現状も聴取した。併せて、法科大学院を除く専門職大学院計 113 大学 138 専攻にアンケート調査を行い、90 の専攻から回答を聴取した。その他、全国高等学校校長協会、日本私立中学高等学校連合会、一般社団法人日本経済団体連合会、一般社団法人新経済連盟、日本商工会議所、公益社団法人経済同友会といった認証評価機関や高等教育関係団体以外からも幅広く意見を聴取した。

質」を明示することを期待されているとの指摘がある。多様な高等教育機関の目的に応じ、入学後にどの程度学生を成長させることができたのかといった付加価値こそが「教育の質」であり、こうした「教育の質」を可視化することが非常に重要である。そのため、学生一人一人の能力を最大限に高めるといふ高等教育機関の本来の目的を達成するために各機関が取り組んでいる内容とその成果を明確に提示し、学生の進路選択も含めて社会からの理解と支持を得るために、第三者かつ専門家の視点で「教育の質」に一層重点を置いて評価する手法への転換を図るべきではないか。

- ・高等教育機関の多様性・個性や特性は尊重されるべきである。他方、現在の認証評価において、高等教育機関の質と水準の保証・向上を図る評価基準や評価結果にばらつきがあることは、外部から見た際の分かりづらさに繋がっているのではないかと指摘がある。したがって、評価の客観性・公平性をより高めるとともに、特に国際通用性のある評価基準との整合性も引き続き担保するべきではないか。
- ・評価報告書についても、関係の各種ウェブサイト等に公表されているが、評価機関によってそれぞれ項目や表現が異なることで外部から見て分かりづらいという指摘がある。また、教育実施に係る学内プロセスについての詳細な記述による評価報告書は、高等教育機関が自らの質を保証し、その向上を図る際には重要なものであるが、第三者からは読みにくく、それゆえに社会から十分認知されていないのではないか。

② 評価に当たり、評価者・被評価者双方への負担が重く、そのインセンティブを感じづらいのではないか

- ・現在の認証評価を受審することが高等教育機関の内部質保証に活かされているという意見がある。その一方で、既に「教育の質」の向上のために様々な取組を行っている高等教育機関においては、改めて細かい規程や制度の整備の有無を確認されることや、評価によって得られる具体的な効果を実感しにくいことなどから、十分な動機付けがなされていない評価業務となってしまっているとの指摘がある。さらには、学生への教育や研究等に費やす時間と労力を割いて様々な調査で同じ情報・項目を収集・整理・提供したり、異なる目的で同様の項目について評価を受けていたり、法令適合性などの確認事項が多いことも指摘されている。このような状況が評価業務に対して「徒労感」を生じさせているのではないか。
- ・機関別認証評価と分野別認証評価の評価サイクルが異なる³とともに、評価に係る作業に重複がある点など、評価による高等教育機関の負担が増加しているのではないかと指摘がある。受審負担の軽減を図りつつ、実効性のある制度へと転換していくことが求められるのではないか。
- ・分野別認証評価においては評価分野の細分化や学会の不存在等を理由に持続可能な評価を行うことが困難な状況になっているのではないか。

³ 学校教育法第109条及び同法施行令により、機関別認証評価と分野別認証評価においては、それぞれ7年以内毎と5年以内毎に実施する必要があるとされている。

③ 認証評価を通じた内部質保証の意識を高等教育機関全体で十分に共有できていないのではないか

認証評価結果は内部質保証に活用し、高等教育機関全体の自己改革・自己改善に活かすことが期待されており、実際にこれまでも機関全体の改革につながっている面もある。しかしながら、機関全体の評価だけでは、それを活用して個々の学部・学科⁴（以下「学部等」という。）のレベルにおいて学生の学びと成長に寄与するカリキュラム改善までにつなげることは難しいのではないか。

⁴ 本報告書で「学部」とあるものは大学・専門職大学の学部を指し、「学科」とあるものは短期大学・専門職短期大学・高等専門学校の学科を指す。なお、「研究科」とあるものは大学院・専門職大学院の研究科を指す。

2. 改革の方向性

○ 「知の総和答申」では、我が国の最も重要な課題として少子化を指摘した上で、高等教育が目指す姿として、「知の総和」を向上させることを掲げた⁵。「知の総和答申」においては、18歳人口は2034年度までは100万人を維持するが、2040年度までの6年間で74万人まで急減するとされており⁶、令和6（2024）年時点で約63万人いる大学進学人数は、2040年には約46万人となり、現在の定員規模の約3割減少することが見込まれている。こうした急速な少子化の中で、社会・就業構造を踏まえながら、地域の医療、福祉、産業、インフラ等を支える人材を確保することがこれまで以上に必要となる。この「知の総和」の向上を実現するためには、高等教育機関の多様性の確保を図った上で、学生一人一人が能力を最大限高めていくことが必要であり、教育研究の質の保証・向上を通じて高等教育の機能強化を図ることが求められている。

○ 我が国は、少子化の他にも国際競争の激化、AI技術の更なる進化などに伴う社会・産業構造の転換を通じて地域や職種の就業構造の変化など様々な課題・変化に直面し始めている。そのような課題や変化に対して柔軟に対応し、主体的に課題解決に取り組み、新たな価値を創造できる人材が必要であり、そのような中で高等教育機関の役割は非常に大きく、社会からも期待されている。何よりも、この不透明な時代を生きる学生が自らの可能性と学びの伸長を実感でき、『「学び続けること」こそが価値である』と共有できる社会を実現できることが重要である。

学生が生涯にわたって学び続ける力、主体的に考える力を身に付け、学生自身が学修成果や成長を実感できるよう、高等教育機関は、学生の学修時間の増加・確保を伴う学生の主体的な学びの確立や、学生の学ぶ意欲を醸成し、その成長を後押しするよう、その「教育の質」を不断に見直し、学修者本位の教育を行うことが必要である。

○ このような不断の見直しを行うためには、高等教育機関が、自律的な組織として社会からの期待・信頼を得るべく、その使命や目的の実現に向けて自らの活動について継続的に点検・評価を通じて質を保証するとともに、絶えず改善・向上に取り組む、いわゆる内部質保証の取組は必要不可欠であるとともに、外部の視点から、改善・向上を促していくことも必要である。

また、現状においては、高等教育機関の「教育の質」によって社会的な評価や進学先の選択が行われているかは必ずしも明らかではない。この点において、全国的には知名度が必ずしも高くないものの、地域の医療・福祉・産業等を支えるために教育活動に精

⁵ 「知の総和答申」において、「「知の総和」は、人の数と、人の能力の掛け合わせで決まる。高等教育機関は、未来を担う人材の育成や、社会の新たな価値の創出に欠かせない役割を果たしており、教育と研究の機能をこれまで以上に強化することによって社会に貢献しながら、「知の総和」を向上する中心的な役割を果たすことが求められる。」とされている。

⁶ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来人口推計（令和5年推計）」の出生低位・死亡低位を基に推計。これは、令和2（2020）年までの実績値を基に令和2（2020）年10月1日現在の男女別年齢各歳別人口を基準人口として将来人口の推計を行っている。

力的に取り組み、学生の成長を促している地方の高等教育機関があることを忘れてはならない。そのため、各機関の「教育の質」が社会から適切に評価される仕組みを実現し、学生や社会に広く訴求させることで、高等教育機関の自律的な改善・向上の取組の後押しにつなげていくことが必要である。

したがって、内部質保証による自律的な改革・改善と認証評価をはじめとする第三者評価が相補的に関わることで、新たな高等教育の質保証・向上システムの構築の実現を図っていく。

- 上記の課題及び「知の総和答申」の提言内容を踏まえて、以下の方向性で、現在の認証評価制度をはじめとした第三者評価の改革を行い、「新たな評価」制度を構築する。なお、「新たな評価」制度の構築に当たっては、その趣旨や内容を踏まえ、高等教育機関が受審している様々な評価を整理していく。

(1) 学修者本位の教育を引き出す評価制度の構築

「知の総和答申」において示されたように、学生一人一人が能力を最大限に高めていくためには、各高等教育機関における「教育の質」の向上を図っていくことが必要である。また、認証評価が有する社会的機能を踏まえれば、大学設置基準等の法令適合性や、高等教育機関として求められる教育環境水準、教学に係るシステムを含む内部質保証システムの確認は、我が国の高等教育機関としての適格性を判断する観点から、引き続き重要である。

その上で、「新たな評価」においては、高等教育機関が自ら掲げる「養成する人材像」、「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」、「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」、「入学者受入の方針（アドミッション・ポリシー）」を基盤とした教育プログラム⁷により、学生の在学中の成長を、学生一人一人が知識・能力をどの程度身に付けたかという学修成果や学生自身の成長実感、ステークホルダーによる評価等により可視化し、その結果を踏まえ、教育改善を進めているかを評価すべきである。

その上で、「新たな評価」を通じて、高等教育機関の教育について、最低限の質を保証するだけにとどまらず、質向上につながるサイクルを構築する。

⁷ 「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ（第二次提言）」（令和5（2023）年4月27日教育未来創造会議）において、「デジタルバッジの活用等により、学位やマイクロ・クレデンシャルの国際通用性の観点も含めた電子化を促進する」ことが提言されるなど、社会・経済活動のニーズに対応したりカレント教育を推進する観点から、個別の単位に分けて学修するマイクロ・クレデンシャルの提供等の必要性が指摘され、文部科学省においてもオンライン教育プラットフォーム「JV-Campus」を活用し、国内外へマイクロ・クレデンシャルを認証・発行する体制の整備を進めている。「新たな評価」は学部・学科単位を切り口にした学位における教育プログラムを想定しているが、マイクロ・クレデンシャルの評価の在り方も「新たな評価」の実施状況を踏まえて必要に応じて検討すべきである。

（２）社会に開かれた高等教育機関の質保証及び質向上の実現

これから迫りくる少子化という社会情勢、将来の予測が困難である VUCA⁸といわれる時代においては、高等教育機関はこれまで以上に自律的な改革・改善を行い、自らが行う教育活動に対して社会からの理解と支持を得ることが求められる。

また、「新たな評価」の結果が、高等教育機関へ進学を希望する高校生や社会人等の進路選択の判断材料となり、さらに、高等教育機関と産業界や地域社会との連携の促進に活用されることで、各高等教育機関の更なる改革・改善にもつなげていく。

そのためにも、「新たな評価」の結果が社会に広く認知され、活用されるべく、各高等教育機関による積極的な情報公表はもとより、「新たな評価」の結果やその他必要な情報が、社会に理解されやすい形で公表される仕組みを構築する。

（３）持続的かつ効果的な評価の実現

現在の認証評価において、高等教育機関側・評価機関側の双方に「徒労感」が生じているとの指摘が多い。また、「知の総和」の実現に向けては、高等教育機関における「教育の質」の向上が必要である一方、その可視化は必ずしも十分とはいえず、評価を通じて「教育の質」を明らかにしていくことが必要である。こうした状況を踏まえ、現在の認証評価における評価項目を「教育の質」を評価するために真に必要な項目に厳選するなど、評価制度の抜本的な見直しを行う。

評価の手續についても、デジタル化を進め、評価に用いる各種データについて一括管理できるようなデータプラットフォームを構築することで評価事務手續の簡素化・効率化を行う。

また、評価する項目や収集する情報等が重複する類似の制度がある場合には、整理・統合を行う。

以上の改革の方向性を踏まえた上で、現在の認証評価制度の見直し等を通じた「新たな評価」制度の構築に向けて、

- ① 評価対象【評価する単位・対象はどこか】
- ② 評価の視点【何を評価するのか】
- ③ 評価の手續【どのように評価するのか】
- ④ 評価の主体【誰が評価するか】
- ⑤ 評価結果の公表・活用【評価結果をどのように公表・活用するのか】

の論点ごとに本ワーキンググループにおいて、まずは学部等を中心に検討を行った⁹。

⁸ VUCA とは、Volatility（変動性）、Uncertainty（不確実性）、Complexity（複雑性）Ambiguity（曖昧性）の頭文字を取った造語である。

⁹ 本報告書の「高等教育機関」は特段の説明がなければ、学校教育法第 1 条に規定する大学、高等専門学校を指す。

なお、高等教育機関の中で大学院（専門職大学院も含む）については、創造性豊かな優れた研究開発能力を持つ研究者等の養成と高度な専門的知識・能力を持つ高度専門職業人の養成など、急速に変化する時代をリードする人材の育成の中核となることが期待されている。

近年の国際的な競争環境が年々高まる一方で、前述したように18歳人口が減少する中において、大学院で高度な教育を受けた修士・博士人材や専門職大学院の専門職学位人材が高度で多様なフィールドで活躍する社会の実現は欠かせない。そのためにも大学院の研究機能の強化と併せて、各研究科の「教育の質」を担保し、優れた教育の取組及びその成果の可視化を図ることを通じて、大学院教育の価値を広く社会や学生、将来的な大学院進学者に明示していくことが必要である。

そのため、大学院教育の在り方や制度について専門的な調査・審議を行う大学分科会大学院部会において、評価の視点を中心に検討が進められており¹⁰、今後、その方向性を示し、「新たな評価」の全体像に組み入れていくこととする。

¹⁰ また、法科大学院における評価の在り方については、分野別認証評価の細目省令の構成等これまで他の分野からは独立して評価の仕組みが整備されてきた経緯も踏まえ、大学院部会の議論を踏まえ、別途法科大学院等特別委員会で検討する。

第2部 「新たな評価」制度の基本的枠組み

1. 評価対象【評価する単位・対象はどこか】

～ 学部等の「教育の質」の評価を重視する制度への転換

- 高等教育機関は、その教育研究の水準の向上を図るため、教育研究、組織運営及び施設整備の自己点検及び評価を行い、その結果を公表している¹¹。

その上で、現在の認証評価は、高等教育機関の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の総合的な状況の評価する機関別認証評価と、専門職大学等又は専門職大学院を置く大学について、その課程に係る分野について評価する分野別認証評価を受審している。

- これまで機関別認証評価は、高等教育機関全体の内部質保証システムの構築に一定の成果を挙げてきたところである。一方で、高等教育機関の教育研究の基本的組織である大学・専門職大学の学部、短期大学・専門職短期大学・高等専門学校の学科ごとの「教育の質」を評価し改善につなげる観点では、その成果は必ずしも全ての学部等にまで及んでおらず、高等教育機関の果たすべき大きな役割である「教育の質」の向上に向けた取組に十分につながっていないのではないか、との指摘もある。

- 学部等は専門分野ごとに組織され、教育内容や教育方法もその専門分野によって差異があるとともに、高等教育機関によっては学部等によって所在地が異なる場合もあるなど、教育研究の基本組織として学部等を単位とした教育活動が行われているのが現状である。この点、学部等においては「養成する人材像」や「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」が掲げられている学位プログラムごとに自己点検・評価を行っているところもあることから、「新たな評価」における「教育の質」の保証・向上の状況は、学位プログラムの状況も含め確認するが、組織としては、法令で定められた教育研究の基本組織である学部等で改善・改革に取り組んでいる現状を踏まえ、学部等が教育成果を挙げられているかという点に重きを置いた評価へ見直す。

- そのためには、機関全体として必要な体制を整備し、目指す方向性に向け、自己点検と改善を進めていくことと併せて、学部等の教育活動についても自己点検と改善に取り組む必要がある。

- したがって、「新たな評価」制度においては、まず、機関全体における、高等教育機関の教育研究、組織運営及び施設整備の状況と学部等の教育活動を確認する。その上で、学修者により近い単位である学部等を評価の単位とすることで、学部等を切り口に、高等教育機関で行われている教育活動について法令等で求められている水準が保証され、学生一人一人の能力を最大限高めるための取組を行い、教育成果につながっているかという観点から評価を行うよう制度の転換を図る。

¹¹ 学校教育法第109条第1項（高等専門学校については同法第123条で準用されている）

2. 評価の視点【何を評価するか】

(1) 評価の基準・項目

～機関全体及び学部等の質保証と質向上の視点からの評価と基準・項目等の共通化

- 現在の認証評価においては、法令適合性や高等教育機関として求められている教育環境水準や教学に係る規程やシステムの有無を判断することで内部質保証システムの構築を評価している。内部質保証システムの構築は、各機関の「教育の質」を保証する上で必要不可欠であるとともに「教育の質」の向上の基盤であることから、引き続き、その確認・評価を行っていくことは必要である。
- したがって、「新たな評価」においても、高等教育機関が、法令や社会的倫理に則って自律的な組織として運営され、教育研究、組織運営及び施設整備それぞれの観点から継続的に点検・評価しているか、主体的に改善・向上に向けて取り組んでいるか、また、それが的確に機能しているかについて、評価機関において確認する。
- しかしながら、こうした確認のみで、各高等教育機関における「教育の質」が学修者の視点から十分に示されるとは言い難い。進学者は学びたい学問分野を前提に進学先を選択している傾向があることから、高等教育機関全体だけではなく、学部等ごとの「教育の質」を評価した結果を提示することで、学生が進学先の選択等にも活用することが重要である。そのため、各学部等の教育目標たる、「養成する人材像」や「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」等に照らして学生が設定された学修成果を挙げられているかを可視化し、教育改善へ活用できているかという点、また、教育活動を通じて教育成果を挙げられているかという点を評価の中心に据え、この観点からの評価に注力する評価制度を構築する。
- 評価機関が高等教育機関全体を評価する項目としては、財務状況や経営環境よりはむしろ、社会からより注目・期待されている学生への教育の実践や支援の状況、教育研究環境に関して、学部等の組織と有機的な連携が図られ、自己点検・評価を通じて全学的な調整・支援が適切に行われ、改善につながっているかという内部質保証が図られているかという点に精選することとし、評価機関は以下の基準に沿って評価を行う。

機関全体の評価基準

(評価基準①) 高等教育機関全体の社会的信頼に関すること

(評価基準②) 全学的な内部質保証システムに関する手続及び体制に関すること

(評価基準③) 高等教育機関の目指す方向性に向け、点検・評価、その結果に基づく改善を行い、内部質保証が図られていること

- 高等教育機関が、機関全体の評価を通じて、上記の基準を十分満たしていないと評価機関に判断された場合には、学部等の評価を行わず、高等教育機関として自己改善を行

うことが求められる。その一方で、場合によっては学部等の評価の状況も加味することもあり得ることから、評価機関においては、機関全体の評価と学部等の評価を必要に応じて一体的に行うべきである。

- 学部等の評価においては、実践されている「教育の質」を
 - ① 法令等で求められる教育活動の水準に達しているか（質保証の視点）
 - ② 学生一人一人の能力を最大限高めるために教育活動の水準を向上させ、教育成果を明確に挙げているか（質向上の視点）
- という2つの視点から評価機関は評価していくこととする¹²。

- なお、学位の種類によって法令等で求められる水準が異なる場合や学位分野の独自性や国際水準の基準と照らして、基準等の追加等は可能とするが、複数の評価機関が存在する場合には、全ての評価機関において同一の基準となるよう調整がなされる必要がある。
併せて、学位分野の独自性に関して「学生の視点に立って何を身に付けるべきか」について、「新たな評価」の実施を契機にして、各学位分野の学協会において積極的に議論が行われることを期待する。

ア 質保証の視点

- 「質保証の視点」については、基本的には法令等で求められる水準を基準としているものであることから、複数の評価機関が存在する場合にも、原則として全ての評価機関が同一の基準に基づいて評価すべきである。
- 各学部等の自己点検評価書・根拠資料を基に、以下に示す4つの評価の基本的な方針の下、7つの評価基準、15の評価項目について、法令等で高等教育機関として求められる水準に達しているかを厳格に判断する。
- また、高等教育機関は、社会に変革をもたらす研究成果を創出するなど社会貢献も重要な役割を担っている。研究については、各プロジェクトや競争的研究費の審査を通じて、研究チームや個々の研究者に対して評価が行われているところであるが、高等教育機関における「教育と研究の往還」という視点は重要であるため、「新たな評価」においては、研究力やその成果が教育に還元できているかについても留意すべきである。

I. 明確な「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」の策定・公表

【評価基準①】 高等教育機関の理念や社会・地域のニーズを踏まえ、明確な「養成する人材像」を適切に定め、社会に分かりやすく掲げていること

¹² 本ワーキンググループにおいては、「質保証の視点」の評価基準や評価項目、「質向上の視点」に加え、評価を行う上での判断例等も併せて検討を行いまとめたところである（後述別添）。今後、「新たな評価」を実施していくに当たり参考にされることを期待する。

(評価項目 a) 高等教育機関の理念や社会・地域のニーズを踏まえ、明確な「養成する人材像」を適切に定め、示していること

【評価基準②】「養成する人材像」に照らして必要かつ学位にふさわしい資質・能力を「卒業認定・学位授与の方針」において示していること

(評価項目 a) 「養成する人材像」に照らして必要かつ学位にふさわしい資質・能力を「卒業認定・学位授与の方針」で示していること

II. 「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」を達成するための教育課程・教育研究体制

【評価基準①】「教育課程編成・実施の方針」に則して、学生が体系的かつ主体的に学びを深められる適切な教育課程を整備していること

(評価項目 a) 「卒業認定・学位授与の方針」と整合性がある「教育課程編成・実施の方針」を策定していること

(評価項目 b) 「教育課程編成・実施の方針」と「卒業認定・学位授与の方針」に基づく学修成果の評価を多面的に行う考え方を策定していること

(評価項目 c) 「教育課程編成・実施の方針」に則して教育課程を体系的に編成し、ふさわしい授業科目を開設していること

(評価項目 d) 授業を担当するにふさわしい資質・能力を有している教員及び指導補助者を授業担当として配置していること

(評価項目 e) 「教育課程編成・実施の方針」に照らして、入学段階で身に付けていることが求められる資質・能力等やその評価・判定の基準を示す「入学者の受入れ方針」を的確に定め、当該方針を踏まえた入学選抜方法を明確に示していること

【評価基準②】施設設備、学生支援体制など教育環境・体制を整備していること

(評価項目 a) 学修支援に関する高等教育機関としての方針に基づき、学修支援に必要な情報を学生に示していること

(評価項目 b) 学修環境を整備するとともに、必要な情報を学生に示していること

III. 学生の学修成果の適切な把握と評価

【評価基準①】「卒業認定・学位授与の方針」に沿って厳格な学位授与を行うために、学生の学修成果について適切に把握と評価を行っていること

(評価項目 a) 卒業認定の基準、判定方法、体制等を明らかにしていること

(評価項目 b) 授業の単位認定を適切に行っていること

(評価項目 c) 卒業時の「卒業認定・学位授与の方針」の到達度に関して、「何を学び、身に付けることができたのか」を多面的な方法により把握し、評価していること

【評価基準②】在学中の学修成果の結果を高等教育機関・学部等の掲げる「養成する人材像」につなげていること

(評価項目 a) 「養成する人材像」を実現するために必要な「卒業認定・学位授与の方針」に示されている資質・能力を身に付けた学生を社会等に輩出できていることを明らかにし、社会的に示していること

IV. 学生の学びと成長の結果を基盤とした不断の自己改善

【評価項目①】学修成果の可視化によって得られた結果を、教育改善に活用していること

(評価項目 a) 教育改善のための体制を構築していること

(評価項目 b) 様々なステークホルダーの意見を通じて定期的に点検・評価し、改善・向上を図っていること

イ 質向上の視点

- 我が国の高等教育機関は、世界的な研究・教育の拠点を目的とするものから、地域社会を支える職業人養成を目的とするものなど、多様な目的を有していることを考慮する必要がある。各機関は、基本的には学部等ごとに「建学の精神」や「養成する人材像」を踏まえて「卒業認定・学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー)」を定めている。そのため、高等教育機関の様々な教育活動により、一人一人の学生が学位プログラムを通じて得た自らの学びの成果 (学修成果) を把握し、様々な根拠やデータを組み合わせ「卒業認定・学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー)」で掲げる資質・能力を備えた学生を育成できているか、すなわち「教育成果」を明確に挙げているかを評価する。
- 評価に当たっては、在学中、学生一人一人が知識・能力をどの程度身に付けたかという学修成果を可視化する取組が重要になる。学修成果の可視化は、これまでアンケート等、学生の自己評価を通じてエビデンスを得る間接評価が中心であったが、第一義的には学生の知識や能力の表出に伴う直接評価によって行われることを受け、直接評価と間接評価の双方の観点で行うことが重要である。直接評価に関しては、標準試験、ポートフォリオ、ルーブリックを用いた卒業論文等の評価、授業成績に基づく「卒業認定・学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー)」の達成度の評価、プロジェクト・ベースト・ラーニングなどプロジェクト学修の成果の把握などの取組が高等教育機関でも始まっているところであり、そのような取組が学修成果を十分可視化できているかを検証しながら、どのような評価手法が効果的であるか各高等教育機関で検討していくべきである。これらの可視化の取組を通じて高等教育機関は学部等の「教育成果」を明らかにしていくことが求められる。

なお、間接評価に関しては、「全国学生調査」¹³において、「新たな評価」の趣旨に即

¹³グランドデザイン答申においては、学修者本位の教育へ転換を図るとともに、各大学が教育成果や教学に係る取組状況等の大学教育の質に関する情報を把握・公表していくことの重要性を指摘する一

した質問項目を今後設定し、その結果を評価に活用していくべきである。

「教育成果」を把握するに当たっては、「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」に示されている資質・能力を身に付けた学生が社会や地域で貢献していることは、高等教育機関として社会の信頼や期待を応える意味でも重要な要素であり、在学中の学生の学修成果だけでなく、こうした観点も「新たな評価」を通じて広く明らかにしていくこととする。

- そのほか、各高等教育機関が「教育の質」の向上につなげていくためにも、優れた取組を積極的に評価できる仕組みにすべきである。
- 学部間連携の取組や全学での教養教育など学部等という枠を超えて行われる教育活動も重要である。学生の視点から見れば、学部等が提供する教育も学部等横断で行われている教育も同一機関における教育であることに変わりはない。「新たな評価」ではそれらの教育が各学部等における「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」の達成、学生の成長にどのように寄与しているかという観点から適切に評価すべきである。
- また、認証評価制度以外にも、高等教育機関の自主的な取組として、国際的な評価機関による評価を受審している場合¹⁴や教育プログラム単位の国際的な認証等¹⁵がある場合については、国際的な評価基準に基づいて、教育内容や体制が審査されるため、世界で通用する「質の高い教育」を提供していることの客観的な根拠になり得ることから、質向上の視点から評価すべきである。

（２）「新たな評価」制度導入における「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」等の再検証

「新たな評価」制度においては、各高等教育機関が将来を見据えた「養成する人材像」を掲げ、社会にそのような人材を輩出するために、学生が在学中にどのような資質・能力を身に付けることができたかを評価することになることから、適切な「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」の設定が必要である。また、産業構造の変化や新た

方、「社会が理解しやすいよう、国は、全国的な学生調査や大学調査を通じて整理し、比較できるよう一覧化して公表すべき」と提言されたことを受け、令和元（2019）年度から施行実施してきており、令和7（2025）年度から本格実施している。

¹⁴ 例えば、ビジネススクールについては、AACSB（The Association to Advance Collegiate Schools of Business）、EQUIS（European Quality Improvement System）、AMBA（The Association of MBAs）といった国際認証機関によって国際認証が行われているほか、医学教育については、日本医学教育評価機構（JACME）において、世界医学教育連盟（WFME）の国際基準を踏まえた評価が行われている。

¹⁵ 例えば、日本技術者教育認定機構（JABEE）は、技術者教育認定の世界的枠組みであるワシントン協定などの考えに準拠した技術者を育成する教育プログラムを認定している。

な技術の発展などを踏まえて、高等教育に求められる人材像も常に変化していることから、「新たな評価」制度を実施するに際し、各高等教育機関は自らが掲げる「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」を、地域のニーズや社会の要請及び国際的な要請に照らしつつ、各機関の理念等に基づき、「学生が何を学び、どのような力を身に付けることができるのか」「学修成果を可視化し得るものとなっているか」について改めて検討し、具体的かつ十分なものとなっているか再検証すべきである。

3. 評価手続【どのように評価するか】

(1) 評価結果の在り方：分かりやすく、かつ、改善につながる段階別評価

- 現在の認証評価の評価結果については、ほぼ全ての高等教育機関が「適合」という判定を受けている。当然、高等教育機関を称する資格を備えるべく、各機関が必要な取組を行ってきた証左である。

- 大学をはじめとする高等教育機関の役割は、学生一人一人の可能性を広げ、その資質・能力を最大限伸ばすことによって、社会の発展の原動力となる人材を育成することである。しかしながら、各機関の「教育の質」によって社会的な評価や進路選択が行われているかは必ずしも明らかではなく、このような現状を打破するため、その学部等で実践されている「教育の質」を分かりやすく評価し、発信する必要性は高い。これにより、規模や地域性にかかわらず、丁寧に教育や学生支援を行うことを通じて、社会や地域で必要な人材を育成している高等教育機関が高く評価されるべきである。

- また、学部等の「教育の質」の評価を分かりやすく発信することにより、各高等教育機関間で先進的な取組や課題を把握・共有しやすくなり、さらに、そうした情報を参考にしながら、学生が学修の成果を実感できるよう、各高等教育機関における自己改革・自己改善の取組が更に進むことが重要である。

- そのため、「新たな評価」においては、高等教育機関全体の評定に加えて、各学部等において段階別の評価結果を付すよう変更する。

具体的には、高等教育機関として求められている質保証の基準に達していない学部等については「要是正」とし、質保証の基準に達しているもののうち、「学生の成長につながる優れた取組を通じて高い教育成果が期待される学部等」「学生の成長につながる優れた取組を通じて高い教育成果を挙げている学部等」についてはより高く評価することとする4段階の評価とする。その際の評語については、例えば、星のような特定の記号の数など、高校生や企業等をはじめとした社会にとって分かりやすいものとする。

特に、「学生の成長につながる優れた取組を通じて高い教育成果を挙げている学部等」として評価をするに当たり、社会的・学術的に期待されている水準を超える高い「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」を掲げ教育成果を挙げていること、当該「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」の達成に向けて学生を入学時から大きく成長に導いていること、挙げている教育成果が単年度や個別の教職員の取組に依存するものではなく継続的かつ組織的なものであること、といった観点を基本として段階別に評価を行っていく。その際、十分な成果を挙げられていない場合については、どこが不十分なのかを評価機関が明確に示すことが望ましい。

また、現在の認証評価においては、評価基準に適合しているか否かという結果を明示する観点から「不適合」という評定を付していたが、「新たな評価」においては高等教育機関全体の評価基準を満たしていない機関や、質保証の基準に達していない学部等を

有する機関については、機関自らが改善しなければならないことを強調するため、「要是正」という評語を付す。

- なお、段階別評価を行う際には、単に各高等教育機関の課題を追及・指摘するのではなく、各高等教育機関が自らの活動に対する自負を獲得するとともに、更なる高みを求めて自己改革を通じた「教育の質」の向上につなげるためにも相対評価ではなく絶対評価を基本とする。

(2) 評価サイクル

- 評価のサイクルは、現在の機関別認証評価では7年間、分野別認証評価では5年間としており、高等教育機関には7年以内の機関別認証評価の受審、5年以内の分野別認証評価の受審を義務付けている。「新たな評価」では、
 - ・機関全体の点検・評価を行いながら、学部等の教育活動の評価を中心に実施することから、現在の分野別認証評価の意義や機能に近づくこと
 - ・高等教育は学位の種類・学位の分野について様々であるが、医学分野等は6年制課程をとっていること
 - ・他の評価とのバランス（国立大学法人や地方公立大学法人の法人評価は6年）を踏まえ、実施する評価機関の実情も加味することとするが、「新たな評価」を受審した後は、6年以内に次の受審を義務付けることを前提とする。

(3) 効果的な評価手続：データプラットフォームの構築と実地調査の在り方

- 評価業務を効果的かつ効率的に実施するために、高等教育機関、評価機関及び文部科学省がデータ等を共有できるシステムとして、データプラットフォームを構築する。各評価機関がそれぞれデータプラットフォームを設けるとデータ形式の統一化や整合性がとれず、管理コストが増加することになることを踏まえれば、高等教育機関の教育研究活動等の状況についての評価に関する情報、高等教育機関の入学資格及び学位その他これに準ずるものに関する情報、高等教育機関における各種の学習の機会に関する情報の収集、整理及び提供を担っている独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に設置し、一元的に管理することが必要である。
- また、データプラットフォームは、受審管理機能、高等教育機関によるデータ入力機能、データ閲覧・評価支援機能、データ公表機能を一元的に備えているものにするべきである。特にデータ入力においては、全国学生調査の結果データなど、文部科学省が実施する調査の結果について、各高等教育機関に改めて入力を求めるのではなく、収集済みのデータを文部科学省が一元的にデータプラットフォームに入力することなどにより、高等教育機関側の作業負担の軽減を図るべきである。さらに、評価において必要と

なる定量的な確認については、自動計算機能等により代替するとともに、定性的な内容の確認についても、不足している情報等がある場合にアラートを表示する機能を設けることに加え、A I の活用も視野に入れながら、評価者・被評価者双方の負担軽減につながる評価支援が行われるべきである。

- また、現在の認証評価においては、高等教育機関の自己点検評価書に基づき、書面審査と実地調査が行われている。これは細目省令において、認証評価機関の評価の方法に高等教育機関の教育研究活動等の状況についての実地調査が含まれていることが認証要件として求められているためである。実地調査は、教育現場や施設、関係者（学長、教職員、学生）へのヒアリングを通じて、書面だけでは確認できない「教育の質」や環境を客観的に評価し、実態を検証する重要なプロセスである。そのため、「新たな評価」においても、特に評価に当たり重要な判定を行う場合や、評価機関が社会に対してより丁寧な説明が求められる場合などは、実地調査においてその実態を確認することが必要不可欠であり、実地調査を実施することが望ましい。
- この点、コロナ禍において実地調査の対面実施が不可能であった際には、各高等教育機関から提出された資料やデータ等から教育の実情を把握し、オンラインでの面談を効果的に活用することで、学生や教職員の声も取り入れながら評価を行ってきたところである。

このような経験を通じて、評価機関が書面調査やオンライン面談を行った上で、必ずしも対面での実地調査を行う必要がないと判断した場合には、対面での実地調査を行わなくても評価を可能とするような柔軟な運用を認めるよう改める。
- 「新たな評価」制度は、学部等ごとの「教育の質」を重視した評価を行うなど、これまでの認証評価から大きな変更になる。そのため、「新たな評価」を実施するまでに現在の認証評価機関や先行する分野別評価機関、高等教育機関の協力も得つつ、試行的な評価を含め、必要な準備が行えるように、文部科学省において必要な支援が行われることを期待する。

4. 評価の主体【誰が評価するのか】

(1) 評価主体の在り方

○ 現在の認証評価制度において、文部科学大臣の認証を受けている評価機関は16機関ある。各機関が持つ専門性等を踏まえ、書面審査や実地調査、ヒアリング等を通じて、高等教育機関の教員らを中心とした評価委員会による定性的評価（ピア・レビュー）を行っているところであり、これまで培った定性的評価等の経験については、「新たな評価」制度においても積極的に活かすべきである。

○ 特に、「新たな評価」制度においては、高等教育機関全体に対して、社会的信頼に関することと内部質保証が適切に行われているかを評価しつつ、学部等で実施している教育に対して質保証と質向上の観点の評価に注力するよう大きな変更を図っていくことになる。この点、学部等の「教育の質」を評価し、社会に対して評価結果を公表していくのであれば、その専門性が近い、つまりは同じ学位の分野単位でのピア・レビューを行うことを基本とする。

したがって、「新たな評価」の学部等の評価においては、以下の学位の分野¹⁶を踏まえて実施できるよう、評価機関はその体制を整えることが求められる。

- | | | | | | |
|--------------------------------|-----------------|-------|--------|--------|-------|
| ①文学関係 | ②教育学・保育学関係 | ③法学関係 | ④経済学関係 | | |
| ⑤社会学・社会福祉学関係 | ⑥理学関係 | ⑦工学関係 | ⑧農学関係 | ⑨獣医学関係 | |
| ⑩医学関係 | ⑪歯学関係 | ⑫薬学関係 | ⑬家政関係 | ⑭美術関係 | ⑮音楽関係 |
| ⑯体育関係 | ⑰保健衛生学関係（看護学関係） | | | | |
| ⑱保健衛生学関係（リハビリテーション関係） | | | | | |
| ⑲保健衛生学関係（看護学関係及びリハビリテーション関係以外） | | | | | |
| ⑳法曹養成関係 | ㉑教員養成関係 | | | | |

○ この点、評価機関は必要な評価員を確保することになるが、「新たな評価」制度を円滑かつ実効的に行っていくために、学位の分野単位での評価を適切に行える体制を確保することを前提に、どのような評価体制を採るかについては評価機関の実情を踏まえることとするとともに、文部科学省においては高等教育機関関係者に対して幅広く協力を求めるなど、公平・公正な評価を行うために適格な評価者の確保策について、必要な支援を検討すべきである。

○ また、これまでの認証評価においては、高等教育機関の教員のみならず、産業界関係者や高校関係者も一部参画してきた。社会の視点を幅広く反映して高等教育の質を評価していくためには、これら関係者の評価手続への一層の参画を促進していくことが必要

¹⁶ 「学位の種類及び分野の変更等に関する基準」（平成15年文部科学省告示第39号）に基づく学位の分野である。学部等の届出設置の要件として、学位の分野の変更を伴わないこととされている。届出設置が可能かどうか（認可の要否）を判断する基準として定められている。

である。また、国際的な事例も参考に、学生代表者が評価手続に参画すること、また、そのために必要な素養・理念の共有や研修を行うことも今後検討していく。

○ 「新たな評価」の主体としては、高等教育の質の保証と向上に向けて、機関全体の評価と学部等の「教育の質」の評価を担う十分な体制等を備えた機関がその役割を担うことを期待している。また、分野によっては、教育内容の専門性が特に求められるものもある。例えば、医学教育の充実・向上を図ることを目的に、医学教育の質を国際的見地から保証する役割を担ってきた日本医学教育評価機構（JACME）をはじめとして、特定の学位の「教育の質」を担保するべく取り組んできた機関も存在することから、「新たな評価」を実施する際には、これまで実績がある機関の知見や経験を活用していく。

○ そのため、高等教育機関全体の評価及び学部等の段階別評価を総合的に担う機関（総合評価機関）だけではなく、特定の分野を専門的に評価する機関（特定分野評価機関）を文部科学大臣が認証し、特定分野評価機関の評価を受審した学部等（又は学部の下に置かれる学科等）については、特定分野評価機関の評価結果をもって総合評価機関の当該学部等の評価（の一部）を代替することができるようにする。

その際、文部科学大臣は、総合評価機関、特定分野評価機関が「新たな評価」制度を遂行するに当たり、それぞれの役割に応じた評価を行うために必要な体制を備えているか、また、各評価機関が定める評価基準及び評価方法が文部科学省の示す評価基準・項目等と整合しているかなどについて、厳格に審査する。

○ また、現在の認証評価制度においては、

- ・複数の評価機関が存在し、その評価の基準や観点が必ずしも一致しないことから評価への公平性という観点で課題があるのではないか
- ・評価機関ごとに評価手法が異なることで、効果的・効率的で優れた評価手法が十分に共有・実践されていないのではないか
- ・第三者評価である認証評価を通じて各高等教育機関の活動を社会へ明らかにして理解を得るといった役割が必ずしも十分に果たせていないのではないか

という指摘がある。

○ したがって、今回の「新たな評価」制度においては、前述したように質保証の評価基準・項目については、複数の評価機関が存在する場合には、全ての評価機関同一となるよう調整するとともに、評価員等の評価体制の在り方や教育成果の例及び段階の判定基準等についても、実績がある評価機関の知見等を参考にしつつ、これまでの質保証の実績を損なうことがないように調整を行うことが必要である。そのため、評価の公平性をより担保できるよう、評価に当たり基準に照らした判断や提出資料等の評価機関間でのばらつきをなくすための調整組織及び同組織の役割について明確化する。

また、評価員に対する研修の共通化等、評価を実施するに当たり共通化できる業務が

ある場合には、同組織で調整の上実施する。

(2) 評価主体の質の確保：認証評価機関に対する定期的な確認

- 現在の認証評価機関は、評価の質の信頼性を高めるため、自己点検・評価を定期的に行い、その結果を公表している¹⁷。
- 「新たな評価」制度は、評価機関が、高等教育機関として求められる教育環境水準や教学に係るシステムなど内部質保証システムの確認を基盤とし、高等教育機関の中核たる「教育の質」の評価をすることになるが、その評価結果を通じて、高等教育機関の教育活動を社会に問うていくことを踏まえれば、これまで以上に評価機関の評価の質の信頼性を高めていかなければならない。このことから、評価機関自身が自己点検・評価を引き続き実施していくことが必要であるとともに、評価機関に対して認証を与えた文部科学大臣も評価が適正に行われ、評価機関として適格であるかを確認するシステムを設けていくべきである。

¹⁷ 細目省令第2条第4号に基づき、認証評価機関として各認証評価事業について定期的な自己点検・評価を実施し、その結果を公表している。

5. 評価結果の公表・活用【評価結果をどのように公表・活用するか】

(1) 評価結果の公表

- 全ての学修者が自らの可能性の伸長を実感できる高等教育改革を実現するために、各高等教育機関が「教育の質」の向上に向けた取組を更に加速させる必要がある。そのためには、第三者評価を通じて高等教育機関において学生の成長に資する取組が行われていることを明らかにするとともに、社会の理解を深め、支持を得ていくことがこれまで以上に必要である。

この点、前述したように評価に関するデータプラットフォームを設けることとしており、評価結果についても同プラットフォームにおいて一元的に公表する。その際、学生等が必要な情報に到達しやすくするために様々な要素でソート・検索できるような機能を備える。

また、公表内容のフォーマットに統一性を持たせるとともに、評価結果及びそのように判断した評価の具体的内容を記載することとするが、情報の受け手である学生等がアクセスしやすいように評価の具体的内容についてはポイントを分かりやすく示すこととする。

なお、特定の学位の分野について特定分野評価機関による評価を受審した場合には、当該学位の分野の評価結果も併せて公表する。

併せて、例えば、「所在地」、「授与される学位」、「養成する人材像」、「卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)」のような学部等に関する基本的な情報を付記し、学生の進路選択等にも活用しやすくする。

- ただし、「新たな評価」結果を公表する際には、各高等教育機関の個性・特色の明確化を図り、その多様性を明らかにするよう配慮することも必要である。
- また、「知の総和答申」では、情報公表に関し、設置者別ではない新たなデータプラットフォーム(Univ-map(ユニマップ)(仮称))の構築が提言されており¹⁸、Univ-map(ユニマップ)(仮称)では「新たな評価」結果も併せて公表するが、評価結果以外の情報公表事項や公表の方法を検討する際に、評価結果を他の情報公表事項とどのように組み合わせて公表するかについても併せて検討する。

(2) 評価結果の活用の在り方

- 現在の認証評価においては、大学教育再生戦略推進費のような高等教育機関の優れた取組を重点的に支援する補助金の基礎的要件として高等教育機関の教育研究活動の質

¹⁸ 「知の総和答申」では、「大学ポートレートで培ってきた実践や知見を生かしつつ、単純な数値に限らず高等教育機関を横断的に比較する観点から、設置者別ではない新たなデータプラットフォーム(Univ-map(ユニマップ)(仮称))を構築し、情報公表を更に進めることが必要である。」と提言されている。

が担保されているべきという考え方の下、「不適合」の判定を受けていないことを事業の申請要件とするなどの政策面で活用しているところである。前述のとおり、「新たな評価」の実施に当たっては、質保証の視点から基準・項目の共通化を図り、質向上の視点については評価の観点等を調整することで、評価結果を資源配分等の政策に活用することも文部科学省は検討し、各高等教育機関の改善努力を後押しするようにすべきである。

○ また、良好な評価結果を受けた各高等教育機関への受審期間の延長や次回の評価における評価項目の軽減など評価手続の簡素化については、「新たな評価」制度の実情を鑑み検討する。

○ 「質保証の視点」で示した評価基準・項目は法令等で求められる水準を基にしていることから、学部等の評価において「質保証の視点」で示した基準・項目を満たさない場合は「要是正」として判断することになるが、「要是正」学部等の場合、法令で求められる水準に達していないおそれがあることから、確実な改善が行われるよう、文部科学省は、ペナルティを含めたその後の対応を検討することが必要である。

現在の認証評価において、「不適合」の判定を受けた高等教育機関は適合認定を受けると、再度評価を受審することができるが、「新たな評価」においても同様に、「要是正」機関は早期に自律的な改善を図った上で再度評価を受審することが求められる。また、文部科学省は「要是正」機関から改善状況を聴取し、改善の取組がなされていない、不十分である又は改善の見通しが無い場合は、例えば新たな学部新設等の認可を行わないことも含め、法令上の厳しい措置を講じていく。加えて、「新たな評価」の結果については、データプラットフォームや認証評価機関において公表するのみならず、質保証の責任を担う高等教育機関において、情報公表を進める。

○ なお、現在の認証評価制度においても「不適合」の判定を受けている高等教育機関は存在し、文部科学省は当該機関の教育研究等の状況について報告又は資料の提出を求め、改善を行った上で再度評価を受審するよう促しているが、「不適合」の状態が継続している高等教育機関があるのも現状である。

現在の認証評価制度において「不適合」の判定を受けていることは、高等教育機関としての運営・教育に関し重大な課題を抱えていることを示すものであるため、現在の認証評価において「不適合」の状態が継続している高等教育機関に対しても、評価結果の公表や法令上の措置等、「新たな評価」を待たずに文部科学省において厳格な対応を直ちに講じることが必要である。

6. 持続可能な高等教育の評価への転換

- 1990 年後半以降、行政・企業・教育などあらゆる分野で、意思決定の根拠や成果をステークホルダーに対し明確に説明し、社会から信頼を得ることが求められてきたところである。この点、大学をはじめとした高等教育に関しては、平成 14（2002）年の中央教育審議会の答申「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」において、我が国の行政システム全体が国による事前規制型から事後チェック型へ移行する方向にある中、設置認可制度を見直し、文部科学省の関与は謙抑的としつつ、設置後も含めて官民のシステム全体で大学の質を保証していく必要がある、といった認識を示し、「認証評価制度」の導入を提言したところである。また、その後も国立大学法人化など、高等教育の透明性と信頼が求められる法整備や組織改革が進められてきたところである。
- 各評価制度の趣旨は異なっており、いわゆる「評価疲れ」解消のために近年取組を進めてきているところであるが、高等教育機関側・評価機関側の双方で「徒労感」が生じているとの指摘は現時点でも強く、本来高等教育機関として期待される教育と研究に注力すべき時間を制約することになっては、本末転倒である。
- 今回「新たな評価」制度を構築するに当たり、学位の分野を踏まえた学部等の「教育の質」を評価するという真に必要な目的を達成することと併せて、高等教育で求められている教育に係る評価全般についても見直すべきである。
- 具体的には、
 - ・現在の機関別認証評価と分野別認証評価については、「新たな評価」では機関全体の評価と学部等ごとの段階別評価を一元的に行うことになることから、その統合を図る
 - ・国立大学法人評価における教育に関する現況分析は「新たな評価」と類似する要素も多く、重複の解消を図ることを進めていく。
- また、「新たな評価」を行う際には、高等教育機関からの基本的な提出書類は各機関で行われている自己点検評価書と根拠資料とし、質保証の水準を満たしているか疑義がある場合や評価結果を判断するために必要不可欠な場合を除き、評価を受審するための追加的な資料を提出させない、若しくは既存の資料の提出にもって代えるような配慮をしていく。そのためには、当然ながら「新たな評価」を見据えた定期的な自己点検・評価活動が引き続き重要であり、各高等教育機関は現在の自己点検・評価の内容や方法も見直すよう、その検討を進めるべきである。

具体的な評価基準・項目・評価の視点・判断例

※ 4年制大学の学部を想定したモデル

【機関全体の評価】

<評価基準>

1 高等教育機関全体の社会的信頼に関すること

【根拠資料例】

- 法令で全学的に求められている事項に関するデータ等（教員数、校地・校舎面積、情報公表等）

【判断例】

- 社会の信頼や学生の利益を損なうことがないよう法令や社会的倫理に則って機関運営がなされていない。
- 以下のような法令で全学的に求められている事項を満たしていない。
 - ・ 特定の範囲の年齢に著しく偏ることがないよう配慮するとともに、必要な教員数が確保していること
 - ・ 教育の充実を図るため、授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修を教員等を実施していること（もしくは実施していることを確認していること）
 - ・ 必要な校地・校舎等の施設及び設備等を備えていること
 - ・ 必要な高等教育機関の情報を社会に公表していること

<評価基準>

2 全学的な内部質保証システムに関する手続及び体制に関すること

【根拠資料例】

- 全学的な内部質保証の方針及び手続、内部質保証の体制図、手続規程

【判断例】

- 適切な内部質保証のための全学的な手続を明らかにしていない。
- 全学的な内部質保証を行うための適切な体制を整備していない。

<評価基準>

3 高等教育機関の目指す方向性に向け、点検・評価、その結果に基づく改善を行い、内部質保証が図られていること

【根拠資料例】

- 機関のビジョン、機関の中長期計画等、機関が定期的に行っている自己点検に関する資料

【判断例】

- 中長期計画など、機関として目指す方針を示していない。
- 内部質保証手続に基づいて、機関の教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況について、定期的かつ適切に点検・評価を行っていない。
- 自己点検・評価の結果に基づいて、学部等の組織に対し、全学的な調整や支援を適切に行われておらず、質保証がなされていない。

【学部等評価】

質保証の視点

評価の基本的な方針 I.

明確な「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」の策定・公表

<評価基準①>

高等教育機関の理念や社会・地域のニーズを踏まえ、明確な「養成する人材像」を適切に定め、社会に分かりやすく掲げていること

<評価項目>

a. 高等教育機関の理念や社会・地域のニーズを踏まえ、明確な「養成する人材像」を適切に定め、示していること

【根拠資料例】

- 高等教育機関・学部等の理念と「養成する人材像」を記載した学則及び HP での公表を示す資料
 - 産学連携協議会議事録、外部評価委員会報告書、自治体との連携協定書等の養成する人材像が社会・地域ニーズを踏まえていることが分かる資料等
 - 全国学生調査
- ※ 上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

【関係法令】

学教法第 83 条、学教法施行規則第 172 条の 2、大学設置基準第 2 条、認可基準告示第 1 条第 1 項第 2 号

質保証の視点

□ 「養成する人材像」を、高等教育機関・学部等の理念や社会・地域のニーズ等を踏まえたものとしており、学生・教職員の間で共有し、社会に対して発信しているか。

【判断例】

- 学部等ごとに、人材の養成に関する目的が学則等に定めていないなど、「養成する人材像」を示していない。
- 「養成する人材像」を、機関が担うべき法令上の目的・役割に照らして、整合性のあるものとしていない。
※ 例えば、「養成する人材像」が深く専門の学芸を教授し知的・道徳的及び応用的能力を展開させる機関の教育目的と整合しない場合。
- 「養成する人材像」を機関の理念や社会・地域のニーズ等を踏まえたものとしていない。
※ 例えば、「養成する人材像」が社会や地域ニーズを踏まえたものになっているとの根拠が示せない場合。

評価の基本的な方針 I.

明確な「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」の策定・公表

<評価基準②>

「養成する人材像」に照らして必要かつ学位にふさわしい資質・能力を「卒業認定・学位授与の方針」(DP)において示していること

<評価項目>

- a. 「養成する人材像」に照らして必要かつ学位にふさわしい資質・能力を「卒業認定・学位授与の方針」(DP)で示していること

【根拠資料例】

- 学部等の DP を示している学則もしくは公表を示す資料
※ 上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

【関係法令】

施行規則第 165 条の 2

質保証の視点

- 掲げている「養成する人材像」と DP との関連が示され、DP を分野別参照基準や国際基準、学士力やジェネリックスキルに関する国際基準などを踏まえたものとしているか。

【判断例】

- 「養成する人材像」に照らし必要かつ学位にふさわしい資質・能力を DP に掲げていない。
※ 「学位にふさわしい」か否か判断する際は、例えば、分野別参照基準や国際基準、学士力やジェネリックスキルなどを踏まえているか確認する。

評価の基本的な方針Ⅱ.

「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」を達成するための
教育課程・教育環境体制

<評価基準①>

「教育課程編成・実施の方針」(CP)に則して、学生が体系的かつ主体的に学びを深められる適切な教育課程を整備していること

<評価項目>

- a. 「卒業認定・学位授与の方針」(DP)と整合性がある「教育課程編成・実施の方針」(CP)を策定していること

【根拠資料例】

- CPを示す資料
 - DPとCPの関係性を示す資料
- ※ 上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

【関係法令】

施行規則第165条の2、施行規則第172条の2

質保証の視点

- DPと整合性があるCPを定めているか。

【判断例】

- DPと整合性があるCPを策定していない。

評価の基本的な方針Ⅱ.

「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」を達成するための
教育課程・教育環境体制

＜評価基準①＞

「教育課程編成・実施の方針」(CP)に則して、学生が体系的かつ主体的に学びを深められる適切な教育課程を整備していること

＜評価項目＞

- b. 「教育課程編成・実施の方針」(CP)と「卒業認定・学位授与の方針」(DP)に基づく学修成果の評価を多面的に行う考え方を策定していること

【根拠資料例】

- DPに基づいたアセスメントプラン
 - ※ 上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

【関係法令】

なし

質保証の視点

- 教育の成果を点検・評価するための学修成果の評価を多面的に行う考え方を策定しているか。

【判断例】

- 教育の成果を点検・評価するための学修成果の評価を多面的に行う考え方を策定していない。

評価の基本的な方針Ⅱ.

「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」を達成するための 教育課程・教育環境体制

<評価基準①>

「教育課程編成・実施の方針」(GP)に則して、学生が体系的かつ主体的に学びを深められる適切な教育課程を整備していること

<評価項目>

- c. 「教育課程編成・実施の方針」(GP)に則して教育課程を体系的に編成し、ふさわしい授業科目を開設していること

【根拠資料例】

- シラバス
- 履修要項
- シラバスを確認するための組織体制等を示す資料
- カリキュラムツリー、カリキュラムマップなど体系的な教育課程編成等を示す資料
- 全国学生調査

※ 上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

【関係法令】

大学設置基準第 19 条～第 25 条、施行規則第 172 条の 2

質保証の視点

- CP に照らして教育課程を体系的に編成しているか。
- 教育課程を編成するための責任と権限を持った決定機関があるか。
- シラバス等を通じて「授業科目」「授業の方法・内容」「年間の授業計画」を明示しているか。
- 学位にふさわしい授業科目を開設しているか。
- 授業による教育効果、授業時間外の必要な学修等を考慮して、単位数を適切に定めているか。

【判断例】

- 「養成する人材像」や DP・CP を実現するために十分な教育課程を体系的に編成していない。
 - ※ 体系性の判断例
 - ・ 教育課程の編成に当たって、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮がなされていない。
 - ・ 「主要授業科目」が、学生に学位を取得させるに当たって、当該学位のレベルと分野に応じて達成すべき能力を育成するために必要な科目であって、当該授業科目と DP・CP との関係性を踏まえたものとなっていない。
 - ・ 必修科目、選択科目及び自由科目の位置付けが勘案されていない。
 - ・ 機関の教育上の目的に沿って、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、各年次に適切に配当していない。
 - ・ 「養成する人材像」に対応した履修モデルが示されていない。
- 個別の科目の内容を、高等教育機関の教育としてふさわしい内容・水準としていない。
 - ※ 卒業要件単位に算入することが認められないものの例（卒業要件単位に算入しない科目として開講することは可能）
 - ・ 授業内容がリメディアル教育、資格試験対策、ビジネスマナーや就職対策等に終始しているもの
 - ・ 情報リテラシーで単にワープロソフトの操作を学ぶ等の水準に終始しているもの
- 明らかに授業による教育効果、授業時間外の必要な学修等を考慮しておらず、単位数を適切に定めていない。
- 授業を講義、演習、実験、実習・実技のいずれか又は併用により適切な授業方法で行っていない。
- メディア授業を実施する場合、具体的な実施方法等を提示し、面接授業に相当する教育効果を有するものである内容としていない。
- 設定している授業科目を実践する上で適切な学生数としていない。

評価の基本的な方針Ⅱ.

「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」を達成するための 教育課程・教育環境体制

<評価基準①>

「教育課程編成・実施の方針」(CP)に則して、学生が体系的かつ主体的に学びを深められる適切な教育課程を整備していること

<評価項目>

- d. 授業を担当するにふさわしい資質・能力を有している教員及び指導補助者を授業担当として配置していること

【根拠資料例】

- 教育研究組織の構成・教員選抜方針を示す資料
 - 教員データ（氏名、年齢、保有学位、直近の研究業績若しくは実務経験等）
 - 授業科目の担当教員表
- ※ 上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

【関係法令】

大学設置基準第7条～第10条、第12条～17条

質保証の視点

- 研究業績や教育実績等に照らしてふさわしい資質・能力を有している教員等を配置しているか。

【判断例】

- 教員数が大学設置基準を満たしていない。
- 学部等の規模や授与する学位の種類・分野に応じ必要な教員及び事務職員等を配置していない。
- 教員の構成について特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮していない。
- 演習、実験、実習・実技を伴う授業科目について、助手を配置するなど、指導体制に配慮していない。
- 授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、指導補助者が授業の一部を分担する場合、十分な教育効果を挙げられることについて、合理的な説明をしていない。
- 教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、教員及び事務職員等の相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保しておらず、教育研究に係る責任の所在を明確にしていない。
- 教育研究上の責任体制、管理運営への参画、勤務形態（・処遇等）において、基幹教員（又は専任教員）の位置付けを明確にしていない。
- 実務家教員について、当該分野の実務経験を有する者で構成し、保有資格、実務の業績、実務を離れてからの期間等を踏まえて、十分な実務能力を有した者であることを説明していない。

評価の基本的な方針Ⅱ.

「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」を達成するための 教育課程・教育環境体制

<評価基準①>

「教育課程編成・実施の方針」(GP)に則して、学生が体系的かつ主体的に学びを深められる適切な教育課程を整備していること

<評価項目>

- e. 「教育課程編成・実施の方針」(GP)に照らして、入学段階で身に付けていることが求められる資質・能力等やその評価・判定の基準を示す「入学者受入れの方針」(AP)を的確に定め、当該方針を踏まえた入学者選抜方法を明確に示していること

【根拠資料例】

- APを示す資料
- 入学者選抜方法を示す資料

※ 上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

【関係法令】

施行規則第165条の2、施行規則第172条の2、大学設置基準第2条の2

質保証の視点

- 的確なAPを定め、それに沿った入学者選抜方法を示しているか。

【判断例】

- 的確なAPを定めていない。
- APを定めているが、それに沿った入学者選抜方法としていない。
- APを定めているが、入学者選抜方法を明確としていない。
- 「養成する人材像」とAPが整合性をもって説明していない。

評価の基本的な方針Ⅱ.

「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」を達成するための 教育課程・教育環境体制

<評価基準②>

施設設備、学生支援体制など教育環境・体制を整備していること

<評価項目>

- a. 学修支援に関する高等教育機関としての方針に基づき、学修支援に必要な情報を学生に示していること

【根拠資料例】

- 学修支援に関する機関の基本方針
- 学修支援体制組織図及び関連規程などの学修支援体制を示す資料
- 修学、進路選択、心身の健康等に係る支援に関する情報公表を示す資料
- 全国学生調査

※ 上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

【関係法令】

施行規則第 172 条の 2

質保証の視点

- 学修支援に関する的確な方針・体制を備え、留学生や障害のある学生など個々のニーズに合った情報提示を行っているか。

【判断例】

- 教育課程の内外を通じて社会的・職業的自立に関する指導等に取り組んでおらず、また、そのための体制を整えていない。また、その体制等について学生への情報提示を行っていない。
- 修学、進路選択、心身の健康等に係る支援に関する情報を適切に公表していない。

評価の基本的な方針Ⅱ.

「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」を達成するための
教育課程・教育環境体制

<評価基準②>

施設設備、学生支援体制など教育環境・体制を整備していること

<評価項目>

b. 学修環境を整備するとともに、必要な情報を学生に示していること

【根拠資料例】

- 校地・校舎等の面積
 - 設置基準上必要とされている施設等の整備状況
 - 教育環境の情報公表をしていることを示す資料
 - ラーニングコモンズ等の自主学習スペースなどの設置状況
 - ラーニングコモンズ等の自主学習スペースの活用状況報告書
 - ICT利用のための方針
- ※ 上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

【関係法令】

大学設置基準第 34 条～第 40 条の 3、施行規則第 172 条の 2

質保証の視点

- 校地・校舎等面積の基準を満たし、基準上必要な施設設備を備え、ラーニングコモンズ等の自主学習スペースなど学生の学修のために必要なスペース等の確保が十分か。

【判断例】

- 校地・校舎等の面積が大学設置基準を満たしていない。
- 基準上必要な施設設備を備えていない。
- 校地・校舎等の施設及び設備などの教育環境に関する情報を公表していない。
- 学生との個別面談・指導のためのスペースや学生が休息、交流できるスペースが十分でない。

評価の基本的な方針Ⅲ.

学生の学修成果の適切な把握と評価

<評価基準①>

「卒業認定・学位授与の方針」(DP)に沿って厳格な学位授与を行うために、学生の学修成果について適切に把握と評価を行っていること

<評価項目>

a. 卒業認定の基準、判定方法、体制等を明らかにしていること

【根拠資料例】

- 学則など卒業認定の基準や判定方法・体制を示す資料
※ 上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

【関係法令】

大学設置基準第 25 条の 2、第 32 条、施行規則第 172 条の 2

質保証の視点

- 卒業認定の基準や判定方法・体制が明らかで、その内容等が十分か。
- 学生に対して、授業の方法・内容、1年間の授業の計画をあらかじめ明示することとしているか。

【判断例】

- 卒業認定の基準や判定方法・体制を明らかにしていない。
- 124 単位以上修得することなどの卒業に関する法令上の要件を満たしていない。

評価の基本的な方針Ⅲ.

学生の学修成果の適切な把握と評価

<評価基準①>

「卒業認定・学位授与の方針」(DP)に沿って厳格な学位授与を行うために、学生の学修成果について適切に把握と評価を行っていること

<評価項目>

b. 授業の単位認定を適切に行っていること

【根拠資料例】

- 学修成果に係る基準・判定方法・体制等を明らかにした資料
- 学修成果に係る評価に当たっての基準の公表を示す資料
- 既修得単位の認定状況に関する資料
- 科目ごとの成績分布
- 科目ごとの履修者数
- 適切な単位認定を行うための体制を示す資料
- 事前事後学習や的確な単位認定がされていることを機関が確認した結果を示す資料
- 異議申し立て制度など評価の透明性確保を示す資料
- 全国学生調査

※ 上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

【関係法令】

大学設置基準第 21 条～第 23 条、第 25 条の 2、第 27 条～第 30 条、施行規則第 172 条の 2

質保証の視点

単位認定を適切に行っているか。

【判断例】

- 1年間の授業期間として、35週確保していない。
- 各授業科目の授業について、十分な教育効果を上げることができるよう、8週、10週、15週その他の機関が定める適切な期間を設定していない。
- 単位互換を行う場合、他の高等教育機関において履修した授業科目について、60単位を超えない範囲としていない。
- 成績評価基準に従って厳格な成績評価を行っていない。
- 授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外の必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で機関が定める時間の授業を1単位としておらず、単位数を適切に定めていない。

評価の基本的な方針Ⅲ.

学生の学修成果の適切な把握と評価

<評価基準①>

「卒業認定・学位授与の方針」(DP)に沿って厳格な学位授与を行うために、学生の学修成果について適切に把握と評価を行っていること

<評価項目>

c. 卒業時の「卒業認定・学位授与の方針」(DP)の到達度に関して、「何を学び、身に付けることができたのか」を多面的な方法により把握し、評価していること

【根拠資料例】

- DPの到達度を把握・評価していることを示す資料
※ 上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

【関係法令】

大学設置基準第25条の2

質保証の視点

DPの到達度を把握するための的確な直接評価と間接評価を実施しているか。

【判断例】

- 学修の成果・学位論文に係る評価、卒業の認定に当たって、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示し、当該基準に従って適切に行う仕組みとしていない。
- 成績評価の基準・方法について、学部等全体としての基本方針を踏まえ適切に設定していない。
- DPの到達度を把握するための的確な直接評価と間接評価を実施していない。

評価の基本的な方針Ⅲ.

学生の学修成果の適切な把握と評価

<評価基準②>

在学中の学修成果の結果を高等教育機関・学部等の掲げる「養成する人材像」につなげていること

<評価項目>

- a. 「養成する人材像」を実現するために必要な「卒業認定・学位授与の方針」(DP) に示されている資質・能力を身に付けた学生を社会等に輩出できていることを明らかにし、社会的に示していること

【根拠資料例】

- 卒業者数
 - 就職率・進学率データ
 - 卒業生や雇用先のアンケート調査やヒアリング調査結果
- ※ 上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

【関係法令】

施行規則第 172 条の 2

質保証の視点

- 「養成する人材像」や DP に見合う人材を育成し、社会に対して輩出できているという明確なデータや根拠を示しているか。

【判断例】

- 「養成する人材像」や DP に見合う人材を育成し、社会に対して輩出できていることを示す卒業者数、進学者数、就職状況を把握しておらず、的確に社会的に示していない。

評価の基本的な方針Ⅳ.

学生の学びと成長の結果を基盤とした不断の自己改善

<評価基準①>

学修成果の可視化によって得られた結果を、教育改善に活用していること

<評価項目>

a. 教育改善のための体制を構築していること

【根拠資料例】

- 教育改善のための体制に係る説明図（規程・体制図など）
 - 受審単位ごとの自己点検・評価報告書
 - 授業内容及び方法の改善を図るための研修を実施する仕組みを示す資料
 - 教員及び事務職員の必要な能力及び資質を向上させるための研修機会の提供を示す資料
- ※ 上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

【関係法令】

大学設置基準第1条第3項、細目省令第1条第2項第1号ト及び同項第2号

質保証の視点

教育改善を図るための体制を備え、運用しているか。

【判断例】

- 教育改善に係る規程や体制を整えていない。
- 教育改善に係る規程や体制はあるが、規程どおりに運用していない。
- 教育改善に係る規程や体制があり、規程どおりに運用しているが、客観的なデータ等を用いて運用していない。
- 受審単位ごとでの自己点検・評価の実施に努めていない。
- 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する仕組みとしていない。
- 機関の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、教員及び事務職員に必要な知識・技能を修得させるとともに、必要な能力及び資質を向上させるための研修の機会を設けることその他必要な取組を行うこととしていない。
- 授業の一部を分担する指導補助者（教員を除く。）がいる場合、当該補助者に対し必要な研修を行うこととしていない。

評価の基本的な方針Ⅳ.

学生の学びと成長の結果を基盤とした不断の自己改善

<評価基準①>

学修成果の可視化によって得られた結果を、教育改善に活用していること

<評価項目>

- b. 様々なステークホルダーの意見を通じて定期的に点検・評価し、改善・向上を図っていること

【根拠資料例】

- 学修成果の把握・評価した結果を教育改善に活かしている自己点検・評価報告書
 - 自己点検・評価結果に基づく改善計画
 - 地域、産業界、教職員、学生などのステークホルダーからの意見を聴取し、それを踏まえて定期的に点検・評価していることを示す資料
- ※ 上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

【関係法令】

なし

質保証の視点

- 地域・社会のニーズを把握するために適格なステークホルダーからの意見を聞いて、改善・向上を図っているか。

【判断例】

- ステークホルダーからの意見を聞いていない。
- 自己点検・評価を実施していない。
- 自己点検・評価の結果に基づいた改善・向上を行っていない。

質向上の視点

質向上の視点

□ 教育活動を通じて教育成果を明確に挙げているか。

教育成果…「卒業認定・学位授与の方針」に定める資質・能力を備えた学生を育成できていること

【判断のポイント】

①教育活動の取組状況

- 評価の基本的な方針 I～IVに示す取組状況等を基に判断。

②教育成果

- 教育成果を挙げていることの説明を基に判断。

(教育成果を示す根拠例)

- ・ 多面的な直接評価（授業科目の試験、成績管理、ルーブリック、eポートフォリオ、アセスメントテストなど）の結果
- ・ 多面的な間接評価（全国学生調査、振り返りシート、ルーブリックの自己評価など）の結果
- ・ 社会での活躍を示すデータ（就職先への調査、卒業後調査、地域内就職率など）

※ 「評価の基本的な方針」を踏まえた優れた取組の例

(明確な「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」の策定・公表に係る取組例)

- ・ 社会・地域のニーズの把握に向けた体系的・継続的な調査や産業界・自治体・卒業生等のステークホルダーとの意見交換を実施し、「養成する人材像」を定期的に見直し・再定義を行っている。
- ・ 「養成する人材像」との整合性を踏まえ、DPの見直し・改善に取り組んでいる。
- ・ DPに掲げられる資質・能力について、アセスメントに耐えうる具体性を持ってコンピテンシーとして定めている。
- ・ 「養成する人材像」やDPについて学生が理解し、学修計画に結び付けるような取組を行っている。

(「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」を達成するための教育課程・教育環境体制の整備に係る取組例)

- ・ 直接評価と間接評価を組み合わせた多面的な評価を盛り込むなど優れたアセスメントプランを策定し、実行している。
- ・ 教育課程全体が体系的に設計され、学修を段階的に深化させる構造が整備されるなど、学修者本位の教育課程となるよう高いレベルの創意工夫を行っている。
- ・ DPと授業科目との対応関係を学生に分かりやすい形で体系的に示している。
- ・ 学修上の支援を必要とする学生を早期に把握し、個別相談・補習・学習支援プログラム等を効果的に行うための実施体制を整備している。
- ・ 学生の成長を促すための形成的評価を実施している。

(学生の学修成果の適切な把握と評価に係る取組例)

- ・ 高等教育機関の理念や専門分野の特色を踏まえ、学位授与の質保証と透明性を一層高めるための独自の工夫や先進的な取組を行っている。
- ・ DP の到達度に当たり、直接評価（授業評価、卒業研究等の評価、主要授業科目の試験等）を中心としつつ、間接評価（学生アンケート等の自己評価等）を活用するなど多面的かつ精緻な学修成果の把握や評価を行っている。
- ・ 卒業生や雇用先の調査、キャリア追跡等を活用し、卒業後の活躍状況や社会的評価を詳細に把握している。

(学生の学びと成長の結果を基盤とした不断の自己改善に係る取組例)

- ・ 内部質保証システムにおいて、学生や学生団体が参画し、積極的かつ効果的に意見・評価・提案を受け入れ、反映する体制を構築している。
- ・ 地域社会、産業界、自治体、卒業生、外部有識者等からの積極的かつ効果的に意見・評価・提案を受け入れ、反映する体制を構築している。
- ・ 学修成果の可視化により得られた結果を、組織的・継続的に分析し、教育課程や授業改善、修学支援等の具体的改善に的確に活用し、独自の工夫や先進的な取組を行っている。

教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方ワーキンググループ 議論のまとめ（案）

令和 8 年〇月〇日

教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方 ワーキンググループ

第 1 部 「新たな評価」の基本的考え方

1. 我が国の高等教育機関に対するこれまでのにおける質保証・向上の考え方と課題認証評価の現状

- 高等教育機関は、学校教育法で規定されたそれぞれの目的を達成するため、世界水準の教育研究の推進や、地域における人材育成、産業振興への貢献等、様々な活動を行っている。予測不可能な時代にあって、学生一人一人が自らの可能性を最大限に発揮するとともに、多様な価値観を持つ人材が協働して社会と世界に貢献していくことができるようにするためには、「何を学び、身に付けることができるのか」という学修の成果を中核に据えた学修者本位の教育を更に発展させる必要があるあり、平成 30 (2018) 年 11 月の中央教育審議会答申「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン」（以下「グランドデザイン答申」という。）や令和 7 (2025) 年 2 月の中央教育審議会答申「我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～」（以下「知の総和答申」という。）の答申においてその方向性が示されている。
- 我が国の高等教育における質保証・向上システムは、大学設置基準等に基づく設置認可審査、設置計画履行状況等調査、自己点検・評価、認証評価、情報公表等によって構成されており、これに加えて、学校法人運営の状況を確認する学校法人運営調査が行われる行われているほか、継続的な質的向上と社会への説明責任を果たすため、中期目標・中期計画の達成状況の評価を行う国立大学法人評価や、公立大学法人評価が実施されているところである。
- 特に、認証評価は、各高等教育機関が、我が国の高等教育機関としての質と水準を有していることを保証し、その向上を図り、十分にその機能を果たしているかを定期的に確認し、評価結果の公表をもって社会からの信頼と支援を受け、各高等教育機関が評価結果を踏まえて自己改善を行っていくことを目的に、高等教育の質保証・向上の中核として、平成 16 (2004) 年度から実施されている。
- 認証評価が導入されてからの 20 年間で、各高等教育機関における適切な自己点検・評価の実施及び定着、評価結果を活用した改善、内部質保証システムの導入が進んでいる。これらは、各高等教育機関の努力と、認証評価機関における様々な改善や工夫

の結果であり、高等教育機関の改革を支える役割を担ってきた。

専門職大学等及び専門職大学院の分野別認証評価においては、教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況についても評価を行ってきたこときており、特に法科大学院については詳細で多岐にわたる評価を実施することを通じて、教育水準の向上を支えてきた。

- なお、現在の認証評価制度は、米国を参考にしながら、文部科学大臣が認証した認証評価機関が、学校教育法第 110 条第 2 項に規定する認証の基準を適用するに際して必要な細目を定める省令（以下「細目省令」という。）を踏まえて作成した大学評価基準に基づき、「適合」「不適合」の判断を行い、高等教育機関に対していわゆる「アクレディテーション」を行ってきたところである。

ただし、米国は、国による設置認可が行われておらず、外部の評価機関がそれぞれに定める基準に照らして適合しているか、また、継続的に適合しているかという観点から各評価機関がアクレディテーションを行っている。この点、我が国の場合は、大学設置基準等に則って大学設置・学校法人審議会の審査を経て、大学設置認可が行われているため、国が高等教育機関としての適格性を判断している。その上で、国が定める大学設置基準等を踏まえた細目省令に基づいた大学評価基準により第三者が評価する仕組みとなっていることを鑑みれば、米国の第三者評価制度と我が国の第三者評価制度は大きく異なる点には留意する必要がある。

- 認証評価制度は制度構築から 20 年が経過して、これまでの中央教育審議会の答申等でも課題や改善の方策が指摘されている¹。改めて、本ワーキンググループでは、これまでに、認証評価を行っている機関別認証評価機関及び分野別認証評価機関、認証評価を受審する高等教育機関の各種団体、高等学校関係団体、経済団体から対面若しくは書面によるヒアリングを実施したところである²。そこでの意見や委員間での議論も踏まえ、認証評価の現状と課題については、以下のように整理される。

① 現在の認証評価が果たすべき社会的機能を再考する必要があるのではないか

¹ 近年では、グランドデザイン答申のほか、「認証評価制度の充実に向けて」（審議まとめ）（平成 28（2016）年 3 月 18 日中央教育審議会大学分科会）、「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について（審議まとめ）」（令和 4（2022）年 3 月 18 日中央教育審議会大学分科会質保証システム部会）において、課題や改善の方向性が示されているところである。また、「2040 年を見据えて社会とともに歩む私立大学の在り方検討会議 審議まとめ」（令和 8（2026）年 2 月 19 日）においても「新たな評価の在り方」として検討に当たり留意すべき事項が指摘されている。

² 本ワーキンググループでは検討に当たり、機関別認証評価機関 5 機関にヒアリングするとともに、分野別認証評価機関 8 機関から書面にて意見を聴取した。また 9 つの高等教育関係団体にヒアリングをするとともに、委員を通じて一般社団法人日本医学教育評価機構（JACME）の医学分野の評価の現状も聴取した。併せて、法科大学院を除く専門職大学院計 113 大学 138 専攻にアンケート調査を行い、90 の専攻から回答を聴取した。その他、全国高等学校校長協会、日本私立中学高等学校連合会、一般社団法人日本経済団体連合会、一般社団法人新経済連盟、日本商工会議所、公益社団法人経済同友会といった認証評価機関や高等教育関係団体以外からも幅広く意見を聴取した。

- ・現在の認証評価は、高等教育機関の自己改革・自己改善を促すことを主眼として、各機関の内部質保証システムが機能しているかどうかを中心にチェックしてきた。しかし、社会（高校生、高校教員、企業、世論等）からは高等教育機関で行われている「教育の質」を明示することを期待されているとの指摘がある。多様な高等教育機関の目的に応じ、入学後にどの程度学生を成長させることができたのかといった付加価値こそが「教育の質」であり、~~人口減少が進む中~~、こうした「教育の質」を可視化することが非常に重要である。そのため、学生一人一人の能力を最大限に高めるという高等教育機関の本来の目的を達成するために各機関が取り組んでいる内容とその成果を明確に提示し、学生の進路選択も含めて社会からの理解と支持を得るために、第三者かつ専門家の視点で「教育の質」に一層重点を置いて評価する手法への転換を図るべきではないか。
- ・高等教育機関の多様性・個性や特性は尊重されるべきである。他方、現在の認証評価において、高等教育機関の質と水準の保証・向上を図る評価基準や評価結果にばらつきがあることは、外部から見た際の分かりづらさに繋がっているのではないかと指摘がある。したがって、評価の客観性・公平性をより高めるとともに、特に国際通用性のある評価基準との整合性も引き続き担保するべきではないか。
- ・評価報告書についても、関係の各種ウェブサイト等に公表されているが、評価機関によってそれぞれ項目や表現が異なることで外部から見て分かりづらいという指摘がある。また、教育実施に係る学内プロセスについての詳細な記述による評価報告書は、高等教育機関が自らの質を保証し、その向上を図る際には重要なものであるが、第三者からは読みにくく、それゆえに社会から十分認知されていないのではないかという指摘がある。

② 評価に当たり、評価者・被評価者双方への負担が重く、そのインセンティブを感じづらいのではないか

- ・現在の認証評価を受審することが高等教育機関の内部質保証に活かされているという意見がある。その一方で、既に「教育の質」の向上のために様々な取組を行っている高等教育機関においては、改めて細かい規程や制度の整備の有無を確認されることや、評価によって得られる具体的な効果の実感がなかったりするしにくいことなどから、十分な動機付けがなされていない評価業務となってしまうとの指摘がある。さらには、学生への教育や研究等に費やす時間と労力を割いて様々な調査で同じ情報・項目を収集・整理・提供したり、異なる目的で同様の項目について評価を受けていたり、法令適合性などの確認事項が多いことも指摘されている。このような状況が評価業務に対して「徒労感」が生じさせ、それが「負担感」が生じてを生じさせているのではないか。
- ・機関別認証評価と分野別認証評価の評価サイクルが異なる³とともに、評価に係る作業に重複がある点など、評価による高等教育機関の負担が増加しているのではないかと指摘がある。受審負担の軽減を図りつつ、実効性のある制度へと転換していくことが求められるのではないか。

³ 学校教育法第109条及び同法施行令により、機関別認証評価と分野別認証評価においては、それぞれ7年以内毎と5年以内毎に実施する必要があるとされている。

・分野別認証評価においては評価分野の細分化や学会の不存在等を理由に持続可能な評価を行うことが困難な状況~~になっているとの指摘もある~~になっているのではないかと。

③ 認証評価を通じた内部質保証の意識を高等教育機関全体で十分に共有できていないのではないかと

認証評価結果は内部質保証に活用し、高等教育機関全体の自己改革・自己改善に活かすことが期待されており、実際にこれまでも機関全体の改革につながっている面もある。しかしながら、機関全体の評価だけでは、それを活用して個々の学部・学科⁴（以下「学部等」という。）のレベルにおいて学生の学びと成長に寄与するカリキュラム改善までに~~至っているかどうかという観点から、必ずしも十分とまでつなげることは~~言えない難しいのではないかと。

⁴ 本報告書で「学部」とあるものは大学・専門職大学の学部を指し、「学科」とあるものは短期大学・専門職短期大学・高等専門学校を指す。なお、「研究科」とあるものは大学院・専門職大学院の研究科を指す。

2. 改革の方向性

○ 「知の総和答申」では、我が国の最も重要な課題として少子化を指摘した上で、高等教育が目指す姿として、「知の総和」を向上させることを掲げた⁵。「知の総和答申」においては、18歳人口は2034年度までは100万人を維持するが、2040年度までの6年間で74万人まで急減するとされており⁶、令和6（2024）年時点で約63万人いる大学進学人数は、2040年には約46万人となり、現在の定員規模の約3割減少することが見込まれている。こうした急速な少子化の中で、社会・就業構造を踏まえながら、地域の医療、福祉、産業、インフラ等を支える人材を確保することがこれまで以上に必要となる。この「知の総和」の向上を実現するためには、高等教育機関の多様性の確保を図った上で、学生一人一人が能力を最大限高めていくことが必要であり、教育研究の質の保証・向上を通じて高等教育の機能強化を図ることが求められている。

○ 我が国は、少子化の他にも国際競争の激化、AI技術の更なる進化などに伴う社会・産業構造の転換を通じて地域や職種の就業構造の変化など様々な課題・変化に直面し始めている。そのような課題や変化に対して柔軟に対応し、主体的に課題解決に取り組み、新たな価値を創造できる人材が必要であり、そのような中で高等教育機関の役割は非常に大きく、社会からも期待されている。何よりも、この不透明な時代を生きる学生が自らの可能性と学びの伸長を実感でき、『学び続けること』こそが価値である」と共有できる社会を実現できることが重要である。

学生が生涯にわたって学び続ける力、主体的に考える力を身に付け、学生自身が学修成果や成長を実感できるよう、高等教育機関は、学生の学修時間の増加・確保を伴う学生の主体的な学びの確立や、学生の学ぶ意欲を醸成し、その成長を後押しするよう、その「教育の質」を不断に見直し、学修者本位の教育を行うことが必要である。

○ このような不断の見直しを行うためには、高等教育機関が、自律的な組織として社会からの期待・信頼を得るべく、その使命や目的の実現に向けて自らの活動について継続的に点検・評価を通じて質を保証するとともに、絶えず改善・向上に取り組む、いわゆる内部質保証の取組は必要不可欠であるとともに、外部の視点から、改善・向上を促していくことも必要である。

また、現状においては、高等教育機関の「教育の質」によって社会的な評価や進学先の選択が行われているかは必ずしも明らかではない。この点において、全国的には知名度が必ずしも高くないものの、地域の医療・福祉・産業等を支えるために教育活動に精

⁵ 「知の総和答申」において、「知の総和」は、人の数と、人の能力の掛け合わせで決まる。高等教育機関は、未来を担う人材の育成や、社会の新たな価値の創出に欠かせない役割を果たしており、教育と研究の機能をこれまで以上に強化することによって社会に貢献しながら、「知の総和」を向上する中心的な役割を果たすことが求められる。」とされている。

⁶ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来人口推計（令和5年推計）」の出生低位・死亡低位を基に推計。これは、令和2（2020）年までの実績値を基に令和2（2020）年10月1日現在の男女別年齢各歳別人口を基準人口として将来人口の推計を行っている。

力的に取り組み、学生の成長を促している地方の高等教育機関があることを忘れてはならない。そのため、各機関の「教育の質」が社会から適切に評価される仕組みを実現し、学生や社会に広く訴求させることで、高等教育機関の自律的な改善・向上の取組の後押しにつなげていくことが重要必要である。

したがって、内部質保証による自律的な改革・改善と認証評価をはじめとする第三者評価が相補的に関わることで、新たな高等教育の質保証・向上システムの構築の実現を図っていくべきである。

- 上記の課題及び「知の総和答申」の提言内容を踏まえて、以下の方向性で、現在の認証評価制度をはじめとした第三者評価の改革を行い、「新たな評価」制度を構築する。なお、「新たな評価」制度の構築に当たっては、その趣旨や内容を踏まえ、高等教育機関が受審している様々な評価を整理すべきであるとしていく。

(1) 学修者本位の教育を引き出す評価制度の構築

「知の総和答申」において示されたように、学生一人一人が能力を最大限に高めていくためには、各高等教育機関における「教育の質」の向上を図っていくことが必要である。また、認証評価が有する社会的機能を踏まえれば、大学設置基準等の法令適合性や、高等教育機関として求められる教育環境水準、教学に係るシステムを含む内部質保証システムの確認は、我が国の高等教育機関としての適格性を判断する観点から、引き続き重要である。

その上で、「新たな評価」においては、認証評価を基盤としつつ次の観点から評価を行うべきである。

・~~第一に、~~高等教育機関が自ら掲げる「養成すべき人材像」、「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」、「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」、「入学者受入の方針（アドミッション・ポリシー）」を基盤とする教育プログラムの成果

・~~第二に、当該した教育プログラムを通じてにより、~~学生がの在学中の成長をにどのくらいしたかについて、学生一人一人が知識・能力をどの程度身に付けたかという学修成果や学生自身の成長実感や、ステークホルダーによる評価等により可視化されているかし、その結果を踏まえ、教育改善を進めているかを評価すべきである。

7 「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ（第二次提言）」（令和5（2023）年4月27日教育未来創造会議）において、「デジタルバッジの活用等により、学位やマイクロ・クレデンシャルの国際通用性の観点も含めた電子化を促進する」ことが提言されるなど、社会・経済活動のニーズに対応したりカレント教育を推進する観点から、個別の単位に分けて学修するマイクロ・クレデンシャルの提供等の必要性が指摘され、文部科学省においてもオンライン教育プラットフォーム「JV-Campus」を活用し、国内外へマイクロ・クレデンシャルを認証・発行する体制の整備を進めている。~~本ワーキンググループでは、~~「新たな評価」は学部・学科単位を切り口にした学位における教育プログラムを想定しているが、マイクロ・クレデンシャルの評価の在り方も「新たな評価」の実施状況を踏まえて必要に応じて検討するべきである。

~~・第三に、これらの結果を踏まえ、各高等教育機関において教育改善が進められているか~~

~~そして、このその上で、「新たな評価」を通じて、高等教育機関としての教育について、最低限の質を保証するだけにとどまらず、各高等教育機関における「教育の質」の向上質向上につながるサイクルを図っていくことが求められる構築する。~~

(2) 社会に開かれた高等教育機関の質保証及び質向上の実現

これから迫りくる少子化という社会情勢、将来の予測が困難である VUCA⁸といわれる時代においては、高等教育機関はこれまで以上に自律的な改革・改善を行い、自らが行う教育活動に対して社会からの理解と支持を得ることが求められる。

また、「新たな評価」の結果が、高等教育機関へ進学を希望する高校生や社会人等が進学先を選ぶ際の進路選択の判断の契機になったり材料となり、さらに、高等教育機関と産業界や地域社会との連携の促進に活用されたりするされることで、各高等教育機関の更なる改革・改善につながることも期待できるつなげていく。

そのためにも、「新たな評価」の結果が社会に広く認知され、活用されるべく、各高等教育機関による積極的な情報公表はもとより、「新たな評価」の結果やその他必要な情報が、社会に理解されやすい形で公表される仕組みを構築する。

(3) 持続的かつ効果的な評価の実現

現在の認証評価において、高等教育機関側・評価機関側の双方において、「徒労感」とそれが原因による「負担感」が生じているとの指摘が多い。また、「知の総和」の実現に向けては、高等教育機関における「教育の質」の向上が必要である一方、その可視化は必ずしも十分とはいえず、評価を通じて「教育の質」を明らかにしていくことが求められている必要である。こうした状況を踏まえ、現在の認証評価における評価項目を「教育の質」を評価するために真に必要な項目に厳選するなど、評価制度の抜本的な見直しを図る行う。

評価の手續についても、デジタル化を進め、評価に用いる各種データについて一括管理できるようなデータプラットフォームを構築することで評価事務手續の簡素化・効率化を図る行う。

また、評価する項目や収集する情報等が重複する類似の制度がある場合には、整理・統合を図る行う。

以上の改革の方向性を踏まえた上で、現在の認証評価制度の見直し等を通じた「新たな評価」制度の構築に向けて、

⁸ VUCA とは、 Volatility (変動性)、Uncertainty (不確実性)、Complexity (複雑性) Ambiguity (曖昧性) の頭文字を取った造語である。

- ① 評価対象【評価する単位・対象はどこか】
- ② 評価の視点【何を評価するのか】
- ③ 評価の手続【どのように評価するのか】
- ④ 評価の主体【誰が評価するか】
- ⑤ 評価結果の公表・活用【評価結果をどのように公表・活用するのか】

の論点ごとに本ワーキンググループにおいて、まずは学部等を中心に検討を行った⁹。

なお、高等教育機関の中で大学院（専門職大学院も含む）については、創造性豊かな優れた研究開発能力を持つ研究者等の養成と高度な専門的知識・能力を持つ高度専門職業人の養成など、急速に変化する時代をリードする人材の育成の中核となることが期待されている。

近年の国際的な競争環境が年々高まる一方で、前述したように18歳人口が減少する中において、大学院で高度な教育を受けた修士・博士人材や専門職大学院の専門職学位人材が高度で多様なフィールドで活躍する社会の実現は欠かせない。そのためにも大学院の研究機能の強化と併せて、各研究科の「教育の質」を担保し、優れた教育の取組及びその成果の可視化を図ることを通じて、大学院教育の価値を広く社会や学生、将来的な大学院進学者に明示していくことが必要である。

そのため、大学院教育の在り方や制度について専門的な調査・審議を行う大学分科会大学院部会において、評価の視点を中心に検討が進められており¹⁰、今後、その方向性を示し、「新たな評価」の全体像に組み入れていくこととする。

⁹ 本報告書の「高等教育機関」は特段の説明がなければ、学校教育法第1条に規定する大学、高等専門学校を指す。

¹⁰ また、法科大学院における評価の在り方については、分野別認証評価の細目省令の構成等これまで他の分野からは独立して評価の仕組みが整備されてきた経緯も踏まえ、大学院部会の議論を踏まえ、別途法科大学院等特別委員会で検討する。

第2部 「新たな評価」制度の基本的枠組み

1. 評価対象【評価する単位・対象はどこか】

～ 学部等の「教育の質」の評価を重視する制度への転換

- 高等教育機関は、その教育研究の水準の向上を図るため、教育研究、組織運営及び施設整備の自己点検及び評価を行い、その結果を公表している¹¹。

その上で、現在の認証評価は、高等教育機関の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の総合的な状況を評価する機関別認証評価と、専門職大学等又は専門職大学院を置く大学について、その課程に係る分野について評価する分野別認証評価を受審している。

- これまで機関別認証評価は、高等教育機関全体の内部質保証システムの構築に一定の成果を挙げてきたところである。一方で、高等教育機関の教育研究の基本的組織である大学・専門職大学の学部、短期大学・専門職短期大学・高等専門学校の学科及び大学院・専門職大学院の研究科¹²ごとの「教育の質」を評価し改善につなげる観点では、必ずしもその成果は必ずしも全ての学部等にまで及んでおらず、高等教育機関の果たすべき大きな役割である「教育の質」の向上に向けた取組に十分につながっていないのではないかと、との指摘もある。

- 学部等は専門分野ごとに組織され、教育内容や教育方法もその専門分野によって差異があるととも、高等教育機関によっては学部等によって所在地が異なる場合もあるなど、教育研究の基本組織として学部等を単位とした教育活動が行われているのが現状である。あり、学修者本位の観点に基づき学生の教育の実態を明らかにするには、学部等単位で評価を行っていく必要がある。このような実情も踏まえ、今回、「新たな評価」にこの点、学部等においては「教育の質」について評価を行うに際し、「養成すべき人材像」や「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」等に照らして学生が必要な学修成果を上げられて掲げられているか学位プログラムごとに自己点検・評価を行っているところもあることから、「新たな評価」における「教育の質」の保証・向上の状況は、学位プログラムの状況も含め確認するが、組織という点を可視化し、それに基づき、しては、法令で定められた教育研究の基本組織である学部等で改善・改革に取り組んでいる現状を踏まえ、学部等が教育成果がを挙げられているかという点に重きを置いた評価への見直しが必要である見直す。

- そのためには、機関全体として必要な体制を整備し、目指す方向性に向け、自己点検と改善を進めていくことと併せて、現在の高等教育機関における教育研究の基本組織で

¹¹ 学校教育法第109条第1項（高等専門学校については同法第123条で準用されている）

¹² 本報告書で「学部」とあるものは大学・専門職大学の学部を指し、「学科」とあるものは短期大学・専門職短期大学・高等専門学校の学科を指し、「研究科」とあるものは大学院・専門職大学院の研究科をさす。

~~ある~~学部等の教育活動についても自己点検と改善に取り組み、~~その点を確認、評価して~~
~~いく~~取り組むことが重要必要である。

○ したがって、「新たな評価」制度においては、まず、機関全体における、高等教育機関の教育研究、組織運営及び施設整備の状況と学部等の教育活動を確認する。

○ ~~その上で、高等教育機関は、養成する人材像や卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）が掲げられている単位としての学位プログラムごとに自己点検・評価を行うことを前提とするが、「新たな評価」において「教育の質」の保証・向上の状況は、~~
~~学位プログラムを念頭に置きつつ、~~学修者により近い単位である学部等を評価の単位と
することで、学部等を切り口に、高等教育機関で行われている教育活動について法令等で求められている水準が保証され、学生一人一人の能力を最大限高めるための取組を行い、教育成果につながっているかという観点から評価を行うよう制度の転換を図る。

2. 評価の視点【何を評価するか】

(1) 評価の基準・項目

～内部質機関全体及び学部等の質保証システム及び学修成果と改善、質向上の視点からの評価と基準・項目及び指標等の共通化

- 現在の認証評価においては、法令適合性や高等教育機関として求められている教育環境水準や教学に係る規程やシステムの有無を判断することで内部質保証システムの構築を評価している。内部質保証システムの構築は、各機関の「教育の質」を保証する上で必要不可欠であるとともに「教育の質」の向上の基盤であることから、引き続き、その確認・評価を行っていくことは必要である。
- したがって、「新たな評価」においても、高等教育機関が、法令や社会的倫理に則って自律的な組織として運営され、教育研究、組織運営及び施設整備それぞれの観点から継続的に点検・評価しているか、主体的に改善・向上に向けて取り組んでいるか、また、それが的確に機能しているかについて、評価機関において確認するべきである。
その上で、進学者は学びたい学問分野を前提に高等教育機関を選択している傾向があることから、その高等教育機関全体の評価ではなく、学部等の
- しかしながら、こうした確認のみで、各高等教育機関における「教育の質」が学修者の視点から十分に示されるとは言い難い。進学者は学びたい学問分野を前提に進学先を選択している傾向があることから、高等教育機関全体だけではなく、学部等ごとの「教育の質」を評価した結果を提示することで、学生が進学先の選択等にも活用することが重要である。そのため、各学部等の教育目標たる、「養成する人材像」や「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」等に照らして学生が必要な設定された学修成果を挙げられているかを可視化し、教育改善へ活用できているかという点、また、教育活動を通じて教育成果を挙げられているかという点を評価の中心に据え、この観点からの評価に注力する評価制度を構築する。
- 評価機関が高等教育機関全体を評価する項目としては、財務状況や経営環境でよりはなくむしろ、社会からより注目・期待されている高等教育機関としての学生への教育の実践や支援の状況、教育研究環境に関して、学部等の組織と有機的な連携が図られ、自己点検・評価を通じて全学的な調整・支援が適切に行われて行われ、改善につながっているかという内部質保証が図られているかという点に精選することとし、評価機関は以下の基準に沿って評価を行うこととする。

機関全体の評価基準

(評価基準①) 高等教育機関全体の社会的信頼に関すること

(評価基準②) 全学的な内部質保証システムに関する手続及び体制に関すること

(評価基準③) 高等教育機関の目指す方向性に向け、点検・評価、その結果に基づく改善を行い、内部質保証が図られていること

○ 高等教育機関が、機関全体の評価を通じて、上記の基準を十分満たしていないと評価機関に判断された場合には、学部等の評価を行わず、高等教育機関として自己改善を行うことが求められる。その一方で、場合によっては学部等の評価の状況も加味することもあり得ることから、評価機関においては、機関全体の評価と学部等の評価を有機的必要に応じて一体的に行うことが期待されるべきである。

○ 学部等の評価においては、実践されている「教育の質」を

① 行われている教育活動が法令等で求められる教育活動の水準に達しているなど適格に保証できているか（質保証の視点）

② 学生一人一人の能力を最大限高めるために教育活動の水準を向上させ、教育成果を明確につなげて挙げているか（質向上の視点）

という2つの視点から評価機関は評価していくこととする¹³。

○ なお、学位の種類によって法令等で求められる水準が異なる場合や学部等に基づく学位分野の独自性や国際水準の基準と照らして、基準等の追加等は可能とするが、その複数の評価機関が存在する場合においてもは、全ての評価機関において同一の基準となるよう調整がなされる必要がある。

併せて、学位分野の独自性に関して「学生の視点に立って何を身に付けるべきか」について、「新たな評価」の実施を契機にして、各学位分野の学協会において積極的に議論が行われることを期待する。

ア 質保証の視点

○ 「質保証の視点」については、基本的には法令等で求められる水準を基準としているものであることから、複数の評価機関が存在する場合にも、原則として全ての評価機関が同一の基準に基づいて評価すべきである。

○ 各学部等の自己点検評価書・根拠資料を基に、以下に示す4つの評価の基本的な方針の下、7つの評価基準、15の評価項目について、法令等で高等教育機関として求められる水準に達しているかを厳格に判断する。

○ また、高等教育機関は、社会に変革をもたらす研究成果を創出するなど社会貢献も重要な役割を担っている。研究については、各プロジェクトや競争的研究費の審査を通じて、研究チームや個々の研究者に対して評価が行われているところであるが、高等教育機関における「教育と研究の往還」という視点は重要であるため、「新たな評価」にお

¹³ 本ワーキンググループにおいては、「質保証の視点」の評価基準や評価項目、「質向上の視点」に加え、評価を行う上での判断例等も併せて検討を行いまとめたところである（後述別添）。今後、「新たな評価」を実施していくに当たり参考にされることを期待する。

いては、研究力やその成果が教育に還元できているかについても留意すべきである。

I. 明確な「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」の策定・公表

【評価基準①】高等教育機関の理念や社会・地域のニーズを踏まえ、明確な「養成する人材像」を適切に定め、社会に分かりやすく掲げていること

(評価項目 a) 高等教育機関の理念や社会・地域のニーズを踏まえ、明確な「養成する人材像」が適切に定められ、示されて定め、示していること

【評価基準②】「養成する人材像」に照らして必要かつ学位にふさわしい資質・能力を「卒業認定・学位授与の方針」において示されて示していること

(評価項目 a) 「養成する人材像」に照らして必要かつ学位にふさわしい資質・能力が「卒業認定・学位授与の方針」で示されて示していること

II. 「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」を達成するための教育課程・教育研究体制

【評価基準①】「教育課程編成・実施の方針」に則して、学生が体系的かつ主体的に学びを深められる適切な教育課程を整備していること

(評価項目 a) 「卒業認定・学位授与の方針」と整合性がある「教育課程編成・実施の方針」が策定されてしていること

(評価項目 b) 「教育課程編成・実施の方針」と「卒業認定・学位授与の方針」に基づく学修成果の評価を多面的に行う考え方が策定されてしていること

(評価項目 c) 「教育課程編成・実施の方針」に則して教育課程が体系的に編成されし、ふさわしい授業科目を開設していること

(評価項目 d) 授業を担当するにふさわしい資質・能力を有している教員及び指導補助者がが授業担当として配置されてしていること

(評価項目 e) 「教育課程編成・実施の方針」に照らして、入学段階で身につけて付けていることが求められる資質・能力等やその評価・判定の基準を示す「入学者の受入れ方針」が適格を的確に定められ定め、当該方針を踏まえた入学者選抜方法が明確に示されて示していること

【評価基準②】施設設備、学生支援体制など教育環境・体制が整備されてしていること

(評価項目 a) 学修支援に関する高等教育機関としての方針に基づき、学修支援に必要な情報を学生が確認できてに示していること

(評価項目 b) 学修環境が整備されているするとともに、必要な情報を学生が確認できてに示していること

III. 学生の学修成果の適切な把握と評価

【評価基準①】「卒業認定・学位授与の方針」に沿って厳格な学位授与を行うために、

学生の学修成果について適切に把握と評価を行っていること
(評価項目 a) 卒業認定の基準、判定方法、体制等を明らかにしていること
(評価項目 b) 授業の単位認定が適切に行われて行っていること
(評価項目 c) 卒業時の「卒業認定・学位授与の方針」の到達度に関して、「何を学び、身に付けることができたのか」を多面的な方法により把握し、評価していること

【評価基準②】在学中の学修成果の結果が高等教育機関・学部等の掲げる「養成する人材像」につながってつなげていること

(評価項目 a) 「養成する人材像」を実現するために必要な「卒業認定・学位授与の方針」に示されている資質・能力を身に付けた学生を社会等に輩出できていることを明らかにし、社会的に示していること

IV. 学生の学びと成長の結果を基盤とした不断の自己改善

~~【評価項目①】~~学修成果の可視化によって得られた結果を、教育改善に活用していること

(評価項目 a) 教育改善のための体制が構築されてしていること

(評価項目 b) 様々なステークホルダーの意見を通じて定期的に点検・評価し、改善・向上を図っていること

イ 質向上の視点

○ 我が国の高等教育機関は、世界的な研究・教育の拠点を目的とするものから、地域社会を支える職業人養成を目的とするものなど、多様な目的を有していることを考慮する必要がある。各機関は、基本的には学部等ごとに「建学の精神」や「養成する人材像」を踏まえて「卒業認定・学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー)」を定めている。そのため、高等教育機関の様々な教育活動により、一人一人の学生が学位プログラムを通じて得た自らの学びの成果 (学修成果) ~~の~~把握も含め、様々な根拠やデータを組み合わせて「卒業認定・学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー)」で掲げる資質・能力を備えた学生を育成できているかを「教育成果」としてとらえ、~~様々な根拠やデータを組み合わせて~~「すなわち」教育成果」を明確に挙げているかを評価する。

○ 評価に当たっては、在学中、学生一人一人が知識・能力をどの程度身に付けたかという学修成果を可視化する取組が重要になる。学修成果の可視化は、これまでアンケート等、学生の自己評価を通じてエビデンスを得る間接評価が中心であったが、~~学修成果の評価は~~、第一義的には学生の知識や能力の表出に伴う直接評価によって行われることを受け、直接評価と間接評価の双方の観点で学修成果の可視化を行うことが求められる重要である。直接評価に関しては、標準試験、ポートフォリオ、ルーブリックを用いた卒業論文等の評価、授業成績に基づく「卒業認定・学位授与の方針 (ディプロ

マ・ポリシー)」の達成度の評価、プロジェクト・ベースト・ラーニングなどプロジェクト学修の成果の把握などの取組が高等教育機関でも始まっているところであり、そのような取組が学修成果を十分可視化できているかを検証しながら、どのような評価手法が効果的であるか各高等教育機関で検討していくことが必要べきである。これらの可視化の取組を通じて高等教育機関は学部等の「教育成果」を明らかにしていくことが重要である求められる。

なお、間接評価に関しては、本格実施する「全国学生調査」¹⁴において、「新たな評価」の趣旨に即した質問項目を今後設定し、その結果を評価に活用していくべきである。

「教育成果」を把握するに当たっては、「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」に示されている資質・能力を身に付けた学生が社会や地域で貢献していることは、高等教育機関として社会の信頼や期待を応える意味でも重要な要素であり、在学中の学生の学修成果だけでなく、こうした観点も「新たな評価」を通じて広く明らかにしていくことが求められるとする。

○ そのほか、各高等教育機関が「教育の質」の向上につなげていくためにも、優れた取組についても積極的に評価できる仕組みにするように留意することも重要すべきである。

○ 学部間連携の取組や全学での教養教育など学部等という枠を超えて行われる当該機関全体の取組や学部等横断の取組も重要な教育活動であり、も重要である。学生の視点から見れば、学部等が提供する教育も、~~学部等横断で行われている教育も~~同一機関における教育であることに変わりはない。「新たな評価」ではそれらの教育が各学部等における「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」の達成、学生の成長にどのように寄与しているかという観点から適切に評価すべきである。

~~○ この点、高等教育機関は、社会に変革をもたらす研究成果を創出するなど社会貢献も重要な役割を担っている。研究については、各プロジェクトや競争的研究費の審査を通じて、研究チームや個々の研究者に対して評価が行われているところであるが、高等教育機関における「教育と研究の往還」という視点は重要であるため、「新たな評価」においては、研究力やその成果が教育に還元できているかを留意すべきである。~~

○ また、認証評価制度以外にも、高等教育機関の自主的な取組として、国際的な評価機

¹⁴グランドデザイン答申においては、学修者本位の教育へ転換を図るとともに、各大学が教育成果や教学に係る取組状況等の大学教育の質に関する情報を把握・公表していくことの重要性を指摘する一方、「社会が理解しやすいよう、国は、全国的な学生調査や大学調査を通じて整理し、比較できるよう一覧化して公表すべき」と提言されたことを受け、令和元（2019）年度から施行実施してきており、令和7（2025）年度から本格実施している。

関による評価を受審している場合¹⁵や教育プログラム単位の国際的な認証等¹⁶がある場合については、国際的な評価基準に基づいて、教育内容や体制が審査されるため、世界で通用する「質の高い教育」を提供していることの客観的な根拠になり得ることから、質向上の視点から評価すべきである。

（２）「新たな評価」制度導入における「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」等の再検証

「新たな評価」制度においては、各高等教育機関が将来を見据えた「養成すべき人材像」を掲げ、社会にそのような人材を輩出するために、学生が在学中にどのような資質・能力を身に付けることができたかを評価することになることから、適切な「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」の設定が求められる必要がある。また、産業構造の変化や新たな技術の発展などを踏まえて、高等教育に求められる人材像も常に変化していることから、「新たな評価」制度を実施するに際し、各高等教育機関は自らが掲げる「養成すべき人材像」と「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」を、地域のニーズや社会の要請及び国際的な要請に照らしつつ、各機関の教育理念等に基づき、「学生が何を学び、どのような力を身に付けることができるのか」「学修成果を可視化し得るものとなっているか」について改めて検討し、具体的かつ十分なものとなっているか再検証すべきである。

¹⁵ 例えば、ビジネススクールについては、AACSB（The Association to Advance Collegiate Schools of Business）、EQUIS（European Quality Improvement System）、AMBA（The Association of MBAs）といった国際認証機関によって国際認証が行われているほか、医学教育については、日本医学教育評価機構（JACME）において、世界医学教育連盟（WFME）の国際基準を踏まえた評価が行われている。

¹⁶ 例えば、日本技術者教育認定機構（JABEE）は、技術者教育認定の世界的枠組みであるワシントン協定などの考えに準拠した技術者を育成する教育プログラムを認定している。

3. 評価手続【どのように評価するか】

(1) 評価結果の在り方：分かりやすく、かつ、改善につながる段階別評価

- 現在の認証評価の「~~適合~~」「~~不適合~~」という評価結果については、ほぼ全ての高等教育機関が「適合」という判定を受けている。当然、高等教育機関を称する資格を備えるべく、各機関が必要な取組を行ってきた証左である。

- 大学をはじめとする高等教育機関の役割は、学生一人一人の可能性を広げ、その資質・能力を最大限伸ばすことによって、社会の発展の原動力となる人材を育成することである。しかしながら、各機関の「教育の質」によって社会的な評価や進路選択が行われているかは必ずしも明らかではなく、このような現状を打破するため、その学部等で実践されている「教育の質」を分かりやすく評価し、発信する必要性は高い。これにより、規模や地域性にかかわらず、丁寧に教育や学生支援を行うことを通じて、社会や地域で必要な人材を育成している高等教育機関が高く評価されることが期待されるべきである。

- また、学部等の「教育の質」の評価を分かりやすく発信することにより、各高等教育機関間で先進的な取組や課題を把握・共有しやすくなり、さらに、そうした情報を参考にしながら、学生が学修の成果を実感できるよう、各高等教育機関における自己改革・自己改善の取組が更に進むことも期待されるが重要である。

- そのため、現在の「新たな評価」においては、高等教育機関に対する「適合」「不適合」という、現在の評価機関の評価結果を、大学全体の評定に加えて、各学部等において段階別の評価結果を付すよう変更する。
具体的には、高等教育機関として求められている、~~質保証の基準に達していない学部等については「要改善要是正」とし、質保証の基準に達しているもののうち、「学生の成長につながる優れた取組を通じて高い教育成果が期待される学部等」「学生の成長につながる優れた取組を通じて高い教育成果を挙げている学部等」についてはより高く評価することとする4段階の評価とする。その際の評語については、例えば、星のような特定の記号の数など、高校生や企業等をはじめとした社会にとって分かりやすいものとするように検討する。~~

- 特に、「学生の成長につながる優れた取組を通じて高い教育成果を挙げている学部等」として評価をするに当たり、在学中の学生の成長度、社会から社会的・学術的に期待されている水準を超えた教育成果、単年度ではなく継続的に超える高い「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」を掲げ教育成果を挙げているかこと、当該「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」の達成に向けて学生を入学時から大きく成長に導いていること、挙げている教育成果が単年度や個別の教職員の取組に依存するものではなく継続的かつ組織的なものであること、といった観点からを基本として段階別に評価を行っていくことを期待している。その際、十分な成果を挙げられてい

ない場合については、どこが不十分なのかを評価機関が明確に示すことが望ましい。

また、現在の認証評価においては、評価基準に適合しているか否かという結果を明示する観点から「不適合」という評定を付していたが、「新たな評価」においては高等教育機関全体の評価基準を満たしていない機関や、質保証の基準に達していない学部等を有する機関については、機関自らが改善しなければならないことを強調するため、「要改善要是正」という評語を付すこととする。

- なお、段階別評価を行う際には、単に各高等教育機関の課題を追及・指摘するのではなく、各高等教育機関が自らの活動に対する自負を獲得するとともに、更なる高みを求めて自己改革を通じた「教育の質」の向上につながるつなげるためにも相対評価（ではなく絶対評価）にすべきであるを基本とする。

（２）評価サイクル

- 評価のサイクルは、
 - 現在の機関別認証評価では7年間、分野別認証評価では社会の変化やニーズに対応5年間としていくためにより、高等教育活動機関には7年以内の点検・改善を図るために機関別認証評価の受審、5年となつて以内の分野別認証評価の受審を義務付けているが、今回の「新たな評価」制度では、
 - ・機関全体の点検・評価を行いながら、学部等の教育活動の評価を中心に実施することから、現在の分野別認証評価の意義や機能に近づくこと
 - ・高等教育は学位の種類・学位の分野について様々であるが、医学分野等は6年制課程をとっていること
 - ・他の評価とのバランス（国立大学法人や地方公立大学法人の法人評価は6年）
- を踏まえ6年間を前提に、実施する評価機関の実情も加味して検討することとするが、「新たな評価」を受審した後は、6年以内に次の受審を義務付けることを前提とする。

（３）効果的な評価手続：データプラットフォームの構築と実地調査の在り方

- 評価業務を効果的かつ効率的に実施するために、高等教育機関、評価機関及び文部科学省がデータ等を共有できるシステムとして、データプラットフォームを構築する。これは各評価機関がそれぞれデータプラットフォームを設けることとなるとデータ形式の統一化や整合性がとれず、管理コストが増加することになることを踏まえれば、高等教育機関の教育研究活動等の状況についての評価に関する情報、高等教育機関の入学資格及び学位その他これに準ずるものに関する情報、高等教育機関における各種の学習の機会に関する情報の収集、整理及び提供を担っている独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に設置し、一元的に管理することが望ましいと考える必要である。

- また、データプラットフォームは、受審管理機能、高等教育機関によるデータ入力機能、データ閲覧・評価支援機能、データ公表機能を一元的に備えているものにするべきである。特にデータ入力においては、全国学生調査の結果データなど、文部科学省が実施する調査の結果について、各高等教育機関に改めて入力を求めるのではなく、収集済みのデータを文部科学省が一元的にデータプラットフォームに入力することなどにより、高等教育機関側の作業負担の軽減を図るべきである。さらに、評価において必要となる定量的な確認については、自動計算機能等により代替することが考えられる。とともに、定性的な内容の確認についても、不足している情報等がある場合にアラートを表示する機能を設けることに加え、AIの活用も視野に入れながら、評価者・被評価者双方の負担軽減につながる評価支援が行われることが期待されるべきである。

- また、現在の認証評価においては、高等教育機関の自己点検評価書に基づき、書面審査と実地調査が行われており、いる。これは細目省令において、認証評価機関の評価の方法に高等教育機関の教育研究活動等の状況についての実地調査が含まれていることが認証要件として求められているためである。実地調査は、教育現場や施設、関係者(学長、教職員、学生)へのヒアリングを通じて、書面だけでは確認できない「教育の質」や環境を客観的に評価し、実態を検証する重要なプロセスである。そのため、「新たな評価」においても、特に評価に当たり重要な判定を行う場合や、評価機関が社会に対してより丁寧な説明が求められる場合などは、実地調査において、その実態を確認することが必要不可欠であり、「新たな評価」においても、実地調査を必要に応じて実施することが望ましい。

- この点、コロナ禍において実地調査の対面実施が不可能であった際には、各高等教育機関から提出された資料やデータ等から教育の実情を把握し、オンラインでの面談を効果的に活用することで、学生や教職員の声も取り入れながら評価を行ってきたところである。

このような経験を通じて、評価機関が書面調査やオンライン面談を行った上で、必ずしも対面での実地調査を行う必要がないと判断した場合には、対面での実地調査を行わなくても評価を可能とするような柔軟な運用を認めるよう改める。

- 「新たな評価」制度は、学部等ごとの「教育の質」を重視した評価を行うなど、これまでの認証評価から大きな変更になる。そのため、「新たな評価」を実施するまでに現在の認証評価機関や先行する分野別評価機関、高等教育機関の協力も得つつ、試行的な評価を含め、必要な準備が行えるように、文部科学省はにおいて必要な支援を行うが行われることが求められるを期待する。

4. 評価の主体【誰が評価するのか】

(1) 評価主体の在り方-

- 現在の認証評価制度において、文部科学大臣の認証を受けている評価機関は16機関ある。各機関が持つ専門性等を踏まえ、書面審査や実地調査、ヒアリング等を通じて、高等教育機関の教員らを中心とした評価委員会による定性的評価（ピア・レビュー）を行っているところであり、これまで培った定性的評価等の経験については、「新たな評価」制度においても積極的に活かすべきである。

- 特に、「新たな評価」制度においては、高等教育機関全体に対して、社会的信頼に関することと内部質保証が適切に行われているかを評価しつつ、学部等で実施している教育に対して質保証と質向上の観点の評価に注力するよう大きな変更を図っていくことになる。この点、学部等~~で行われている~~「教育の質」を評価し、社会に対して評価結果を公表していくのであれば、その専門性が近い、つまりは同じ学位の分野単位でのピア・レビューを行うことを基本と~~すべきである~~する。
したがって、「新たな評価」の学部等の評価においては、以下の学位の分野¹⁷を踏まえて実施できるよう、評価機関はその体制を整えることが求められる。

- ①文学関係 ②教育学・保育学関係 ③法学関係 ④経済学関係
- ⑤社会学・社会福祉学関係 ⑥理学関係 ⑦工学関係 ⑧農学関係 ⑨獣医学関係
- ⑩医学関係 ⑪歯学関係 ⑫薬学関係 ⑬家政関係 ⑭美術関係 ⑮音楽関係
- ⑯体育関係 ⑰保健衛生学関係（看護学関係）
- ⑱保健衛生学関係（リハビリテーション関係）
- ⑲保健衛生学関係（看護学関係及びリハビリテーション関係以外）
- ⑳法曹養成関係 ㉑教員養成関係

- この点、評価機関は必要な評価員を確保することになるが、「新たな評価」制度を円滑かつ実効的に行っていくために、~~どのような評価体制を採るかについては各評価機関の実情を踏まえた上で~~、学位の分野単位での評価を適切に行える体制を確保することを前提に、~~どのような評価体制の具体を採るかについては各評価機関に委ねるの実情を踏まえることとする~~とともに、文部科学省においても~~大学は高等教育機関関係者に対して幅広く協力を求めるなど~~、公平・公正な評価を行うために適格な評価者の確保策について、必要な支援を検討すべきである。

- また、これまでの認証評価においては、高等教育機関の教員のみならず、産業界関係者や高校関係者も一部参画してきた。社会の視点を幅広く反映して高等教育の質を評価

¹⁷ 「学位の種類及び分野の変更等に関する基準」（平成15年文部科学省告示第39号）に基づく学位の分野である。学部等の届出設置の要件として、学位の分野の変更を伴わないこととされている。届出設置が可能かどうか（認可の要否）を判断する基準として定められている。

していくためには、これら関係者の評価手続への一層の参画を促進していくことが必要である。また、国際的な事例も参考に、学生代表者が評価手続に参画すること、また、そのために必要な素養・理念の共有や研修を行うことも今後検討していくべきである。

○ 「新たな評価」の主体としては、高等教育の質の保証と向上に向けて、機関全体の評価と学部等の「教育の質」の評価を担う十分な体制等を備えた機関がその役割を担うことを期待している。また、分野によっては、教育内容の専門性が特に求められるものもある。例えば、医学教育の充実・向上を図ることを目的に、医学教育の質を国際的見地から保証する役割を担ってきた日本医学教育評価機構（JACME）をはじめとして、特定の学位の「教育の質」を担保するべく取り組んできた機関も存在することから、「新たな評価」を実施する際には、これまで実績がある機関の知見や経験を活用していくべきである。

○ そのため、高等教育機関全体の評価及び学部等の段階別評価を総合的に担う機関（総合評価機関）だけではなく、特定の分野を専門的に評価する機関（特定分野評価機関）を文部科学大臣が認証し、特定分野評価機関の評価を受審した学部等（又は学部の下に置かれる学科等）については、特定分野評価機関の評価結果をもって総合評価機関の当該学部等の評価（の一部）を代替することができるようにするなど、「新たな評価」制度を担ってもらうべきである。

その際、文部科学大臣は、総合評価機関、特定分野評価機関が「新たな評価」制度を遂行するに当たり、それぞれの役割に応じた評価を行うために必要な体制を備えているか、また、大学各評価機関が定める評価基準及び評価方法が文部科学省の示す評価基準・項目等と整合しているかなどについて、厳格に審査すべきである。

○ また、現在の認証評価制度においては、

- ・複数の評価機関が存在し、その評価の基準や観点が必ずしも一致しないことから評価への公平性という観点で課題があるのではないか
- ・評価機関ごとに評価手法が異なることで、効果的・効率的で優れた評価手法が十分に共有・実践されていないのではないか
- ・第三者評価である認証評価を通じて各高等教育機関の活動を社会へ明らかにして理解を得るという役割が必ずしも十分に果たせていないのではないか

という指摘がある。

○ したがって、今回の「新たな評価」制度においては、前述したように質保証の評価基準・項目についてはすべて、複数の評価機関が存在する場合には、全ての評価機関同一であるとなるよう調整するとともに、評価員等の評価体制の在り方や教育成果の例及び段階の判定基準等についても、実績がある評価機関の知見等を参考にしつつ、これまでの質保証の実績を損なうことがないよう調整を行うことが求められる必要である。その

ため、評価の公平性をより担保できるよう、~~評価機関間での~~評価に当たり基準に照らした判断や提出~~を求める~~資料等の~~評価機関間での~~ばらつきをなくすための調整組織及び同組織の役割について明確化~~すべきである~~する。

また、評価員に対する研修の共通化等、評価を実施するに当たり共通化できる業務がある場合には、同組織で調整の上実施する。

(2) 評価主体の質の確保：認証評価機関に対する定期的な確認

- 現在の認証評価機関は、評価の質の信頼性を高めるため、自己点検・評価を定期的に行い、その結果を公表している¹⁸。
- 「新たな評価」制度は、評価機関が、高等教育機関として求められる教育環境水準や教学に係るシステムなど内部質保証システムの確認を基盤とし、高等教育機関の中核たる「教育の質」の評価をすることになるが、その評価結果を通じて、高等教育機関の教育活動を社会に問うていくことを踏まえれば、これまで以上に評価機関の評価の質の信頼性を高めていかなければならない。このことから、評価機関自身が自己点検・評価を~~引き続き~~実施していくことが必要であるとともに、評価機関に対して認証を与えた文部科学大臣も評価が適正に行われ、評価機関として適格であるかを確認するシステムを設けていくべきである。

¹⁸ 細目省令第2条第4号に基づき、認証評価機関として各認証評価事業について定期的な自己点検・評価を実施し、その結果を公表している。

5. 評価結果の公表・活用【評価結果をどのように公表・活用するか】

(1) 評価結果の公表

- 全ての学修者が自らの可能性の伸長を実感できる高等教育改革を実現するために、各高等教育機関が「教育の質」の向上に向けた取組を更に加速させる必要がある。そのためには、第三者評価を通じて高等教育機関において学生の成長に資する取組が行われていることを明らかにするとともに、社会の理解を深め、支持を得ていくことがこれまで以上に必要である。

この点、前述したように評価に関するデータプラットフォームを設けることとしており、評価結果についても同プラットフォームにおいて一元的に公表する。その際、学生等が必要な情報に到達しやすくするために様々な要素でソート・検索できるような機能をもたせるべきである備える。

また、公表内容のフォーマットに統一性を持たせるとともに、評価結果及びそのように判断した評価の具体的内容を記載することとするが、情報の受け手である学生等がアクセスしやすいように評価の具体的内容についてはポイントを分かりやすく示すこととする。

なお、学科等ごと特定の学位の分野について特定分野評価機関による評価を受審した場合には、学科等ごと当該学位の分野の評価結果もあわせて併せて公表することとする。

併せて、学生の進路選択等にも活用しやすくするために、情報公表推進の観点から、学部等に関する基本的な情報、例えば、「所在地」、「授与される学位」、「養成する人材像」、「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」のような学部等に関する基本的な情報を付記し、学生の進路選択等にも活用しやすくすることが望ましい。

- ただし、「新たな評価」結果を公表する際には、各高等教育機関の個性・特色の明確化を図り、その多様性を明らかにするよう配慮することも必要である。
- また、「知の総和答申」では、情報公表に関し、設置者別ではない新たなデータプラットフォーム（Univ-map（ユニマップ）（仮称））の構築が提言されており¹⁹、Univ-map（ユニマップ）（仮称）では「新たな評価」結果も併せて公表するが、評価結果以外の情報公表事項や公表の方法を検討する際に、評価結果を他の情報公表事項と併せてどのように組み合わせることをかについても併せて検討する。

(2) 評価結果の活用の在り方

- 現在の認証評価においては、大学教育再生戦略推進費のような高等教育機関の優れた

¹⁹ 「知の総和答申」では、「大学ポートレートで培ってきた実践や知見を生かしつつ、単純な数値に限らず高等教育機関を横断的に比較する観点から、設置者別ではない新たなデータプラットフォーム（Univ-map（ユニマップ）（仮称））を構築し、情報公表を更に進めることが必要である。」と提言されている。

取組を重点的に支援する補助金の基礎的要件として高等教育機関の教育研究活動の質が担保されているべきという考え方の下、「不適合」の判定を受けていないことを事業の申請要件とするなどの政策面で活用しているところである。前述のとおり、「新たな評価」の実施に当たっては、評価の公平性を担保するため、細目省令において必要な質保証の観点から基準・項目の明確化共通化を図るとともに、質向上の観点について評価の観点・視点等のばらつきを調整する組織を法的に位置づけることとする。各高等教育機関の改善努力を後押しできるよう、評価結果を資源配分等の国の政策に活用することも文部科学省は検討し、各高等教育機関の改善努力を後押しするようすべきである。

- また、良好な評価結果を受けた各高等教育機関への受審期間の延長や次回の評価における評価項目の軽減など評価手続の簡素化については、「新たな評価」制度の実情を鑑み検討する。
- 「質保証の観点」で示した評価基準・項目は法令等で求められる水準を基にしていることから、学部等の評価において「質保証の観点」で示した基準・項目は法令等で求められる水準をもとにしていることから、学部等の評価において質保証の観点で示した基準・項目を満たさない場合は「要改善要是正」として判断することになるが、要改善「要是正」学部等の場合、法令で求められる水準に達していないおそれがあることから、確実な改善が行われるよう、文部科学省は、ペナルティを含めたその後の対応を検討すべきである。

現在の認証評価において、「不適合」の判定を受けた高等教育機関は適合認定を受け、再度評価を受審することができるが、この点、「新たな評価」においても、要改善大学同様に、「要是正」機関は早期に自律的な改善を図った上で再度評価を受審することが求められる。その上でまた、文部科学省は「要是正」機関から改善状況を聴取し、改善の取組がなされていない、不十分である又は改善の見通しが無い場合は法令上の厳しい措置を講じていくべきである、例えば新たな学部新設等の認可を行わないことも含め、法令上の厳しい措置を講じていく。加えて、「新たな評価」の結果については、データプラットフォームや認証評価機関において公表するのみならず、質保証の責任を担う高等教育機関において、情報公表を進める。

- なお、現在の認証評価制度においても「不適合」の判定を受けている高等教育機関は存在し、文部科学省は当該機関の教育研究等の状況について報告又は資料の提出を求め、改善を行った上で再度評価を受審するよう促しているが、「不適合」の状態が継続している高等教育機関があるのも現状である。

現在の認証評価制度において「不適合」の判定を受けていることは、高等教育機関としての運営・教育に関し重大な課題を抱えていることを示すものであり、高等教育の質の保証の観点から厳格に対応すべきであるため、現在の認証評価において「不適合」の状

~~態が継続している高等教育機関に対しても、評価結果の公表や法令上の措置等、「新たな評価」を待たずに文部科学省において厳格な対応を直ちに講じることが必要である。~~

~~また、「不適合」の状態が継続する大学等を放置することは、現在の認証評価制度のみならず「新たな評価」制度に対する社会からの信頼が揺らぎかねないため、当該大学はまず学内の諸課題の解消及び学内体制の充実に優先的に取り組むべきであり、文部科学省においては、例えば、その解消が確認されるまでの間は、新たな学部新設等の認可を行わないなど、現行制度においても厳格な対応を直ちに措置することが求められる。~~

6. 持続可能な高等教育の評価への転換

- 1990 年後半以降、行政・企業・教育などあらゆる分野で、意思決定の根拠や成果をステークホルダーに対し明確に説明し、社会から信頼を得ることが求められてきたところである。この点、大学をはじめとした高等教育に関しては、平成 14（2002）年の中央教育審議会の答申「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」において、我が国の行政システム全体が国による事前規制型から事後チェック型へ移行する方向にある中、設置認可制度を見直し、文部科学省の関与は謙抑的としつつ、設置後も含めて官民のシステム全体で大学の質を保証していく必要がある、といった認識を示し、「認証評価制度」の導入を提言したところである。また、その後も国立大学法人化など、高等教育の透明性と信頼が求められる法整備や組織改革が進められてきたところである。
- 各評価制度の趣旨は異なっており、いわゆる「評価疲れ」解消のために近年取組を進めてきているところであるが、高等教育機関側・評価機関側の双方で「徒労感」~~やそれが原因による「負担感」~~が生じているとの指摘は現時点でも強く、本来高等教育機関として期待される教育と研究に注力すべき時間を制約することになっては、本末転倒である。
- 今回「新たな評価」制度を構築するに当たり、学位の分野を踏まえた学部等の「教育の質」を評価するという真に必要な目的を達成することと併せて、高等教育で求められている教育に係る評価全般についても見直すべきである。
- 具体的には、
 - ・現在の機関別認証評価と分野別認証評価については、「新たな評価」では機関全体の評価と学部等ごとの段階別評価を一元的に行うことになることから、その統合を図る
 - ・国立大学法人評価における教育に関する現況分析は「新たな評価」と類似する要素も多く、重複の解消を図る。~~。~~
よりことを進めていくべきである。
- また、「新たな評価」を行う際には、高等教育機関からの基本的な提出書類は各機関で行われている自己点検評価書と根拠資料を基本的な大学からの提出書類とし、質保証の水準にを満たしているか疑義がある場合や評価結果を判断するために必要不可欠な場合を除き、評価を受審するための追加的な資料を提出させない、若しくは既存の資料の提出をもって代えるような配慮をしていくべきである。そのためには、当然ながら「新たな評価」を見据えた定期的な自己点検・評価活動が引き続き重要となるであり、各高等教育機関は現在の自己点検・評価の内容や方法も見直すよう、その検討を進めるべきである。

「新たな評価」に関する基礎資料集

議論の背景

『我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～（答申）』中央教育審議会（令和7年2月21日）

➤ 急速な少子化等の我が国の直面する課題に対応するためには、「知の総和」（数×能力）の向上が必要。

大学進学者数推計
 (出生低位・死亡低位) 62.7万人 (2021) ▶ 59.0万人 (2035) ▶ 46.0万人 (2040) (約27%減)

➤ そのためには、**学生一人一人の能力を最大限高めるための「質」の向上を図る必要**。

➤ **認証評価制度**については、質確保と負担軽減のバランスを踏まえた**抜本的な見直しが必要**。

- 具体的には、例えば、**学部等に応じた**定性的評価と定量的評価を組み合わせ、**教育の質を段階別に評価**するなどの制度改善を行う。
- 評価の結果公表について、**国民に対して分かりやすい仕組みを構築**する。

認証評価制度の現状と課題

➤ 制度導入から20年が経過し、各高等教育機関の努力と認証評価機関における様々な改善や工夫の結果、**内部質保証システムの導入が進んでいる一方で、以下のような課題も指摘されている。**

- ① **社会的機能の再確認の必要性** 社会からの期待は「教育の質」を明らかにすることであるが、複数の評価基準等により評価結果の分かりづらさが生じているのではないか
- ② **評価者・被評価者双方の評価負担、インセンティブの不足** 様々な項目や確認事項等による「負担感」と十分な動機付けがない等による「徒労感」があるのではないか
- ③ **内部質保証の意義の浸透** 機関の改革には繋がったが、学生の学びと成長に寄与するカリキュラム改善まで至っていないのではないか

「新たな評価」への転換

- ✓ 学生が生涯にわたって学び続ける力、主体的に考える力を身に付け、学生自身が学修成果や成長を実感できるよう、高等教育機関は、学生の学ぶ意欲を醸成し、成長を後押しするため、**「教育の質」を不断に見直すことが必要**。
- ✓ 不断の見直しを行うためには、高等教育機関が、その使命や目的を実現するために自らが行う活動を継続的に点検・評価し質の保証を行うとともに、絶えず改善・向上に取り組む**「教育の改善」が必要**。
- ✓ **「教育の質」と「教育の改善」を内部質保証と現行の認証評価制度の見直し等を通じた第三者評価で確認する「新たな評価」へ転換**する。
※「新たな評価」制度の構築に当たっては、現在、高等教育機関が受審している様々な評価についてその必要性や代替可能性を整理する。

改革の方向性

(1) 学修者本位の教育を引き出す評価制度の構築

- 「新たな評価」においては、学位を授与する過程で**3ポリシーを基盤とする教育成果**と学生が在学中にどれくらい成長したかについて、**学生自身の成長実感やステークホルダーによる評価により可視化**し、その結果を踏まえて各高等教育機関において**教育改善が進められているかという観点から評価すべき**である。
- 「新たな評価」を通じて、**最低限の質保証のみならず、「教育の質」の向上を図る**。
(※マイクロレデンシャルについては必要に応じて別途検討する。)

(2) 社会に開かれた高等教育機関の質保証及び質向上の実現

- VUCA時代においては、高等教育機関はこれまで以上に自らが行う教育活動に対して社会からの理解と支持を得ることが必要。
- そのためにも、「新たな評価」の結果やその他必要な情報が**社会に理解されやすい形で公表される仕組み**が必要。

(3) 効果的かつ効率的な評価の実現

- 「教育の質」の向上を測るために真に必要な項目に厳選し、データベースを積極的に活用するなど、「徒労感」や「負担感」解消のための評価制度の抜本的な見直しを図る。

「新たな評価」の基本的な考え方

目的

「新たな評価」制度を通じて「教育の質」を見える化し、

- ① 高等教育機関として当然に求められる教育の質（※）を確実に保証すること（**質保証の徹底**）
 - ② 学生一人一人の能力を最大限高めるための教育の質向上を後押しすること（**質向上の促進**）
- を両立させ、高等教育機関の教育の取組や成果を社会に分かりやすく示すことを目的とする。

※学校教育法、同法施行規則、大学設置基準等の法令等で求められる水準を想定。

質保証の責任は一義的には機関にあることから、その最終的な責任は機関（学長）が負うもの。

そのため、機関全体として質保証されているかを確認、評価するが、その中でも「教育の質」の保証・向上の状況は、学修者により近い単位である学部等を切り口として機関における教育活動を確認し、評価していくことが必要。

なお、これは学部等の組織そのものを評価するものではなく、機関の教育活動を学部等单位で評価するものである。

機関全体の評価

機関の教育研究、組織運営及び 施設設備の総合的な状況

- ✓ 質保証の責任は一義的には機関にあることから、機関全体として質保証を行う責任を果たしているかを評価する。
- ✓ 従来の自己点検・評価すべき事項からの精選・簡素化を図るとともに、提出する資料は機関が新たに作成するものではなく、既存の資料を基本とする。

学部単位の「教育の質」に特化した評価

- ✓ 法令等で求められる水準に達しているかを厳格に判断することで教育の質保証の徹底を図る。
- ✓ 教育活動を通じた教育成果（DPに定める資質・能力を備えた学生を育成できていること）を明確に示す学部等を高く評価することで
- ✓ 教育の質向上の促進を図る。

➡ 学部等の **段階別評価**

評価の流れについて

高等教育機関

機関単位で申請

評価機関

- 「新たな評価」制度は高等教育機関として「教育の質」が適切に保証され、その向上がなされているかを評価
- 特に、高等教育機関として行っている教育活動を学部等単位で「質保証」「質向上」の視点から**段階別**に評価

機関全体の評価

1. 機関全体の社会的信頼に関すること
2. 全学的な教育の内部質保証に関する方針と体制に関すること
3. 内部質保証が図られていること

機関全体の評価において、基準を満たさないと判断される場合は学部等ごとの評価を実施しない

学部等単位での「教育の質」に特化した評価

- I. 明確な「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」の策定・公表
- II. 「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」を達成するための教育課程・教育環境体制
- III. 学生の学修成果の適切な把握と評価
- IV. 学生の学びと成長の結果を基盤とした不断の自己改善

機関としての適合/要是正

学部等ごとの段階別評価 (要是正、★、★★、★★★)

※機関全体の基準に適合する場合は「適合」、適合しない場合は「要是正」

学部等ごとの評価において「要是正」学部等がある場合、機関全体の「内部質保証が図られていない」として機関全体の評価は「要是正」

機関としての適合/要是正と学部等ごとの評価結果を付して文部科学省・機関（学長）宛てに通知

高等教育機関

- 評価結果を学内で共有し、自己改善等に活用

「要是正」機関

文部科学省からの確認に応じて、改善状況を報告

※なお、早期の改善が確認されるなど状況に応じて再度評価の受審が可能

文部科学省

- 「要是正」機関に対し、改善状況の聴取
- 改善の取組が不十分、改善の見通しが不明確な場合には厳格に措置することを検討

データ入力・受審管理

評価作業支援

評価結果公表

「新たな評価」データプラットフォーム

データ入力

データ活用

評価結果入力

機関全体の評価

高等教育機関全体で評価する事項について（案）

質保証の責任は一義的には機関にあることから、機関全体として質保証を行う責任を果たしているかを評価する。また、機関全体としての必要最低限の基準であるため、機関全体の評価に当たって基準を満たさない場合については、学部等ごとの評価を実施しない。

※ 1、2 についてはデータプラットフォームも活用し、簡素な評価を想定。

評価基準	判断例
1 高等教育機関全体の社会的信頼に関する事	<ul style="list-style-type: none"> □ 社会の信頼や学生の利益を損なうことがないよう法令や社会的倫理に則って機関運営がなされている □ 以下のような法令で全学的に求められている事項を満たしている <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の範囲の年齢に著しく偏ることがないように配慮するとともに、必要な教員数を確保していること ・ 教育の充実を図るため、授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修を教員等に実施していること（もしくは実施していることを確認していること） ・ 必要な校地・校舎等の施設及び設備等を備えていること ・ 必要な高等教育機関の情報を社会に公表していること <p>【根拠資料例】法令で全学的に求められている事項に関するデータ等（教員数、校地・校舎面積、情報公表等）</p>
2 全学的な内部質保証システムに関する手続及び体制に関する事	<ul style="list-style-type: none"> □ 適切な内部質保証のための全学的な手続を明らかにしている □ 全学的な内部質保証を行うための適切な体制を整備している <p>【根拠資料例】全学的な内部質保証の方針及び手続、内部質保証の体制図、手続規程</p>
3 高等教育機関の目指す方向性に向け、点検・評価、その結果に基づく改善を行い、内部質保証が図られている事	<ul style="list-style-type: none"> □ 中長期計画など、機関として目指すべき方針を示している □ 内部質保証手続に基づいて、機関の教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況について、定期的かつ適切に点検・評価を行っている □ 自己点検・評価の結果に基づいて、学部等の組織に対し、全学的な調整や支援を適切に行い、質保証がなされている <p>【根拠資料例】機関のビジョン、機関の中長期計画等、機関が定期的に行っている自己点検に関する資料</p>

※ 全学的な特色ある教育の取組については、機関の教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況として資料を提出することも可能とするが、学部等において「卒業認定・学位授与の方針」に紐づき有機的に機能しているかという点を学部等ごとの評価の「質向上の視点」において評価する。

学部等ごとの「教育の質」の評価

学部等ごとの段階別評価の考え方と評価結果の活用イメージ

- ✓ 学部等ごとの教育の質を評価するに当たっては、**質保証の視点**と**質向上の視点**から評価し、**評価結果は段階別に示す**。
- ✓ 学部等ごとの段階別評価は
 - ①「実施している教育が高等教育機関として（法令等で）求められている水準に達していない学部等」
 - ②「実施している教育が高等教育機関として（法令等で）求められている水準に達している学部等」
（②の水準に達していることを前提に）
 - ③「学生の成長につながる教育活動を通じて教育成果が期待される学部等」
 - ④「学生の成長につながる教育活動を通じて高い教育成果が挙げられている学部等」
を高く評価するという**4段階を検討**してはどうか。
- ✓ 評語については、例えば、星（3つ星、2つ星、1つ星、要是正）にするなど、**高校生や企業等の社会にとって分かりやすい評語とする方向で検討**してはどうか。

段階の意味	高等教育機関として求められている水準に達していない学部等	高等教育機関として求められている水準に達している学部等	学生の成長につながる優れた取組を通じて高い教育成果が期待される学部等	学生の成長につながる優れた取組を通じて高い教育成果を挙げている学部等	
評語（案）	要是正	1つ星（★）	2つ星（★★）	3つ星（★★★）	
判定方法・活用イメージ	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 「質保証の視点」による評価は実践している教育が法令等で求められる水準に達しているかで判定。 ✓ 具体的には、学部等ごとの評価項目を質保証の視点により評価し、1つでも満たさない項目がある場合は「要是正」として判断する。 <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> </div> <ul style="list-style-type: none"> □ 「要是正」学部等の場合、求められる水準に達していないおそれがあることから、文部科学省でペナルティを含めたその後の対応を検討。 □ 「要是正」機関は早期に自律的な改善を図った上で再度評価を受審することが求められる。 □ また、文部科学省は、「要是正」機関に対して、改善状況を聴取し、改善の取組が不十分であったり、改善の見通しが無い場合は厳しい措置を講ずる。 		<ul style="list-style-type: none"> ✓ 「質向上の視点による評価」は教育活動を通じて教育成果を明確に挙げているかで判定。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0; text-align: center;"> 教育成果…「卒業認定・学位授与の方針」に定める資質・能力を備えた学生を育成できていること <small>※教学マネジメント指針での教育成果の定義</small> </div> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 具体的には、学部等が記載する自己点検・評価書に基づき、総合的に勘案して判断する。 <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> </div> <ul style="list-style-type: none"> □ 高く評価された学部等に対してはインセンティブを検討 		

学部等ごとの「教育の質」に特化した評価基準・項目等

✓ 評価基準については、4つの評価の基本的な方針のもと、7つの評価基準、15の評価項目で整理する。

I. 明確な「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」の策定・公表			質向上の視点 ・ 教育活動を通じて教育成果を明確に挙げているか。 【判断のポイント】 ①教育活動の取組状況 ➤ 評価の基本的な方針 I～IVに示す取組状況等を基に判断。 ②教育成果 ➤ 教育成果を挙げていることの説明を基に判断。 (教育成果を示す根拠例) ・ 多面的な直接評価（授業科目の試験、成績管理、ルーブリック、eポートフォリオ、アセスメントテストなど）の結果 ・ 多面的な間接評価（全国学生調査、振り返りシート、ルーブリックの自己評価など）の結果 ・ 社会での活躍を示すデータ（就職先への調査、卒業後調査、地域内進学率など）
評価基準①	評価項目a	⇒質保証の視点	
評価基準②	評価項目a	⇒質保証の視点	
II. 「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」を達成するための教育課程・教育環境体制			
評価基準①	評価項目a ～ 評価項目e	⇒（各評価項目の）質保証の視点	
評価基準②	評価項目a	⇒質保証の視点	
	評価項目b	⇒質保証の視点	
III. 学生の学修成果の適切な把握と評価			
評価基準①	評価項目a ～ 評価項目c	⇒（各評価項目の）質保証の視点	
評価基準②	評価項目	⇒質保証の視点	
IV. 学生の学びと成長の結果を基盤とした不断の自己改善			
評価基準①	評価項目a	⇒質保証の視点	
	評価項目b	⇒質保証の視点	

各学部等の自己点検評価書・根拠資料をもとに、各項目において**高等教育機関として求められる水準に達しているかを厳格に判断**する。

各学部等の自己点検・評価書の記載や根拠資料等をもとに**総合的に勘案して評価**する。

「新たな評価」を実施するに当たり、各高等教育機関・学部等は「卒業認定・学位授与の方針」に掲げる資質能力が

- ・ 現在の社会や地域のニーズに沿ったものになっているか
 - ・ 多面的な評価や社会での活躍を示すデータで可視化できるかたちになっているか
- という観点から改めて見直すことが求められる。

（質保証の視点）

- 学部等ごとの評価における「質保証の視点」については、法令等で求められる水準を基準としているものであることから、複数の評価機関が存在する場合にも、全ての評価機関が同一の基準に基づいて評価すべきである。
- 学位の分野によって法令等で求められる水準が異なる場合、基準等の追加等は可能とするが、その場合においても、複数の評価機関が存在する場合には、全ての評価機関において同一の基準となるよう調整がなされる必要がある。

（質向上の視点）

- 日本の高等教育機関は、世界的な研究・教育の拠点を目的とするものから、地域社会を支える職業人養成を目的とするものなど、多様な目的を有していることを考慮する必要がある。そのため、高等教育機関の様々な教育活動を通じて、建学の精神や養成する人材像を踏まえて策定された「卒業認定・学位授与の方針」で掲げる資質・能力を備えた学生を育成できているかを評価する。
- こうした多様な日本の高等教育機関を適切に評価できるよう、段階の判定基準等について評価機関間で目線合わせ（調整）を進めていく必要がある。
- なお、教育プログラム単位の国際的な認証等がある場合については、国際的な評価基準に基づいて教育内容や体制が審査されるため、世界で通用する「質の高い教育」を提供していることの客観的な根拠になり得ることから、質向上の視点から評価する。

I. 明確な「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」の策定・公表

<p><評価基準①> 高等教育機関の理念や社会・地域のニーズを踏まえ、明確な「養成する人材像」を適切に定め、社会に分かりやすく掲げていること</p>	<p><評価項目> a. 高等教育機関の理念や社会・地域のニーズを踏まえ、明確な「養成する人材像」を適切に定め、示していること</p>	<p><質保証の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 「養成する人材像」が高等教育機関・学部等の理念や社会・地域のニーズ等を踏まえたものになっており、学生・教職員の間で共有し、社会に対して発信しているか。
<p><評価基準②> 「養成する人材像」に照らして必要かつ学位にふさわしい資質・能力を「卒業認定・学位授与の方針」(DP)において示していること</p>	<p>a. 「養成する人材像」に照らして必要かつ学位にふさわしい資質・能力を「卒業認定・学位授与の方針」(DP)で示していること</p>	<ul style="list-style-type: none"> 掲げている「養成する人材像」とDPとの関連が示され、DPを分野別参照基準や国際基準、学士力やジェネリックスキルに関する国際基準などを踏まえたものとしているか。

II. 「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」を達成するための教育課程・教育環境体制

<p>＜評価基準①＞</p>	<p>＜評価項目＞</p>	<p>＜質保証の視点＞</p>
<p>「教育課程編成・実施の方針」(CP)に則して、学生が体系的かつ主体的に学びを深められる適切な教育課程を整備していること</p>	<p>a. 「卒業認定・学位授与の方針」(DP)と整合性がある「教育課程編成・実施の方針」(CP)を策定していること</p>	<ul style="list-style-type: none"> DPと整合性があるCPを定めているか。
	<p>b. 「教育課程編成・実施の方針」(CP)と「卒業認定・学位授与の方針」(DP)に基づく学修成果の評価を多面的に行う考え方を策定していること</p>	<ul style="list-style-type: none"> 教育の成果を点検・評価するための学修成果の評価を多面的に行う考え方を策定しているか。
	<p>c. 「教育課程編成・実施の方針」(CP)に則して教育課程が体系的に編成し、ふさわしい授業科目を開設していること</p>	<ul style="list-style-type: none"> CPに照らして教育課程を体系的に編成しているか。 教育課程を編成するための責任と権限を持った決定機関があるか。 シラバス等を通じて「授業科目」「授業の方法・内容」「年間の授業計画」を明示しているか。 学位にふさわしい授業科目を開設しているか。 授業による教育効果、授業時間外の必要な学修等を考慮して、単位数を適切に定めているか。
	<p>d. 授業を担当するにふさわしい資質・能力を有している教員及び指導補助者を授業担当として配置していること</p>	<ul style="list-style-type: none"> 研究業績や教育実績等に照らしてふさわしい資質・能力を有している教員等を配置しているか。
	<p>e. 「教育課程編成・実施の方針」(CP)に照らして、入学段階で身に付けていることが求められる資質・能力等やその評価・判定の基準を示す「入学者受入れの方針」(AP)を的確に定め、入学者選抜方法を明確に示していること</p>	<ul style="list-style-type: none"> 的確なAPを定め、それに沿った入学者選抜方法を示しているか。
<p>＜評価基準②＞ 施設設備、学生支援体制など教育環境・体制を整備していること</p>	<p>a. 学修支援に関する高等教育機関としての方針に基づき、学修支援に必要な情報を学生に示していること</p>	<ul style="list-style-type: none"> 学修支援に関する的確な方針・体制を備え、留学生や障害のある学生など個々のニーズに合った情報提示を行っているか。
	<p>b. 学修環境を整備するとともに、必要な情報を学生に示していること</p>	<ul style="list-style-type: none"> 校地・校舎等面積の基準を満たし、基準上必要な施設設備を備え、ラーニングコモンズ等の自主学習スペースなど学生の学修のために必要なスペース等の確保が十分か。

Ⅲ. 学生の学修成果の適切な把握と評価

<p>＜評価基準①＞ 「卒業認定・学位授与の方針」(DP)に沿って厳格な学位授与を行うために、学生の学修成果について適切に把握と評価を行っていること</p>	<p>＜評価項目＞ a. 卒業認定の基準、判定方法、体制等を明らかにしていること</p>	<p>＜質保証の視点＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 卒業認定の基準や判定方法・体制が明らかで、その内容等が十分か。 学生に対して、授業の方法・内容、1年間の授業の計画をあらかじめ明示することとしているか。
	<p>b. 授業の単位認定を適切に行っていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> 単位認定を適切に行っているか。
	<p>c. 卒業時の「卒業認定・学位授与の方針」(DP)の到達度に関して、「何を学び、身に付けることができたのか」を多面的な方法により把握し、評価していること</p>	<ul style="list-style-type: none"> DPの到達度を把握するための的確な直接評価と間接評価を実施しているか。
<p>＜評価基準②＞ 在学中の学修成果の結果を高等教育機関・学部等の掲げる「養成する人材像」につなげていること</p>	<p>a. 「養成する人材像」を実現するために必要な「卒業認定・学位授与の方針」(DP)に示されている資質・能力を身に付けた学生を社会等に輩出できていることを明らかにし、社会的に示していること</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「養成する人材像」やDPに見合う人材を育成し、社会に対して輩出できているという明確なデータや根拠を示しているか。

Ⅳ. 学生の学びと成長の結果を基盤とした不断の自己改善

<p>＜評価基準①＞ 学修成果の可視化によって得られた結果を、教育改善に活用していること</p>	<p>＜評価項目＞ a. 教育改善のための体制を構築していること</p>	<p>＜質保証の視点＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育改善を図るための体制を備え、運用しているか。
	<p>b. 様々なステークホルダーの意見を通じて定期的に点検・評価し、改善・向上を図っていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地域・社会のニーズを把握するために適格なステークホルダーからの意見を聞いて、改善・向上を図っているか。

「質向上の視点」による評価

- 「新たな評価」での質向上の視点からは「教育活動を通じて教育成果を明確に挙げているか」という点を評価する。

ここでの教育成果の定義は、

教育成果…「卒業認定・学位授与の方針」に定める資質・能力を備えた学生を育成できていること

※ 教学マネジメント指針での教育成果の定義。一人一人の学生が学位プログラムを通じて得た自らの学びの成果（学修成果）の把握も含め、学部等としての教育成果を指す。

- 各学部等は、DPに自らが掲げた資質・能力を学生が身に付けたこと（教育成果）を様々な根拠やデータを組み合わせ評価機関に対して説明。
- 評価員は、教育活動を通じて教育成果を挙げているかについて、以下2つのポイントを踏まえ総合的に判断する。

①教育活動の取組状況

➤ 評価の基本的な方針 I～IVに示す取組状況等を基に判断。

②教育成果

➤ 教育成果を挙げていることの説明を基に判断。

（教育成果を示す根拠例）

- ・多面的な直接評価（授業科目の試験、成績管理、ルーブリック、eポートフォリオ、アセスメントテストなど）の結果
- ・多面的な間接評価（全国学生調査、振り返りシート、ルーブリックの自己評価など）の結果
- ・社会での活躍を示すデータ（就職先への調査、卒業後調査地域内進学率など）

※ これらは教育成果を示すための根拠の一例であり、列挙された手法の実施をもって評価するものではない。重要なのは、教育活動を通じて学生がどの程度資質・能力を身に付けているかという成果そのものであり、その把握方法は各学部等の工夫に委ねられる。

在学中の学生の「伸び幅」、教育成果の程度、継続的に成果を挙げているか等を踏まえて評価

★	★★	★★★
（質保証の水準に達しており、教育成果の状況が右記の状況に該当するとは判断できない学部等）	・ 学生の成長につながる優れた取組を通じて高い教育成果が期待される学部等	・ 学生の成長につながる優れた取組を通じて高い教育成果を挙げている学部等

評価に係る資料のイメージ

評価に当たっては、学部等の自己点検・評価書に機関として実践している教育活動を学部等単位で記載し、「**質保証の視点**」と「**質向上の視点**」の双方から評価する。**学部等の自己点検評価書（イメージ）**

A学部 自己点検・評価書

I. 明確な「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」の策定・公表

<評価基準①>

高等教育機関の理念や社会・地域のニーズを踏まえ、学位にふさわしい「養成する人材像」

<評価項目>

a. 高等教育機関の理念や社会・地域のニーズを踏まえ、明確な「養成する人材像」

.....
「根拠資料」

III. 学生の学修成果の適切な把握と評価

<評価基準①>

「卒業認定・学位授与の方針」（DP）に沿って厳格な学位授与を行うために、学生の学修成果を把握していること

<評価項目>

c. 卒業時の「卒業認定・学位授与の方針」（DP）の到達度に関して、「何を学び、身に付けた方法により評価していること

.....
「根拠資料」

【その他特筆すべき取組】

..... ※ 取組の内容を示す既存の資料等を提出することでも可

【教育成果について】

.....
.....
.....
「根拠資料」.....

✓ 各学部等に関して評価項目ごとに点検・評価結果を記載。

✓ **質保証の視点**からは、自己点検・評価書の記載や根拠資料に基づき、項目ごとに判断例を踏まえながら適合性を厳格に判断する。

✓ **質向上の視点**からは、自己点検・評価書の記載や根拠資料に基づき、**教育活動を通じて教育成果を明確に挙げているか**について、以下のポイントを踏まえながら、**総合的に判断**する。

① 教育活動の取組状況（評価の基本的な方針 I ～ IVに示す状況等）

※学部間連携や全学での教養教育など学部等の枠を超えて行われる教育についてもDPの達成や学生の成長の寄与を踏まえつつ【その他特筆すべき取組】に記載

②教育成果
(教育成果を示す根拠例)

- 多面的な直接評価（授業科目の試験、成績管理、ルーブリック、eポートフォリオ、アセスメントテストなど）の結果
- 多面的な間接評価（全国学生調査、振り返りシート、ルーブリックの自己評価など）の結果
- 社会での活躍を示すデータ（就職先への調査、卒業後調査、地域内進学率など）

※質保証の水準を満たしているか疑義がある場合、当該学部等に対して評価機関から追加資料等を求めることとする。

（明確な「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」の策定・公表に係る取組例）

- 社会・地域のニーズの把握に向けた体系的・継続的な調査や産業界・自治体・卒業生等のステークホルダーとの意見交換を実施し、「養成する人材像」を定期的に見直し・再定義を行っている。
- 「養成する人材像」との整合性を踏まえ、DPの見直し・改善に取り組んでいる。
- DPに掲げられる資質・能力について、アセスメントに耐えうる具体性を持ってコンピテンシーとして定めている。
- 「養成する人材像」やDPについて学生が理解し、学修計画に結び付けるような取組を行っている。

（「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」を達成するための教育課程・教育環境体制の整備に係る取組例）

- 直接評価と間接評価を組み合わせた多面的な評価を盛り込むなど優れたアセスメントプランを策定し、実行している。
- 教育課程全体が体系的に設計され、学修を段階的に深化させる構造が整備されるなど、学修者本位の教育課程となるよう高いレベルの創意工夫を行っている。
- DPと授業科目との対応関係を学生に分かりやすい形で体系的に示している。
- 学修上の支援を必要とする学生を早期に把握し、個別相談・補習・学習支援プログラム等を効果的に行うための実施体制を整備している。
- 学生の成長を促すための形成的評価を実施している。

（学生の学修成果の適切な把握と評価に係る取組例）

- 高等教育機関の理念や専門分野の特色を踏まえ、学位授与の質保証と透明性を一層高めるための独自の工夫や先進的な取組を行っている。
- DPの到達度に当たり、直接評価（授業評価、卒業研究等の評価、主要授業科目の試験等）を中心としつつ、間接評価（学生アンケート等の自己評価等）を活用するなど多面的かつ精緻な学修成果の把握や評価を行っている。
- 卒業生や雇用先の調査、キャリア追跡等を活用し、卒業後の活躍状況や社会的評価を詳細に把握している。

（学生の学びと成長の結果を基盤とした不断の自己改善に係る取組例）

- 内部質保証システムにおいて、学生や学生団体が参画し、積極的かつ効果的に意見・評価・提案を受け入れ、反映する体制を構築している。
- 地域社会、産業界、自治体、卒業生、外部有識者等からの積極的かつ効果的に意見・評価・提案を受け入れ、反映する体制を構築している。
- 学修成果の可視化により得られた結果を、組織的・継続的に分析し、教育課程や授業改善、修学支援等の具体的改善に的確に活用し、独自の工夫や先進的な取組を行っている。

段階別評価の対象と評価サイクルについて

- 「教育の質」について評価を行うに際し、「養成する人材像」や「卒業認定・学位授与の方針」等に照らして学生が必要な学修成果を挙げられているかという点を可視化し、それに基づき、教育改善がなされているかという点に重きを置いた評価への転換を図るのであれば、「養成する人材像」や「卒業認定・学位授与の方針」が掲げられている単位としての学位プログラムごとに評価を行うべきである。
- この点、現在の高等教育機関においては、
学部等が「教育研究上の基本的組織」として設置されており、設置の際にも学部・学科単位で認可を得ていること
という現状を踏まえれば、「新たな評価」制度において、まずは**学部等を原則として「教育の質」の評価を行うこととする**
- 「新たな評価」の学部等の評価においては、以下の「学位の種類及び分野の変更等に関する基準」に定める学位の分野（※）を踏まえて実施する。※設置認可の際に活用している分野

《想定する学位の分野》

- ①文学関係 ②教育学・保育学関係 ③法学関係 ④経済学関係 ⑤社会学・社会福祉学関係 ⑥理学関係 ⑦工学関係 ⑧農学関係
⑨獣医学関係 ⑩医学関係 ⑪歯学関係 ⑫薬学関係 ⑬家政関係 ⑭美術関係 ⑮音楽関係 ⑯体育関係 ⑰保健衛生学関係（看護学関係）
⑱保健衛生学関係（リハビリテーション関係） ⑲保健衛生学関係（看護学関係及びリハビリテーション関係以外） ⑳法曹養成関係 ㉑教員養成関係

- **「新たな評価」のサイクル**については、
 - － 現在、機関別認証評価は7年である一方で、分野別認証評価は社会の変化やニーズに対応していくために教育活動の点検・改善を図るために5年となっているが、今回の「新たな評価」制度は機関全体の点検・評価を行いながら、学部等の教育活動の評価を中心に実施することから、分野別評価の意義や機能に近づくこと
 - － 高等教育は学校種・学位の分野について様々であるが、医学等は6年制課程をとっていること
 - － 他の評価へのバランス（国立大学法人の法人評価は6年）
ことを踏まえ**6年間を前提**に、実施する評価機関の実情も加味して検討する。

評価の主体

- 「新たな評価」制度では、これまでの認証評価の実績を活かす観点から、機関全体の評価及び学部等の段階別評価を総合的に担う「総合評価機関（仮称）」と、特定の学位の分野を専門的に評価する「特定分野評価機関（仮称）」を評価主体としてはどうか。
その際、評価基準・項目、方法等が現在の認証評価と異なることとなることから、再度文部科学大臣により、評価機関の認証を行うこととする。
- また、特定分野評価機関（仮称）の評価を受審した学部等（又は学科等）については、特定分野評価機関の評価結果をもって総合評価機関（仮称）の当該学部等ごとの評価を代替することができるとしてはどうか。
※ これにより、従来より課題とされてきた分野別認証評価と機関別認証評価を双方受審することによる重複感・負担感の解消を図ることとする。

総合評価機関（仮称）

「新たな評価」における役割

- 高等教育機関全体の評価及び学部等ごとの段階別評価を実施

認証基準（イメージ）

- 機関の教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況を評価する必要な体制があること
- 機関全体の評価及び学部等ごとの段階別評価を実施するための必要な体制が整備されていること
- 評価基準及び評価方法が文部科学省が示す基準・項目等と整合していること
- その他 等

特定分野評価機関（仮称）

「新たな評価」における役割

- 特定の学位の分野に紐づく学部等（又は学科等）の段階別評価を実施

認証基準（イメージ）

- 評価基準及び評価方法が文部科学省が示す基準・項目等と整合していること
- 特定の学位の分野に紐づく学部等（又は学科）の段階別評価を実施するための必要な体制が整備されていること
- その他 等

総合評価機関（仮称）と特定分野評価機関（仮称）との関係イメージ

大学



機関単位で受審



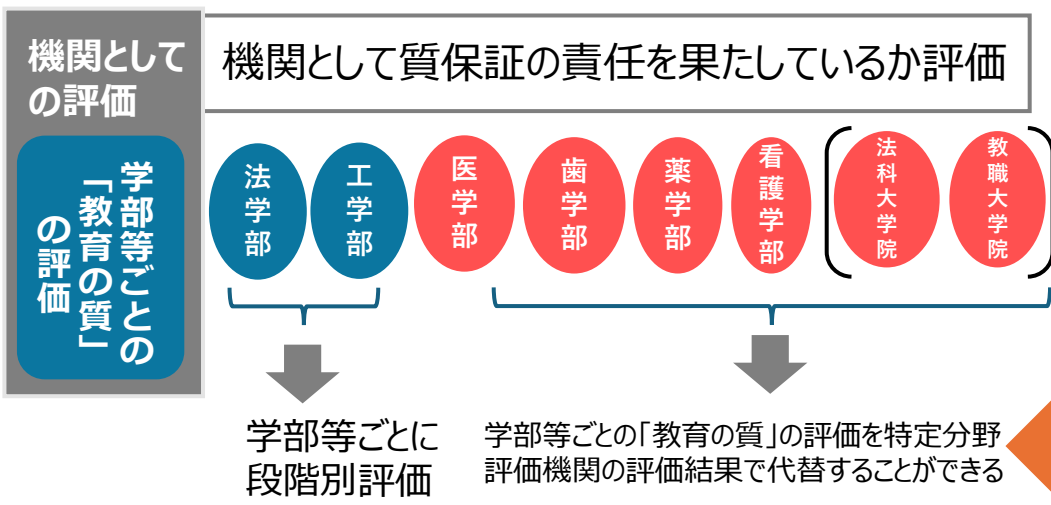
特定の学位の分野に基づいた学部等（又は学科）単位で受審



総合評価機関（仮称）

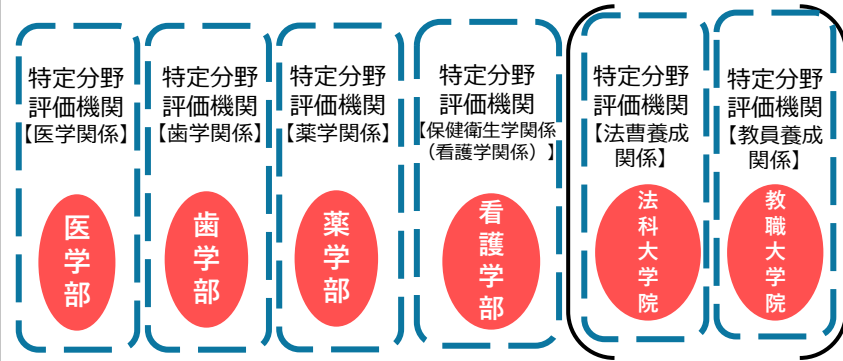
高等教育機関の内部質保証が図られているかを評価（機関全体の評価）するとともに、基本的にすべての学部の「教育の質」を評価し、段階別の評価を行う。

特定分野評価機関（仮称）がある学位の分野に基づく学部等（又は学科等）については、当該機関の評価に置き換えることを可とする。



特定分野評価機関（仮称）

特定の学位の分野を評価する主体として文部科学省が認証し、当該学位の学部等（又は学科等）の「教育の質」を評価し、段階別の評価を行う。



特定分野評価機関において段階別評価

※研究科の取扱いは今後検討

「新たな評価」における評価方法（イメージ）

評価機関

- 評価機関は、学部等で授与する学位の分野をもとに以下の21の学位の分野を踏まえた評価員を集め、ピア・レビューを実施することとする。 ※ 評価員の確保について、文部科学省において、高等教育機関関係者に幅広く協力を促していくことも検討

《想定する学位の分野》

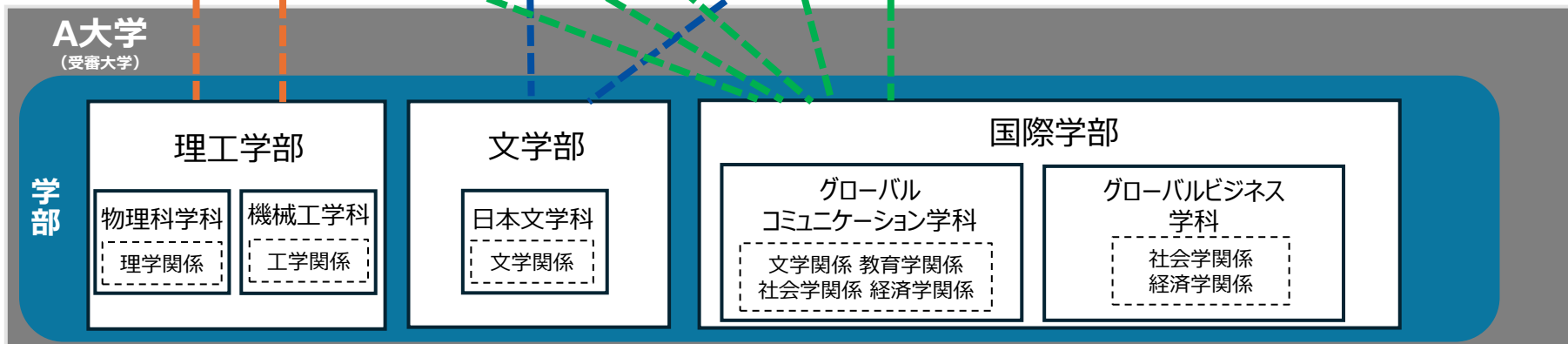
- ①文学分野 ②教育学・保育学分野 ③法学分野 ④経済学分野 ⑤社会学・社会福祉学分野 ⑥理学分野 ⑦工学分野
 ⑧農学分野 ⑨獣医学分野 ⑩医学分野 ⑪歯学分野 ⑫薬学分野 ⑬家政分野 ⑭美術分野 ⑮音楽分野 ⑯体育分野
 ⑰保健衛生学分野（看護学分野）⑱保健衛生学分野（リハビリテーション分野）
 ⑲保健衛生学分野（看護学分野及びリハビリテーション分野以外）⑳法曹養成分野 ㉑教員養成分野



理学分野 工学分野 教育学分野 文学分野 経済学分野 文学分野 社会学分野

✓ 高等教育機関の持つ学位の分野を踏まえ、評価員の割り当てなど評価体制を構築

※ 評価の対象が「学部等単位の教育を評価」となることを踏まえて、評価員が複数の高等教育機関の学部等を担当することも想定



※ 現在の認証評価では実地調査を行うことが義務付けられているが、「新たな評価」では、実地調査の重要性にも留意しつつ、オンライン面談の活用など柔軟な実施を可能とする方向で検討

○ 評価機関の更新制の導入

- 現在の認証評価機関は、評価の質の信頼性を高めるため、自己点検・評価を定期的に行い、その結果を公表することとされている。
- 「新たな評価」では、高等教育機関の質保証のみならず、教育の質保証及び質向上を評価していくためには、評価機関も自らのPDCAサイクルを確立・機能させることがこれまで以上に求められる。したがって、**定期的に評価機関として適格であるか否かを文部科学大臣が確認する仕組み（＝評価機関の更新制）を明確化していくこととする。**

○ 評価機関間での調整

- 評価機関が複数存在する場合、学部等ごとの段階別評価を付すに当たって、評価基準等の統一は固より、複数存在する評価機関の目線をより合わせていくために、評価機関間で調整を図ることが重要となる。

評価機関間で調整する事項（イメージ）

- 共通評価ガイドラインの策定・改訂
⇒複数機関で共通のガイドラインを作成することを想定
- 評価員研修の共通枠組みの整備
⇒共通の研修資料や研修による評価員の目線合わせを想定
- 評価結果の年次報告
⇒評価結果や事例についての共有を想定
- その他

評価結果の公表

評価結果の公表

具体的に以下のような方向性で「評価結果の公表」について進めることとする。

評価結果の公表の仕方

- 評価結果については、データプラットフォームにおいて一元的に公表する。その際、学生等が必要な情報に到達しやすくするために様々な要素でソート・検索できるようにする。

公表の内容

- 評価結果、そのように判断した評価の具体的な内容を記載する。評価の具体的な内容についてはポイントを分かりやすく示す。
※特定の学位の分野について特定分野評価機関による評価を受審した場合には、当該学位の分野の評価結果も併せて公表する。
- 併せて、学生の進路選択等にも活用しやすくするために、情報公表推進の観点から、学部等に関する情報（所在地、授与される学位、養成する人材像、卒業認定・学位授与の方針等）を付記する。

「公表イメージ」

データプラットフォームのイメージ

設置者 学校種 地域

評価結果 分野 用語検索

<検索結果>

機関名	学部等	分野	設置者	学校種	地域	評価	評価年度	評価機関
〇〇大学	法学部	法学	国立	大学	〇〇県	★★	20〇〇	A
△△大学	政治経済学部	法学 経済	私立	大学	△△県	★★★★	20△△	B
××大学	法学部	法学	公立	大学	××県	★	20××	C

⋮

△△大学(評価結果のイメージ)

政治経済学部 〇〇県△△市

評価結果
(評価機関：B)
(評価年度：20△△) ★ ★ ★

評価の具体的な内容 (ポイント)
・ ○ ○ ○ ○
・ ○ ○ ○ ○
・ ○ ○ ○ ○

政治学科：学士 ()
養成する人材像
・ ○ ○ ○ ○
卒業認定・学位授与の方針
・ ○ ○ ○ ○
⋮

経済学科：学士 ()
養成する人材像
・ ○ ○ ○ ○
卒業認定・学位授与の方針
・ ○ ○ ○ ○
⋮

詳細の評価結果はこちら

データプラットフォームの活用・重複する評価との整理

- 「新たな評価」では学部等ごとに段階別評価を付すこととなることから、より効果的・効率的な評価となるよう、データプラットフォームを整備・活用していくこととする。

○ データプラットフォーム整備・活用

- 「新たな評価」では、新たな大学等評価等のためのデータプラットフォーム（仮称）（※）を活用して効果的・効率的な評価の実現を目指していく。※独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に設置を予定

想定するデータプラットフォームの機能

- ①受審管理機能 ②データ入力機能 ③データ閲覧・評価支援機能 ④情報公表機能（※） 等

※ 既存の情報公表の枠組み（大学ポートレート）との整理についても留意

想定する負担軽減効果

- ✓ 全国学生調査の結果データを文部科学省が一元的に入力することによる被評価者の**入力負担の軽減**（※他の調査等との連携含め今後検討を進める）
- ✓ シラバスチェック等に関して、不足する情報等がある場合にアラート機能により評価者に知らせるなど、人の目では時間がかかる詳細レベルまでの確認についての**評価支援機能を通じた負担軽減**
- ✓ 定量的な確認などを自動計算機能等で代替することで評価者・被評価者双方の負担軽減 等
※生成AI等を活用した評価支援等も検討

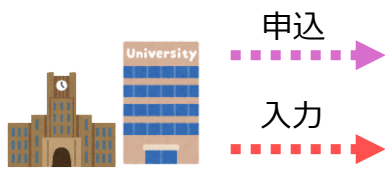
(参考) 新たな大学等評価のためのデータプラットフォーム(仮称)イメージ

データプラットフォームは、高等教育機関からの①受審申込 → ②データ入力 → ③評価のためのデータ閲覧・評価作業 → ④結果公表を行うことのできるシステム構築を想定。

新たな大学等評価のためのデータプラットフォーム(仮称)

※独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に設置を予定

高等教育機関



基本的な考え方

評価に関するデータを集約することで、評価における**データ利活用の円滑化**を支援

評価機関



評価プロセス上支障がない部分は可能な範囲内において**自動化**を図ることで、**膨大な数の評価作業の迅速化**を支援

文部科学省



複数の評価機関及び多くの評価者の参画が想定される中、**評価の判断基準の安定化**を支援

評価結果の分かりやすい**公表**

想定する機能

受審管理機能

申込、評価機関への連絡、ステータス管理、分野の登録、等

データ入力

基礎情報の入力、根拠資料の登録、自己点検・評価書の登録、エラーチェックのための機能、等

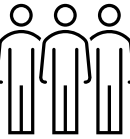
データ閲覧・評価支援 (BI・分析・AI)

定量的な基礎情報の自動確認、定性的な情報の評価支援、判断基準の安定化のためのデータ分析、等

情報公表

評価結果等の分かりやすい公表、等

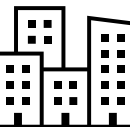
高校生



公表



企業



中教審答申における「評価結果の公表」と「情報公表」に係る記載

(参考) 我が国の「知の総和」向上の未来像 ～高等教育システムの再構築～ (答申) 抜粋

2. (1) 教育研究の「質」の更なる高度化

①学修者本位の教育の更なる推進

イ. 新たな質保証・向上システムの構築

その際、新たな評価制度は、単に評価基準 に対する適合・不適合を判定するのではなく、在学中にどれくらい力を伸ばすことができたのかといった大学等の教育の質を数段階で示すなど、多様で高度な研究活動にも裏打ちされた高等教育による付加価値を明確化する仕組みとすべきである。その際、結果について国民に対して分かりやすく公表するための工夫をすることで、社会的な評価の一層の促進を図ることができるようにするとともに、教育の質が十分に担保されていない機関については撤退を促していくことが望ましい。さらに、新たな評価制度においては、その評価に用いる各大学の教育情報を容易に提出可能なデータベースを整備するなどして、現行の仕組みよりも高等教育機関側・評価機関側双方の負担軽減を図っていくことが求められる。

⑤情報公表の推進

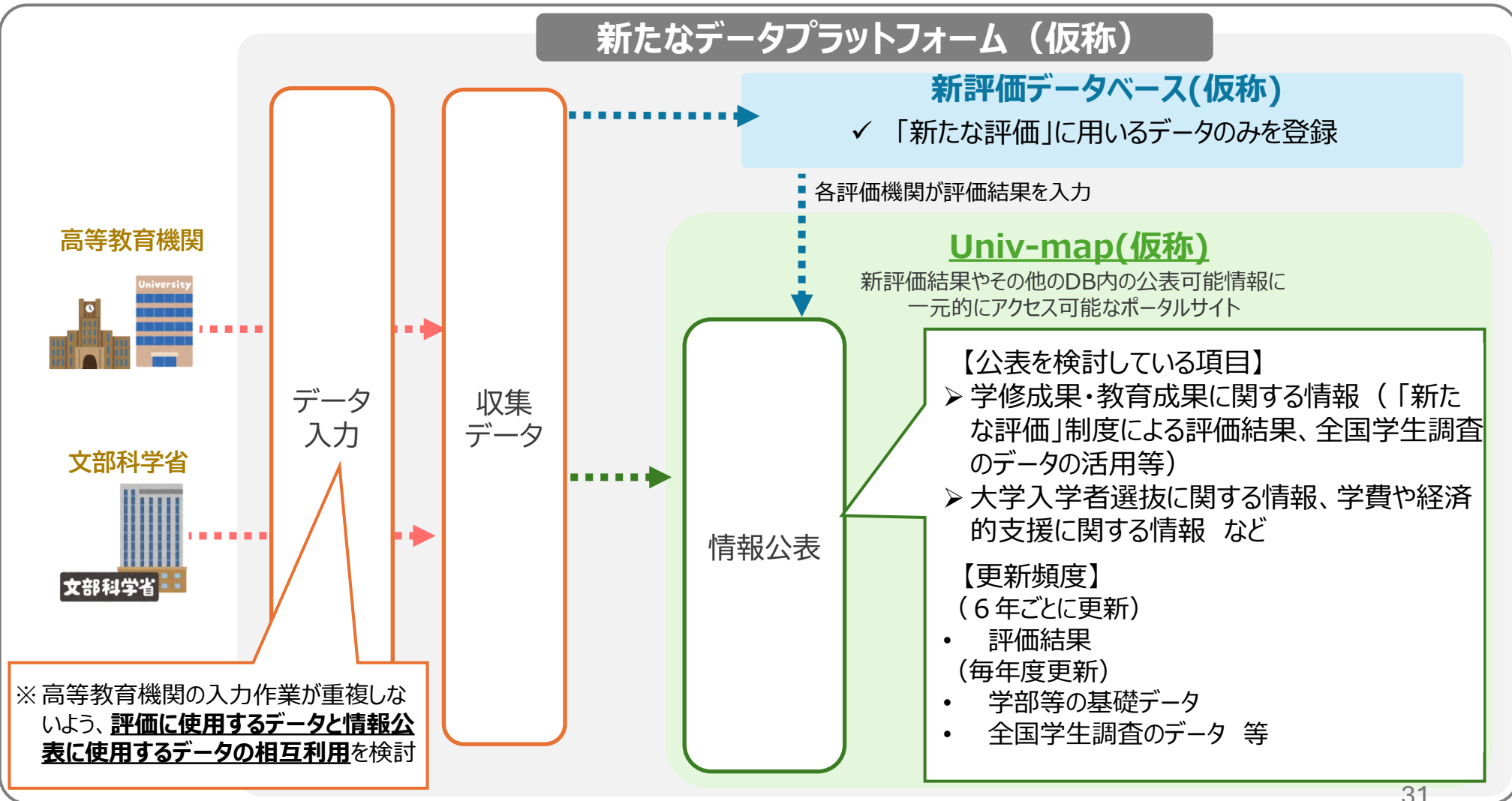
前述の新たな評価制度においては、新たなデータベースの情報を活用することとし、高等教育機関側・評価機関側の双方の負担軽減を図っていくことが求められるが、当該データベースとの連携も含めて、諸外国の状況も参照しながら、大学ポータルで培ってきた実践や知見を生かしつつ、単純な数値に限らず高等教育機関を横断的に比較する観点から、設置者別ではない新たなデータプラットフォーム (Univ-map (ユニマップ) (仮称)) を構築し、情報公表を更に進めることが必要である。その際、学修者や進学希望者が、各高等教育機関の教育力を把握するに当たって、どのような情報が必要であるかという観点から公表項目を検討していくことも必要である。

<具体的方策>

- ・多様な教育活動の状況を国内外の様々な者に分かりやすく発信するため、大学入学者選抜に関する情報や、学修成果や教育成果に関する情報についての公表を更に促進するとともに、利用者にとっての利便性向上を図るための高等教育機関間の多様な比較分析が可能となる情報の可視化を進める。
- ・各高等教育機関における事務手続の軽減を図る観点や、新たな評価制度の充実の観点から、評価におけるデータ活用のためのデータベースの整備について検討する。(①イの再掲)

新たなデータプラットフォームにおける情報公表（Univ-map（仮称））

- 新たなデータプラットフォームの一機能として、Univ-map（仮称）を実装。
- 具体的には、国公私統一のデータベースという強みを踏まえ、「新たな評価」への活用に加え、情報公表の推進の観点からのデータも収集・蓄積した上で、設置者横断で比較可能な形で情報公表するための新たなプラットフォームとして整備。
- 大学ポートレートは、役割の重複を踏まえ、発展的解消に向け検討。



○ 重複する評価との整理

- 「新たな評価」制度導入に合わせて、既存の高等教育機関の教学に対する調査・点検を行っている取組との整理も検討してはどうか。
- 現行の**機関別認証評価と分野別認証評価**については、「新たな評価」では機関全体の評価と学部等ごとの段階別評価を一元的に行うことになることから、**その統合を図る**こととする。
- その他認証評価以外の評価との関係では、例えば、国立大学法人評価における教育に関する**現況分析**は「新たな評価」と類似する要素も多く、**重複の解消を検討**していく。

教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方ワーキンググループ 参考資料集



文部科学省

目次

1. 「知の総和」答申について……………3
2. 高等教育機関の質保証について……………10
3. 高等教育機関における情報公表について…32

1. 「知の総和」答申について

我が国の「知の総和」向上の未来像 ～高等教育システムの再構築～（答申）要旨①

中央教育審議会(令和7年2月21日)

1. 今後の高等教育の目指すべき姿

直面する課題

社会の変化 世界：環境問題、国際情勢の緊張化、AI進展 等
国内：急速な少子化、労働供給不足

高等教育を取り巻く変化 学修者本位の教育への転換等

大学進学者数推計 62.7万人 ▶ 59.0万人 ▶ **46.0万人** (約27%減)
(出生低位・死亡低位) (2021) (2035) (2040)

未来像・人材像

目指す未来像

一人一人の多様な幸せと社会全体の豊かさ(well-being)の実現を核とした、**持続可能な活力ある社会**

育成する人材像

持続可能な活力ある社会の担い手や創り手として、**真に人が果たすべきことを果たせる力**を備え、人々と**協働**しながら、課題を**発見し解決**に導く、学び続ける人材

我が国の「知の総和」の向上

- 目指す未来像の実現のためには、「**知の総和**」(数×能力)を向上することが必須
- 「知の総和」の向上のためには、教育研究の質を上げ、意欲ある全ての人々が高等教育を享受できるよう社会的に適切な規模の高等教育機会を供給し、地理的・社会経済的な観点からのアクセス確保によって高等教育の機会均等の実現を図ることが必要

高等教育が目指す姿

高等教育政策の目的

- 「質」の向上** : 教育研究の質の向上を図ることであり、学生一人一人の能力を最大限高めること
- 「規模」の適正化** : 社会的に適切かつ必要な高等教育機会の量的な確保
- 「アクセス」確保** : 地理的・社会経済的な観点からの高等教育の機会均等の実現

3つの目的(価値)は、常に調和するわけではなく、**トレードオフの関係**になることもあり得るため、価値の選択と調整が必要

急速な少子化等を踏まえた高等教育全体の「**規模**」の**適正化**を図りつつ、それによって失われるおそれのある「**アクセス**」確保策を講じるとともに、「**規模**」の縮小をカバーし、知の総和を向上するために教育研究の「**質**」を高める

①教育研究の観点

- ア. 未来社会を担う人材に必要な資質・能力の育成 (**文理横断・融合教育**等)
- イ. **成長分野**を創出・けん引する人材等の育成
- ウ. **デジタル化**の推進 (AI活用等)
- エ. 国際競争の中での**研究力**強化

②学生への支援の観点

- ア. 学生の**多様性**・流動性の向上 (留学生、社会人、障害のある学生等)
- イ. 学生への**経済的支援**充実 (社会全体で支える学生の学び)

③機関の運営の観点

- ア. 高等教育機関の**多様性**確保
- イ. 高等教育機関の**運営基盤**の確立 (ガバナンス改革等)
- ウ. **国際化**の推進 (留学モビリティ拡大等)

④社会の中における機関の観点

- ア. **社会**との接続・連携強化
- イ. 人材育成等を核とした**地方創生**の推進
- ウ. **初等中等教育**との接続の強化
- エ. **情報公表**による信頼獲得

重視すべき観点

2. 今後の高等教育政策の方向性と具体的方策①

（1）教育研究の「質」の更なる高度化

1 学修者本位の教育の更なる推進

- ア. 学びの質を高めるための教育内容・方法の改善
 - 学生が主体的・自律的に学修するための環境構築
 - 教学マネジメント指針の見直し
 - 同時履修科目の絞り込み促進
 - レイトスペシャライゼーションを促進するための定員管理制度の弾力化 等
 - 「**出口における質保証**」の促進
 - 厳格な成績評価や卒業認定の実施
 - 成績優秀者への称号授与 等
 - 高大接続を踏まえた大学入学者選抜等の改善
 - 遠隔・オンライン教育の推進
- イ. 新たな質保証・向上システムの構築
 - 大学設置基準及び設置認可審査の見直し
 - 基幹教員の配置に係る基準や指導補助者の基準等について制度改善
 - 認証評価制度の見直し**
 - 在学中にどれくらい力を伸ばすことができたのか等を含む教育の質を数段階で評価する**新たな評価制度**への移行

2 多様な学生の受入れ促進（外国人留学生や社会人等）

- ア. 多様な学生の受入れ推進
 - 多面的・総合的な入学者選抜の推進
 - 転編入学等の柔軟化
 - **転編入学の増加**を図るための**定員管理の見直し** 等
 - 障害のある学生への支援 等
- イ. 留学モビリティ拡大
 - 外国人留学生等の受入れや日本人学生の派遣の推進、国際化のための体制整備
 - 経済的支援の充実
 - 多文化共修環境整備
 - **留学生の定員管理方策の制度的改善** 等
 - 適切な在籍管理、技術流出防止対策の徹底・強化 等
- ウ. 社会人の学びの場の拡大
 - 教育環境の整備
 - 産業界と連携した教育プログラム開発
 - 産業界・地方公共団体等との組織レベルでの連携推進
- エ. 通信教育課程の質の向上
 - 時代の変化を踏まえた通信教育課程の在り方の見直し
 - **通信教育課程の更なる質の向上のための制度的改善**や学生支援に向けた検討 等

3 大学院教育の改革

- ア. 質の高い大学院教育の推進
 - 体系的な大学院教育課程の編成の推進
 - 修士・博士5年一貫プログラムの構築(特に自然科学系)等
 - 学士課程から博士課程までの連続性向上・流動性促進
 - **学士・修士5年一貫教育の大幅拡充(特に人文・社会科学系)** 等
- イ. 幅広いキャリアパスの開拓推進
 - 多様なフィールドで一層活躍するための環境構築、多様な進学者の受入れ促進
 - 学位の質保証を前提とした社会人の修士・博士の1年での学位取得推進 等

4 研究力の強化

- 研究の質向上に向けた研究環境の構築
 - 研究開発マネジメント人材等の量的不足解消・質向上
 - 大学共同利用機関等の機能強化 等
- 研究環境の低下要因を取り除くための**業務負担軽減**の推進
 - 研究と教育それぞれに重点を置く教員の活用促進
 - 形式的な会議の見直し 等

5 情報公表の推進

- 情報公表の内容・方法の改善
 - 高等教育機関の情報を横断的に比較できる**新たなデータプラットフォーム(Univ-map(ユニマップ)(仮称))**の構築
- 全国学生調査の活用



2. 今後の高等教育政策の方向性と具体的方策②

(2) 高等教育全体の「規模」の適正化

1 高等教育機関の機能強化

- 意欲的な教育・経営改革を行うための支援
 - 一定の規模縮小しつつ、質向上、大学院へのシフトを行う大学等への支援
 - デジタル、グリーン等の成長分野への学部転換支援等の強化
 - 職員の高度化の促進 等
- 高等教育機関間の**連携**の推進
 - 大学等連携をより緊密に行うための仕組みの導入や支援策の検討 等

2 高等教育全体の規模の適正化の推進

- 厳格な設置認可審査**への転換
 - 審査時の財産保有要件や経営状況に関する要件厳格化
 - 設置計画の履行が不十分な場合の私学助成減額・不交付 等
- 再編・統合**の推進
 - 定員未充足や財務状況が厳しい大学等を統合した場合のペナルティ措置緩和
 - 再編・統合を行う大学等への支援 等

- 縮小**への支援
 - 一時的な減定員を戻すことを容易にする仕組みの創設
 - 早期の経営判断を促す指導の強化 等
- 撤退**への支援
 - 在学生の卒業までの学修環境確保
 - 卒業生の学籍情報の管理方策の構築
 - 残余財産帰属の要件緩和 等

(3) 高等教育への「アクセス」確保

1 地理的観点からのアクセス確保

- ア. 地域ごとのアクセス確保を図るための仕組みの構築
- 地域のアクセス確保・人材育成のための協議体構築
 - 地域構想推進プラットフォーム（仮称）**（地域の高等教育機関、地方公共団体、産業界など関係者が議論する協議体）の構築
 - 地方公共団体における高等教育振興担当部署の整備（連携窓口の明確化等）促進
 - 国における司令塔機能の強化 等
 - 協議体での検討を促す仕組みの整備
 - 国による地域ごとの人口予測や分野ごとの産業・雇用環境の変化等の量的・質的な情報提供
 - コーディネーターの育成・配置 等
 - 地域にとって真に必要な一定の質が担保された高等教育機関への支援
 - 協議体での議論を踏まえ、国が支援する仕組みの構築
 - 地域研究教育連携推進機構（仮称）**（大学等連携をより緊密に行うための仕組み）の導入 等

- イ. 都市から地方への動きの促進等を通じた**地方創生**の推進
- 地方創生を進めるための高等教育機関への支援
 - 国内留学
 - 学生寮整備
 - サテライトキャンパス
 - キャンパス移転 等の取組推進 等
 - 遠隔・オンライン教育の推進
 - 大学間連携による授業の共有化 等

2 社会経済的観点からのアクセス確保

- 個人への経済的支援の充実
 - 高等教育の修学支援新制度等の着実な実施
 - 企業等による代理返還の普及促進 等
- 高等教育機関入学前における取組促進
 - プッシュ型情報発信
 - アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）解消促進
 - キャリア教育促進 等



我が国の「知の総和」向上の未来像 ～高等教育システムの再構築～（答申）要旨④

中央教育審議会(令和7年2月21日)

3. 機関別・設置者別の役割や連携の在り方

(1) 機関別の役割：機関ごとの違い・特色を生かしつつ、自らの役割を再定義して改善

①大学 (学士課程)	※「2. 今後の高等教育政策の方向性と具体的方策」を参照
②専門職大学・ 専門職短期大学	実践力・創造力を備えた専門職業人の育成促進
③大学院・ 専門職大学院	※2(1)「③大学院教育の改革」を参照
④短期大学	時代の変化に応じた役割を踏まえた短大自身の変革、専攻科修了者の進学ニーズを踏まえた制度改善
⑤高等専門学校	高専教育の高度化・国際化の推進
⑥専門学校	実践的な職業教育の推進、社会人・留学生の受入れ拡大

(2) 設置者別の役割：役割や機能を踏まえつつ、自らのミッションを改めて見つめ直し、時代の変化に応じて刷新し、自らの将来を定めていく必要

①国立大学	<p>社会を先導する人材を、地方をはじめ全国で育成するための教育機会の確保、国として継続的に実施すべき多様な研究の実施</p> <p>▶ 国立大学の学部定員規模の適正化（修士・博士への資源の重点化を図りつつ、国際化や地域のアクセス確保にも配慮）や連携、再編・統合の推進に向けた検討</p> <p>▶ 地域の高等教育機関のけん引役としての機能強化</p>
②公立大学	<p>地方公共団体の規模や実態、設置目的に応じた教育研究の実施</p> <p>▶ 地域の実態を踏まえた教育研究の実施や定員規模の適正化（見直しも含めた地域との継続的な対話、私立大学の安易な公立化の回避）</p>
③私立大学	<p>建学の精神に基づく多様性に富んだ教育研究の実施</p> <p>▶ 意欲的な教育・経営改革や連携を通じた機能強化</p> <p>▶ 規模適正化の推進（設置認可厳格化、再編・統合、縮小、撤退の支援）</p>

(3) 機能や特性等に着眼した政策の重視：それぞれの機能に即した高等教育機関の連携も含め、機能別分化の中で、教育研究の質向上につながる取組を設置者の枠を超えて支援

4. 高等教育改革を支える支援方策の在り方

- ①高等教育の価値：高等教育は国力の源泉であり、**高等教育への投資は未来への先行投資**
- ②高等教育への信頼：学生の満足度を高め、成長が得られるよう教育研究活動を高度化し、教育研究の成果や効果を社会に対して**情報公表**
- ③必要コストの算出：教育コストを明確にした上で、社会に広くその必要性を訴えかけていくことが必要
- ④高等教育投資の在り方：**公財政支援、社会からの投資・支援、個人・保護者負担**のどれか一つだけに依存するのではなく、それぞれについて、高等教育の**持続可能な発展に資するような規模・仕組みを構築**

短期的取組 (2～3年以内まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公財政支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 基盤的経費助成の十分な確保 ▶ 競争的資源配分の不断の見直しと充実 ○ 社会からの支援強化 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 代理返還制度の活用推進 ▶ 寄附獲得の促進 ○ 個人・保護者負担の見直し <ul style="list-style-type: none"> ▶ 個人・保護者負担の在り方について個人支援や機関補助とのバランスも勘案し検討
中長期的取組 (5～10年程度)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教育コストの明確化と負担の仕組みの見直し <ul style="list-style-type: none"> ▶ 授業料等の最低ライン設定や公的支援の仕組みの見直しに向けた検討 ○ 高等教育への大胆な投資を進めるための新たな財源の確保 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 税制の在り方や寄附の充実等の検討

上記1～4までを踏まえた、制度改革や財政支援の取組や今後10年程度の工程を示した**政策パッケージ**を策定し、具体的方策の実行に速やかに着手

新たな高等教育の質保証・向上システムの構築に向けて（中教審）

中央教育審議会大学分科会（第178回）特別部会における 主な意見（認証評価関係）

- 大学の評価は決して偏差値で表されるものではなく、学生の満足度や就職後の追跡等による評価も必要ではないか。大学間の教育の伸び代をベースにした競争の仕組みをつくっていくことが重要で、これは日本社会全体の再生に必須である。
- 大学・大学院の教育の質を上げていかないと、海外から優秀な留学生を呼び込むこともできない。認証評価の在り方とも大きく関わっているのでは。
- 評価結果については（悪いものも含め）、世間にしっかり公表していくべき。
- 認証評価機関によって基準にばらつきがあるため、認証評価機関のメタ評価機関をつくり、国際的に通用する認証評価機関にしていくことが重要。評価も項目ごとにA、Bといった形で評価・公表しないと大学の特徴が分からない。
- 新しい評価を考える際は、学位プログラムを担っている教育機関の学部・学科レベルできちんと評価できるように考え直すべき。

答申

新たな質保証・向上システムの構築

<具体的方策>

（認証評価制度の見直し）

- 認証評価における各高等教育機関の負担軽減を踏まえつつ、教育・学修や研究の質を一層高めるため、例えば学部・研究科等に応じた定性的評価を導入するとともに、教育研究情報に基づく定量的評価を行い、これらに基づき在学中にどれくらい力を伸ばすことができたのかといった大学等の教育の質を数段階で示した上で公表するなど、新たな評価制度へ移行するための制度改善を行う。
- 上記の新たな評価制度における評価の結果公表について、評価を受ける高等教育機関の長所や特色、指摘事項を簡潔にまとめた要約資料を作成するなど、国民に対して分かりやすい仕組みを構築する。
- 各高等教育機関における事務手続の軽減を図る観点や、新たな評価制度の充実の観点から、評価におけるデータ活用のためのデータベースの整備について検討する。

中央教育審議会

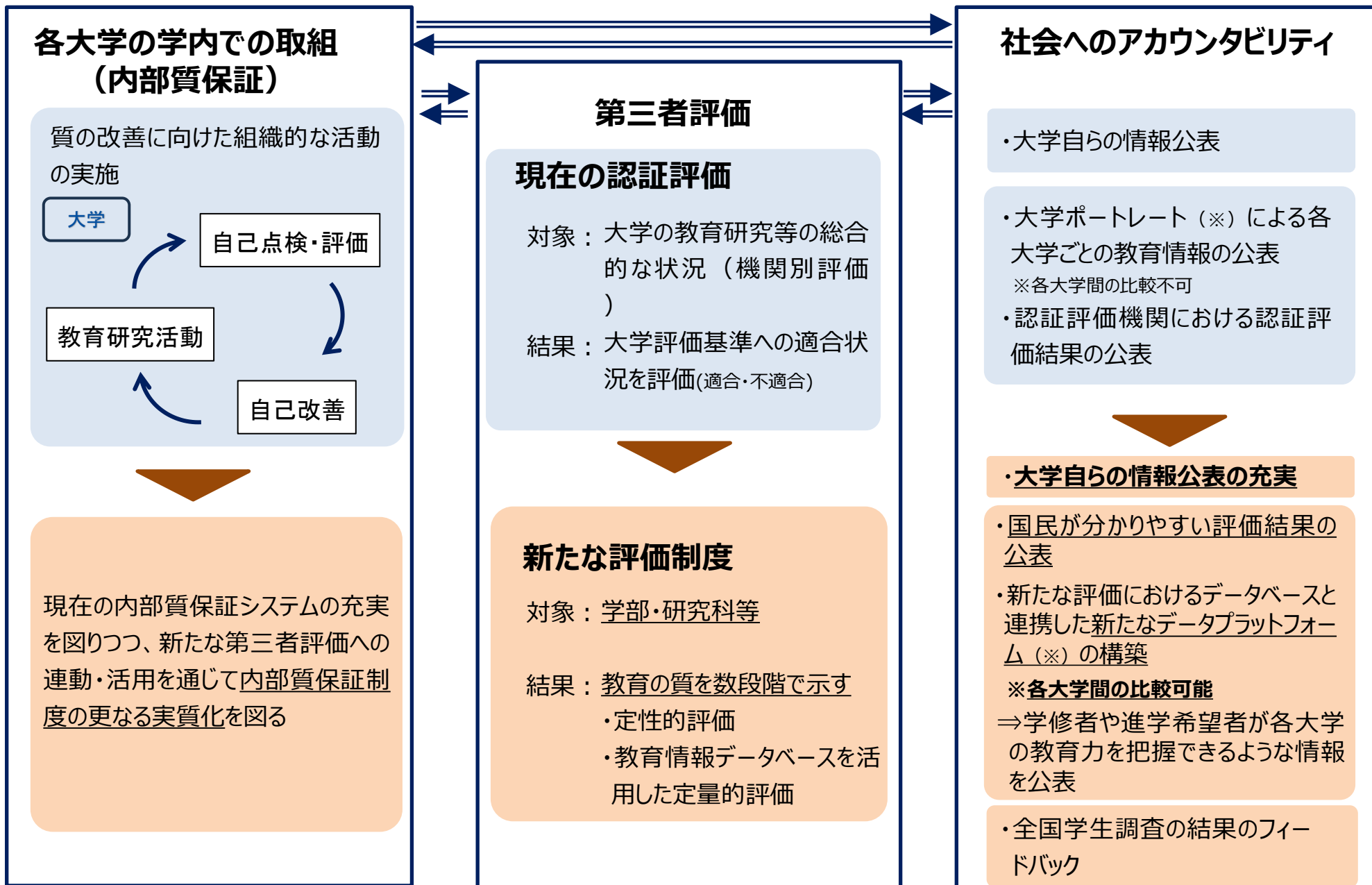
『我が国の「知の総和」向上の未来像 ～高等教育システムの再構築～（答申）』

（令和7年2月21日）から抜粋

<参考1> 新たな評価制度への移行・データベース構築 (イメージ)

現行の仕組み

制度見直しのイメージ



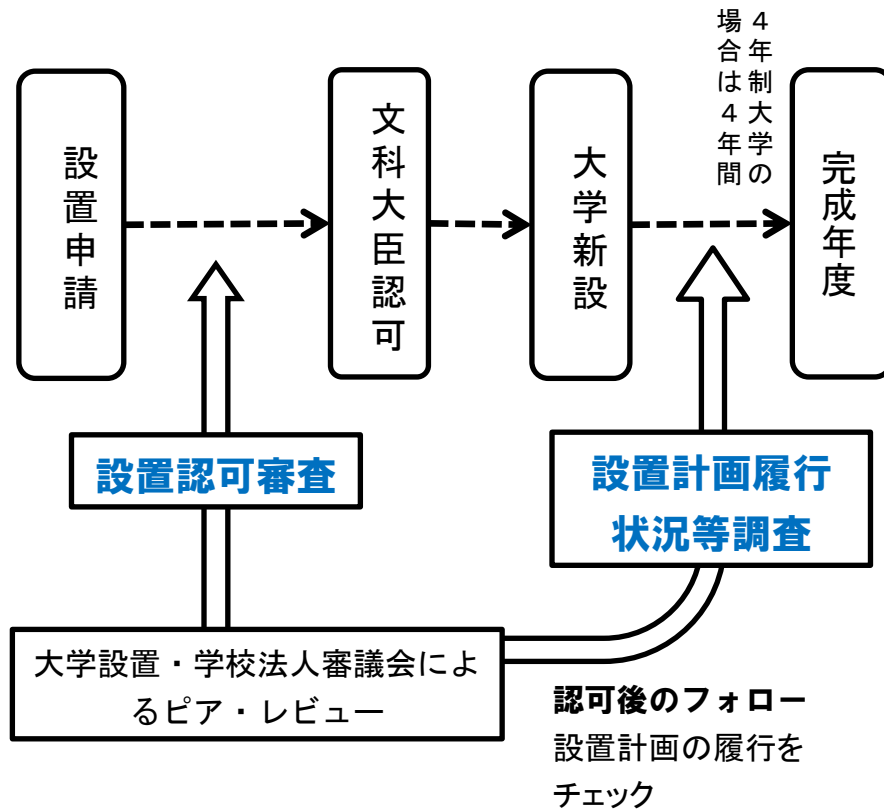
新たな評価制度への移行を通じて、事務手続等の負担軽減を実施

2. 高等教育機関の質保証について

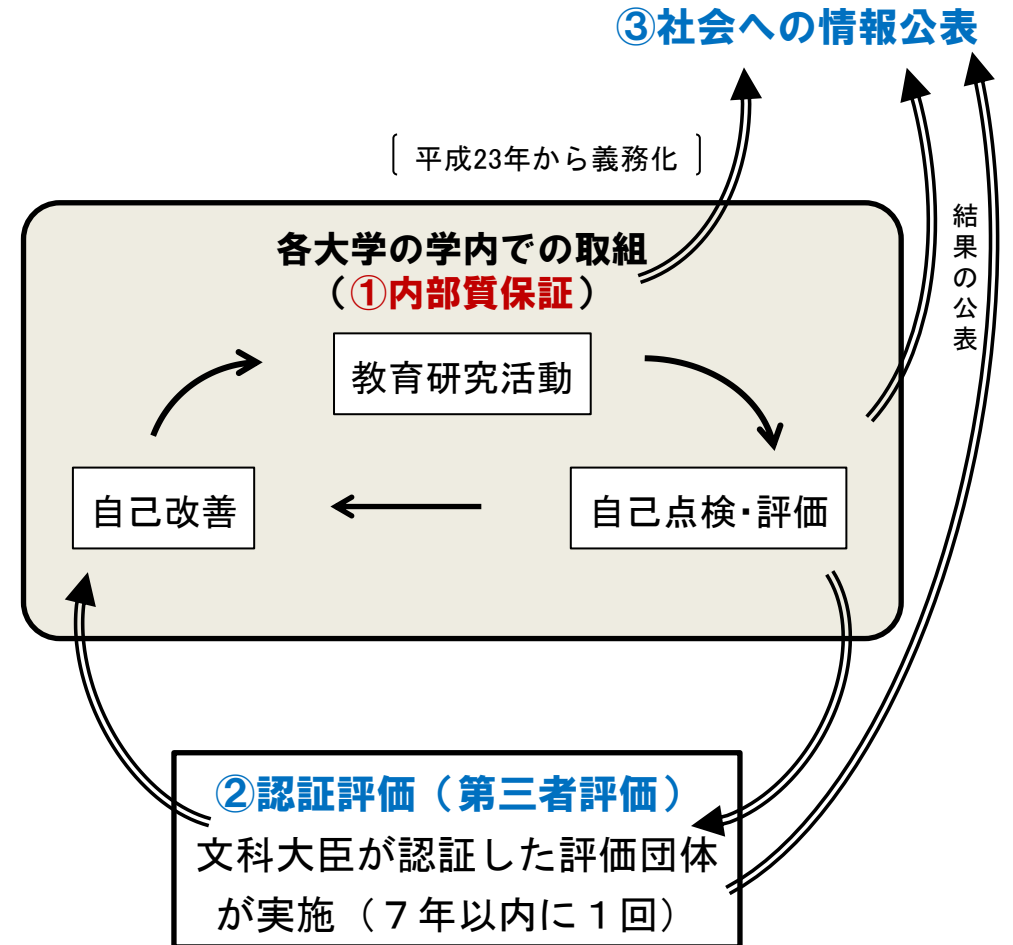
我が国の大学の質保証のイメージ図

我が国の質保証に係る制度は、大学の設置認可による大学設置時の質保証、設置後の教育研究活動に対する様々な大学評価による質保証の組合せにより成り立っている。

【設置認可審査等による入口における質保証】 （大学の設置申請から完成年度までの質保証）



【認証評価制度や情報公表等による恒常的な質保証】



大学設置基準

教育課程、教員数・教員資格、校地・校舎面積などの最低基準を定める(教育研究水準を確保)

設置認可制度の概要

大学を新設する場合等においては、文部科学大臣の認可が必要（学校教育法第4条第1項第一号）。
また、文部科学大臣が認可を行う場合には、大学設置・学校法人審議会への諮問が必要（同法第95条）。

【設置に認可が必要な組織】

- 大学、大学の学部、大学の学部の学科
- 大学院、大学院の研究科、大学院の研究科の専攻
- 短期大学、短期大学の学科 等
- ※大学の学部・学科、大学院の研究科・専攻及び短期大学の学科等については、授与する学位の種類と分野の変更を伴わない場合は認可を要しない（届出で足りる）

【設置認可の流れ】（標準スケジュール）

- ①設置認可の申請（大学新設：前々年度10月末、学部等新設：前々年度3月末）
- ②文部科学大臣から大学設置・学校法人審議会へ諮問
- ③審議会において審査（大学新設：10ヶ月、学部等新設5ヶ月）、答申
- ④審議会から答申後、文部科学大臣が認可の可否を決定（8月末頃）

【審査の基準】

文部科学省告示として「大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準」が定められており、これに基づいて大学設置・学校法人審議会大学設置分科会において審査。

- 学校教育法や大学設置基準等の法令に適合すること。
- 学生確保の見通し、及び人材需要等社会の要請があること。
- 既設の大学の学部等の収容定員充足率が一定割合未満及び0.5倍を上回ること。
- 医師、歯科医師、薬剤師、獣医師及び船舶職員の養成に係る大学等の設置でないこと。
- 法科大学院の設置でないこと。
- 虚偽申請等の不正行為があつて一定期間を経過していない場合等でないこと。

大学設置基準等に基づく実際の審査における主な観点は以下の通り。

◆全体の設置計画についての審査

【設置の趣旨・目的】

- ・設置の趣旨・目的が、「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる」という学校教育法上の大学の目的に適合していること。

【教育課程】

- ・卒業又は修了の認定に関する方針及び教育課程の編成及び実施に関する方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程が編成されていること。

【教育研究実施組織】

- ・大学の教育研究上の目的を達成するため、学部学科の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織が編成されていること。

【名称、施設・設備等】

- ・大学、学部及び学科の名称が大学等として適当であるとともに、当該大学等の教育研究上の目的にふさわしいものであること。
- ・大学の組織及び規模に応じ、教室、研究室、図書館、医務室、事務室その他必要な施設を備えた校舎を有していること。

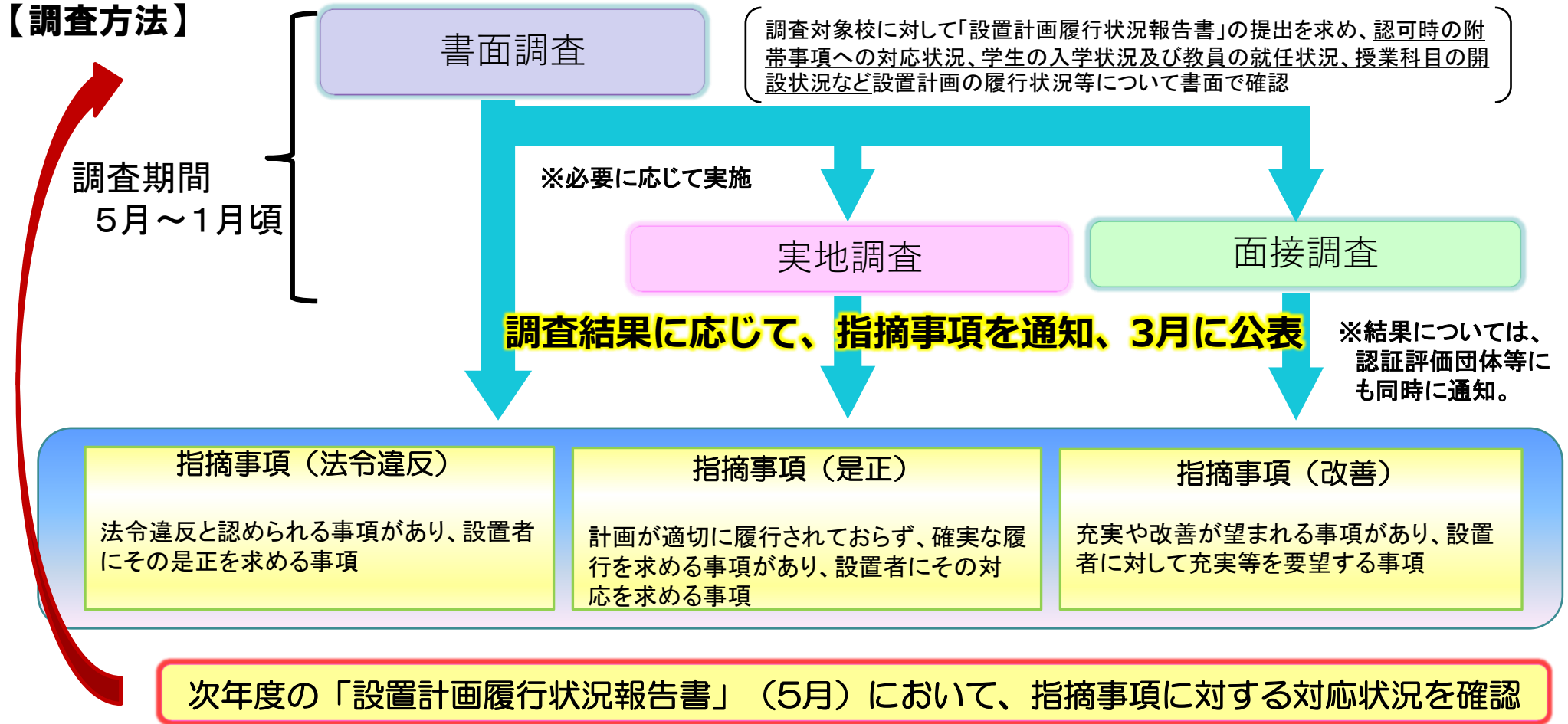
◆教員審査

- ・研究上の業績等を有するとともに、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められること。
- ・教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う教員（助手を除く）であり、当該学部の教育課程に係る主要授業科目を担当するもの（専ら当該大学の教育研究に従事するものに限る）又は1年につき8単位以上の当該学部の教育課程に係る授業科目を担当する者であること。

設置計画履行状況等調査について

大学の設置等の認可や届出の後において、原則として、完成年度までの間、認可時の附帯事項への対応状況、学生の入学状況及び教員の就任状況など設置計画の履行状況等についての調査を行い、その状況に応じて必要な指導・助言を行うことにより、設置計画の確実な履行を担保することを目的とする。調査については大学設置・学校法人審議会大学設置分科会に設けられた設置計画履行状況等調査委員会において、専門的な見地から実施。

【調査方法】



- ・指摘事項（法令違反）を受け、行政指導によっても対応がなされていない場合、設置認可のスキームではなく、学校教育法第15条による対応（①勧告、②変更命令、③廃止命令）を行うことができる。
- ・指摘事項（法令違反）・指摘事項（是正）を受け、正当な理由なく、次年度の調査において対応がなされていないと認められる場合、「設置計画の履行の状況が著しく不適当」と認定し、新たな学部等の設置や収容定員増の認可をしない。

認証評価制度導入に関するこれまでの経緯

平成3（1991）年2月 大学審議会答申「大学教育の改善について」

大学設置基準の改正

- 各大学で多様で特色あるカリキュラム設計が可能となるよう、授業科目、卒業要件、教員組織等に関する大学設置基準の規定の弾力化（大学設置基準の大綱化）。
- 各大学が自らの責任において教育研究の普段の改善を図るよう促すため、自己点検・評価システムを導入。

平成10（1998）年10月 大学審議会答申「21世紀の大学像と今後の改革方策について-競争的環境の中で個性が輝く大学-」

翌年 大学設置基準の改正

- 大学の自己点検・評価の実施と結果公表を義務化。加えて、当該大学の職員以外の者による検証を行う外部評価を努力義務化。

平成13（2001）年12月 総合規制改革会議「規制改革の推進に関する第1次答申」

- 第三者による継続的な評価認証（アクレディテーション）制度の導入を提言。

- ✓ 大学の教育研究水準の維持向上の観点から、設置認可を受けたすべての大学に一定期間に一度、継続的な評価認証（アクレディテーション）を受けてその結果を公表すること等を義務づけるなどの評価認証制度を導入すべきである。併せて、評価認証の結果、法令違反等の実態が明らかになった場合には、文部科学大臣により是正措置を講じることができることとすべきである。

- その他、大学・学部の設置規制の準則主義化を提言。また、学部の下部組織である学科については、届出のみで設置又は廃止を可能とすべきとした。

平成14（2002）年8月 中央教育審議会答申「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」

- 設置認可の在り方の見直しや第三者評価制度の導入を提言。

- ✓ 現在、国による厳格な設置認可と各大学の自己大学の教育研究活動等の状況について、様々な第三努力に負っている大学の質の保証システムについて、設置認可を弾力化し大学が自らの判断で社会の変化等に対応した教育研究活動を展開できるようにするとともに、設置後の状況を第三者が客観的な立場から継続的に評価を行う体制を整備することにより、大学の自主性・自律性を踏まえた新たな質の保証システムを構築する。
- ✓ 大学の教育研究活動等の状況について、様々な第三者評価機関のうち国の認証を受けた機関（認証評価機関）が、自ら定める評価基準に基づき大学を定期的に評価し、その結果を公表し社会的評価を受けるとともに、評価結果を踏まえて大学が自ら改善することを促す制度を導入する。

学校教育法の改正

①設置認可の見直し（平成15（2003）年度審査から適用）

- 届出制度の導入
- 抑制方針の撤廃
- 設置審査の準則化（※）
- （※）大学設置基準等告示の改正・制定

②認証評価制度の導入（平成16（2004）年度より適用）

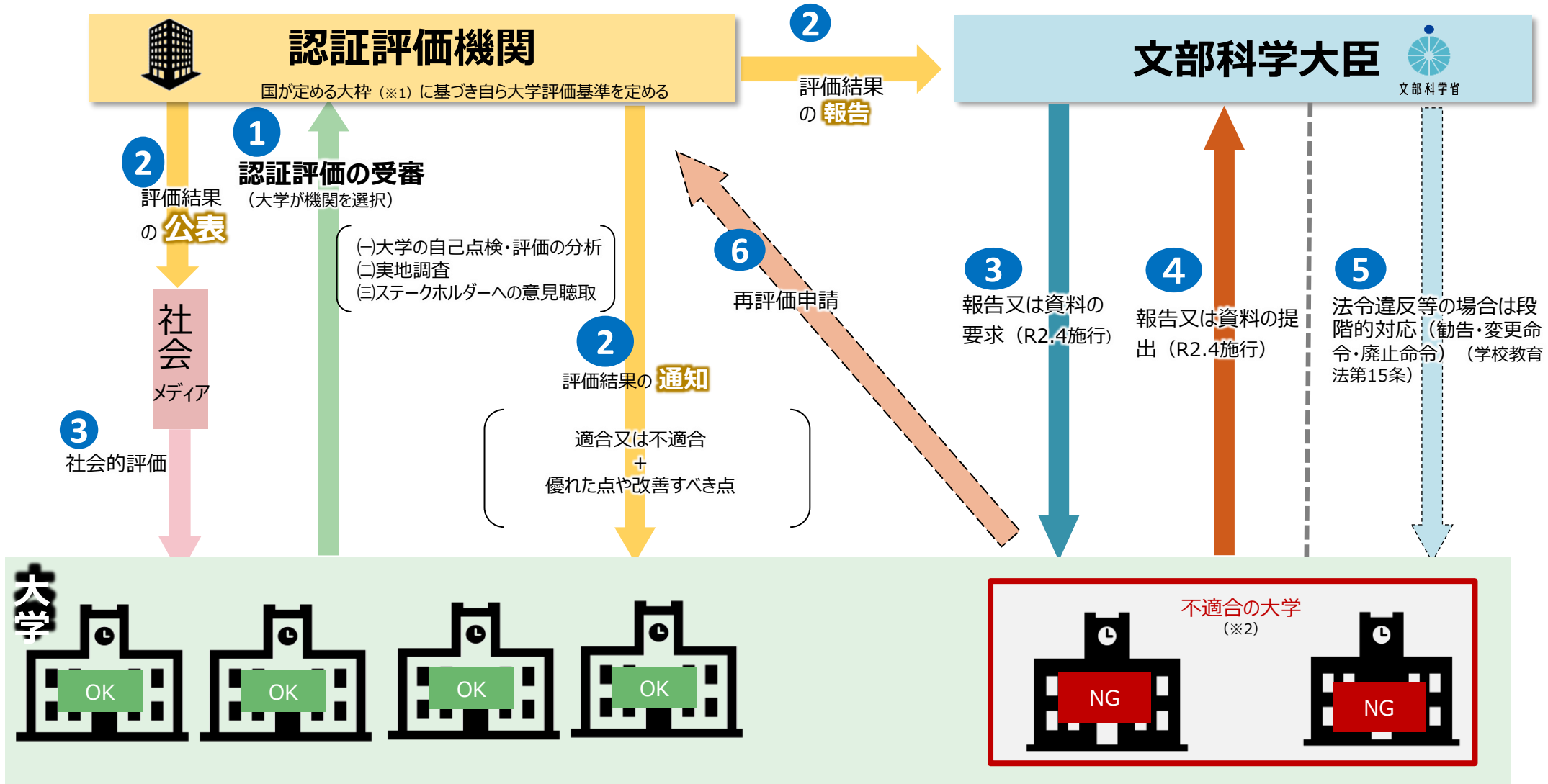
- 全ての大学が7年毎に文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関の評価を受けることの義務付け
- 認証評価機関の結果公表

③法令違反状態の大学に対する段階的是正措置の導入

事前規制から
事後チェックへ

認証評価制度の概要

- 大学は、教育研究等の状況について自己点検・評価を行い公表する義務を負う（学校教育法第109条第1項）。
- 大学は、当該大学の教育研究の総合的な状況について、大臣認証を受けた第三者機関（認証評価機関）による評価（いわゆる機関別認証評価・7年以内毎に受審）を受ける義務を負う（学校教育法第109条第2項）。
- 専門職大学等又は専門職大学院を置く大学は、上記の評価に加え、当該専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、認証評価（いわゆる分野別認証評価・5年以内毎に受審）を受ける義務を負う。



評価結果を踏まえて自ら改善を図る

大学評価基準について

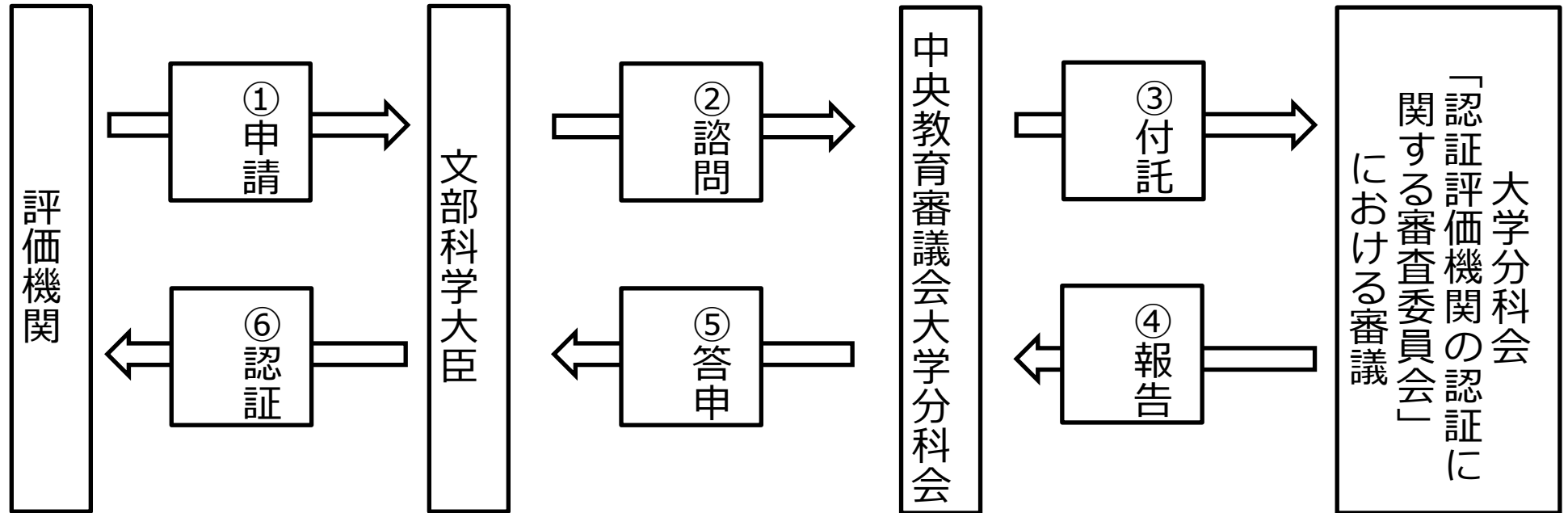
認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準に従って行う（学校教育法第109条）。
 大学評価基準に定める項目及び評価方法等は、省令（※）で定められた細目に従って各認証評価機関において定める。
 ※学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令

評価基準・評価方法に係る細目		
機関別	分野別	うち法科大学院
<ul style="list-style-type: none"> ● 学校教育法及び大学設置基準等に適合していること。 ● 特色ある教育研究の進展に資する観点からする評価に係る項目が定められていること。 ● 評価方法に、自己点検・評価の結果の分析並びに大学の教育研究活動等の状況についての实地調査が含まれていること。 ● 継続的な研究成果の創出のための環境整備、学修成果の適切な把握及び評価に係る項目が定められていること。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 次の事項について認証評価を行うものとして定められていること。 <ol style="list-style-type: none"> ① 教育研究上の基本となる組織 ② 教育研究実施組織等 ③ 教育課程 ④ 施設及び設備 ⑤ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針 ⑥ 教育研究活動等の状況に係る情報の公表 ⑦ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組み（内部質保証） ⑧ 財務 ⑨ その他教育研究活動等 ● 内部質保証について重点的に評価を行うこととしていること。 ● 設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた大学の教育研究活動等の是正又は改善に関する文部科学大臣の意見に対して講じた措置を把握することとしていること。 ● 評価方法に、高等学校、地方公共団体、民間企業その他の関係者からの意見聴取が含まれていること。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 評価方法が、連携法（※）第2条に規定する法曹養成の基本理念を踏まえて特に重要と認める事項の評価結果を勘案しつつ総合的に評価するものであること。 ※法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律 ● 次の事項について認証評価を行うものとして定められていること。 <ol style="list-style-type: none"> ① 入学者選抜における多様性の確保並びに適性及び能力の適確かつ客観的な評価及び判定 ② 専任教員の適切な配置その他の教員研究実施組織 ③ 入学定員の適切な設定及び在学する学生の数の収容定員に基づく適正な管理 ④ 教育上の目的を達成するために必要な授業科目の開設その他の段階的かつ体系的な教育課程の編成 ⑤ 一の授業科目について同時に授業を行う学生の数の設定 ⑥ 連携法に掲げる学識及び能力並びに素養を涵養するための授業の方法 ⑦ 学修の成果に係る厳格かつ客観的な評価及び修了の認定 ⑧ 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施 ⑨ 教育活動等の状況に係る情報の公表 ⑩ 学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限の設定 ⑪ 単位及び法学既修者の認定 ⑫ 課程の修了認定 ⑬ 教育上必要な施設及び設備 ⑭ 図書その他の教育上必要な資料の整備 ⑮ 法科大学院の課程を修了した者の進路等の教育活動の成果（司法試験の合格状況を含む。）及び当該成果に係る教育活動の実施状況 ⑯ 連携法科大学院における認証評価の実施状況 ● 評価方法に関連職業団体関係者等及び高等学校、地方公共団体その他の関係者からの意見聴取が含まれていること。

認証評価機関の認証について

認証評価は、文部科学大臣の認証を受けた者（認証評価機関）により実施（学校教育法第109条）。

認証評価機関の認証に係る手続



認証評価機関の認証要件

- ① 大学評価基準及び評価方法が認証評価を適確に行うに足りるものであること。
- ② 認証評価の公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制が整備されていること。
- ③ 認証評価結果に係る大学からの意見の申立ての機会を付与していること。
- ④ 認証評価を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有する法人であること。
- ⑤ 認証取消し後2年以内の法人ではないこと。
- ⑥ その他認証評価の公正かつ適確な実施に支障を及ぼす必要がないこと

1. 機関別認証評価機関

認証評価機関名		評価の対象	認証日
公益財団法人	大学基準協会	大学	平成16年8月31日
独立行政法人	大学改革支援・学位授与機構		平成17年1月14日
公益財団法人	日本高等教育評価機構		平成17年7月12日
一般財団法人	大学教育質保証・評価センター		令和元年8月21日
一般財団法人	大学・短期大学基準協会		令和2年3月30日
一般財団法人	大学・短期大学基準協会	短期大学	平成17年1月14日
公益財団法人	大学基準協会		平成19年1月25日
公益財団法人	日本高等教育評価機構		平成21年9月4日
独立行政法人	大学改革支援・学位授与機構	高等専門学校	平成17年7月12日

2. 分野別認証評価機関（計 14 機関（実数）） （1）専門職大学院（計 13 機関（実数））

認証評価機関名	評価の対象分野	認証日
公益財団法人 日弁連法務研究財団 独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構 公益財団法人 大学基準協会	法科大学院	平成16年8月31日 平成17年1月14日 平成19年2月16日
一般社団法人 ABEST21 International	経営（経営管理，技術経営，ファイナンス，経営情報）	平成19年10月12日
公益財団法人 大学基準協会	経営（経営学，経営管理，国際経営，会計，ファイナンス，技術経営）	平成20年4月8日
特定非営利活動法人 国際会計教育協会	会計	平成19年10月12日
一般財団法人 日本助産評価機構	助産	平成20年4月8日
公益財団法人 日本臨床心理士資格認定協会	臨床心理	平成21年9月4日
公益財団法人 大学基準協会	公共政策	平成22年3月31日
公益財団法人 日本高等教育評価機構	ファッション・ビジネス	平成22年3月31日
一般財団法人 教員養成評価機構	教職大学院，学校教育	平成22年3月31日
一般社団法人 日本技術者教育認定機構	情報，創造技術，組込み技術，原子力	平成22年3月31日
公益財団法人 大学基準協会	公衆衛生	平成23年7月4日
一般社団法人 ABEST21 International 公益財団法人 大学基準協会	知的財産	平成23年10月31日 平成24年3月29日
一般社団法人 専門職高等教育質保証機構	ビューティビジネス	平成24年7月31日
公益社団法人 日本造園学会	環境・造園	平成24年7月31日
公益財団法人 大学基準協会	グローバル・コミュニケーション	平成28年3月29日
一般社団法人 日本ソーシャルワーク教育学校連盟	社会福祉	平成29年2月2日
公益財団法人 大学基準協会	デジタル・コンテンツ系	平成29年8月24日
公益財団法人 大学基準協会	グローバル法務	令和元年11月15日
公益財団法人 大学基準協会	広報・情報	令和2年3月30日
一般社団法人 専門職高等教育質保証機構	教育実践	令和3年5月10日

(2) 専門職大学・専門職短期大学 (計 2機関 (実数))

認証評価機関名	評価の対象分野	認証日
一般社団法人 専門職高等教育質保証機構	リハビリテーション (専門職大学)	令和5年11月6日
一般社団法人 専門職高等教育質保証機構	ファッションビジネス (専門職大学)	令和5年11月6日
一般社団法人 専門職高等教育質保証機構	動物ケア (専門職短期大学)	令和5年11月6日
特定非営利活動法人職業教育評価機構	経営情報ビジネス (専門職大学)	令和6年3月29日
一般社団法人 専門職高等教育質保証機構	経営ビジネス (専門職大学)	令和7年1月31日
一般社団法人 専門職高等教育質保証機構	情報工学 (専門職大学)	令和7年1月31日
一般社団法人 専門職高等教育質保証機構	農林環境 (専門職大学)	令和7年1月31日
一般社団法人 専門職高等教育質保証機構	アニメ・マンガ (専門職大学)	令和7年1月31日
一般社団法人 専門職高等教育質保証機構	農林環境 (専門職短期大学)	令和7年1月31日

国外のビジネススクールに関する認証評価機関の概要

名称 (正式名称)	AACSB (the Association to Advance Collegiate Schools of Business)	EFMD (the European Foundation for Management Development)	AMBA (the Association of MBAs)
本部所在地	米国、フロリダ州タンパ	ベルギー、ブリュッセル	英国、ロンドン
設立年	1916年	1972年	1967年
加盟団体数	100か国・地域超、1,900超の教育 機関等	95か国991の教育機関等	80か国以上311のビジネス スクール
認証を取得した 学校数	1,053校(69の国・地域)	【EQUISの認証を受けた学校数】 228校(45か国) (EQUIS:EFMDが実施する、大学等の 組織・機関を対象とした認証) (この他、EPASがある)	311校(80か国)
海外の主な 認証取得校	ハーバード大学(米国) ロンドンビジネススクール(英国) INSEAD(フランス) 上海交通大学(中国)	オックスフォード大学(英国) ロンドンビジネススクール(英国) INSEAD(フランス) 上海交通大学(中国)	オックスフォード大学(英国) ロンドンビジネススクール(英国) INSEAD(フランス) 上海交通大学(中国)
日本国内の 認証取得大学院	慶應義塾大学 * 名古屋商科大学 * 立命館アジア太平洋大学 * 国際大学 * 早稲田大学 一橋大学 立教大学 *	【EQUIS】 早稲田大学 名古屋商科大学 * 京都大学 【EPAS】 明治大学 青山学院大学	名古屋商科大学 * 立命館アジア太平洋大学 * 中央大学 同志社大学

*専門職大学院ではない。

※令和7年5月現在

各評価機関のウェブサイトより文部科学省作成

一般社団法人日本医学教育評価機構（JACME）について

目的

わが国の医学教育の質を国際的見地から保証することによって、医学教育の充実・向上を図り、わが国の保健、医療、福祉、衛生、並びに国際保健に貢献するため、医学部・医科大学等における建学の理念を確認するとともに、世界医学教育連盟（WFME）の国際基準をふまえて医学教育プログラムを公正かつ適正に評価することを目的とする。

設立経緯

- 2010年 9月 米国外の医学部卒業生に対して、米国医師国家試験の受験資格を審査するNGO団体（ECFMG）が2023年より世界医学教育連盟（WFME：WHOの下部組織）の認証を受けた医学部卒業生以外の受験を認めない旨宣言
- 2015年12月 一般社団法人日本医学教育評価機構（JACME）発足
- 2017年 3月 JACMEがWFMEの認証を受け、正式に日本の医学分野の認証評価※開始

※7年に一度受審

事業内容

- (1) 医学教育プログラム評価基準の策定と改訂
- (2) 医学教育プログラムの評価事業
- (3) 医学教育プログラムの充実・向上に関する教育事業
- (4) 医学教育プログラムの充実・向上に関する調査研究
- (5) 医学教育プログラムに関する機関誌及び学術図書等の発行
- (6) 国内外関係機関との連携及び諸外国の医学教育評価の情報収集
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

構成員

全国国公立の医学部長、医科大学長、医科大学校長及び医師の育成を支援する下記の団体の代表者

- ① 公益社団法人 日本医師会、② 一般社団法人 日本医学会連合、③ 一般社団法人 日本医学教育学会

機関別認証評価実施数（大学・短期大学・高等専門学校）

実施年度		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	合計
		← 第1サイクル							← 第2サイクル							← 第3サイクル							← 第4サイクル	
実施校数（※1）		34	83	136	205	177	232	270	57	97	150	220	210	228	204	56	106	152	227	213	200	189	74	3,520
評価結果	適合	32	83	135	200	167	224	242	54	93	145	217	200	219	194	53	105	150	224	212	196	184	71	3,400
	保留	2	0	1	5	10	8	25	3	2	2	1	9	6	5	3	0	0	0	0	0	0	0	82
	不適合	0	0	0	0	0	0	3	0	1	3	2	1	3	5	0	1	2	3	1	4	5	3	37
再（追）評価 （※2）	適合	0	0	0	1	0	1	8	11	6	10	4	4	4	5	6	4	9	1	1	0	0	3	78
	不適合	0	0	0	1	1	0	0	0	2	4	0	0	0	0	1	3	1	1	0	0	0	0	14

（※1）H24年度において、認証評価結果の取消があることから、実施校数と評価結果の合計数が異なる。

（※2）再（追）評価については、過年度に保留又は不適合の評価結果を受けた大学その他改善が必要とされる事項を指摘された大学のうち、再度の評価を希望する大学が受審している。

法科大学院認証評価実施数

実施年度		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	合計
		← 第1サイクル							← 第2サイクル							← 第3サイクル							← 第4サイクル	
実施校数		0	0	2	22	44	7	0	3	20	37	7	1	2	13	23	1	1	2	11	20	1	2	219
評価結果	適合	0	0	2	17	27	5	0	3	19	30	4	1	2	10	20	1	1	2	10	20	1	2	177
	保留	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	不適合	0	0	0	5	17	2	0	0	1	7	3	0	0	3	3	0	0	0	1	0	0	0	42
再（追）評価 （※3）	適合	0	0	0	0	3	6	8	2	0	0	3	4	0	0	0	1	1	0	0	1	0	0	29
	不適合	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	4

（※3）再（追）評価については、過年度に保留又は不適合の評価結果を受けた大学その他改善が必要とされる事項を指摘された大学のうち、再度の評価を希望する大学が受審している。

分野別認証評価実施数（法科大学院を除く。）

※5年以内ごとに認証評価を受けることが義務付けられている。

実施年度		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	合計
実施専攻数		0	0	0	0	20	14	21	15	13	33	18	27	11	17	37	26	26	22	18	38	32	31	419
評価結果	適合	0	0	0	0	19	13	20	15	11	33	16	25	11	17	36	25	26	22	18	38	32	31	408
	保留	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	不適合	0	0	0	0	1	1	1	0	1	0	2	2	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	10
再（追）評価 （※4）	適合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2
	不適合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3

（※4）再（追）評価については、過年度に保留又は不適合の評価結果を受けた大学その他改善が必要とされる事項を指摘された大学のうち、再度の評価を希望する大学が受審している。

認証評価制度の改善①（平成28年～30年）

議論の背景

- 平成16年に導入した認証評価制度は、2巡目の評価が実施されているところ、以下のような指摘
 - ✓ 必ずしも教育研究活動の質的改善が中心となっていない
 - ✓ 結果を教育研究活動の改善に活かす仕組みが十分ではない
 - ✓ 社会一般における認証評価の認知度が十分ではない



認証評価制度の充実に向けて(審議まとめ)
(平成28年3月18日)

省令改正

(平成28年3月31日公布、平成30年4月1日施行)

※高等専門学校においても、準用。

● 大学評価基準関連

(1) 大学評価基準に共通項目を追加

- ① **三つの方針**(※)に関する事。 ※卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針
- ② **教育研究活動等の改善**を継続的に行う仕組(内部質保証)に関する事。←**重点的に認証評価を行うものとする。**

(2) 設置計画履行状況等調査(AC)との連携

認証評価機関は、ACの結果を踏まえた文部科学大臣の是正又は改善に対して大学が講じた措置を把握するものとする。

● 評価の質の向上関連

- (1) 認証評価機関は、大学評価基準、評価方法、評価の実施状況並びに組織運営の状況について**自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。**
- (2) 認証評価機関は、評価の結果、**改善が必要とされる事項を指摘した大学**の教育研究活動等の状況について、当該大学の求めに応じ、**再度評価を行うよう努めるものとする。**
- (3) 認証評価機関は、その評価方法に、**高等学校、地方公共団体、民間企業等の関係者からの意見聴取**が含まれるものとする。

施行通知

(留意事項として、各大学等及び認証評価機関が以下のような事項に取り組むことを期待)

- 評価の効率化(内部質保証で優れた取組を実施している大学等に対し、次回評価において評価内容・方法の弾力化に取り組む)
- 大学教育の質的転換の促進(学修状況の把握・評価の実施状況についての評価に取り組む)
- 認証評価と社会との関係強化等(高等学校、地方公共団体、企業、学生等からの意見聴取に取り組む)
- 各大学等の負担軽減(国立大学法人評価などの他の評価における評価資料及び結果も活用した評価に取り組む) など

その他

- 大学教育再生戦略推進費において、申請要件として活用(平成27年度から、「不適合」の判定を受けていないことを事業の申請要件とする)

認証評価制度の改善②(令和元年～)

認証評価は受審が義務化されているにもかかわらず、その結果の取扱いについて制度的な担保が設けられていないため、教育研究の実質的な改善につながりにくい状況となっている。(平成30年9月 中央教育審議会大学分科会将来構想部会制度・教育改革ワーキンググループ審議まとめ)

「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」

(平成30年11月26日中央教育審議会答申)

<具体的な方策> 教育の質保証システムの確立

- 設置計画履行状況等調査及び認証評価については、教育の実質的な改善を促すために、設置計画履行状況等調査における指摘事項及びその後の改善に向けた対応状況や認証評価の結果を踏まえ文部科学大臣が認めた大学における法令違反について、資源配分への反映や学校教育法第15条に基づく改善勧告、変更命令等の段階的措置を行うことを検討する。
- 加えて、認証評価については、現在法科大学院の認証評価のみが対象となっている大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うことを認証評価機関に義務付けた上で、適合していると認められなかった大学については、教育研究活動の状況について文部科学大臣へ報告又は資料提出をすることを求めることとする。
- また、認証評価の結果に応じて、受審期間を一時的に長くしたり、短くしたりすることを検討する。
- 機関別評価と分野別評価の在り方については、受審期間を揃えることによって両者を一体的に行うことができるよう制度的な担保を設け、大学における教育研究の質改善を効率的・効果的に図ることを検討する。
- また、分野別評価については、認証評価制度の持続性や学問体系を重視する観点から、分野については細分化せず、一定の基準に基づき整理することを検討する。その際、日本学術会議の分野別参照基準の活用も検討する。
- さらに、認証評価機関においては、国立大学法人評価等の他評価も活用することや特色ある教育研究活動を積極的に発信すること、内部質保証が機能しているか否かの確認を行うため、今後学修成果や教育成果等に関する情報公表が各大学に義務付けられた際には、共通の定義に基づいて整理された当該のデータを相対的に活用することなどの取組を進めることを検討する。

学校教育法改正

令和元年5月24日公布、令和2年4月1日施行

- 認証評価機関は、大学等の教育研究等の状況が**大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うもの**とする。(学校教育法第109条第5項)
- 大学等は、適合している旨の認定を受けるよう**大学等における教育研究水準の向上に努める**こととする。(学校教育法第109条第6項)
- 文部科学大臣は、**適合している旨の認定を受けられなかった大学等に対して、報告又は資料の提出を求めるもの**とする。(学校教育法第109条第7項)

大学がこれまで同様に自主的・自律的に改善を行うことを前提としつつ、**教育研究活動の改善等を促す制度的な担保を設けることにより、我が国の大学における教育研究活動の質の保証の実効性を一層確保し、さらなる質の向上につなげる**

施行通知

- 評価結果として「保留」の判定は想定されないこと。
- 前回の認証評価における「不適合」となった事項及び改善が必要と指摘された事項等について、改善内容等を確認し、評価結果として明らかにすること。
- 認証評価を行う委員等の選定や辞した後の状況について、適切な運用を行うこと。

上記改正以外の事項については、中央教育審議会大学分科会の下に設置した質保証システム部会において、必要な見直しを引き続き検討。

認証評価制度の改善③(令和4年～)

「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について(審議まとめ)」(令和4年3月18日中央教育審議会大学分科会質保証システム部会)

<認証評価制度の改善・充実の方向性>

【学修者本位の大学教育の実現】

- 内部質保証について、自己点検評価結果による改善を評価し公表する形へと充実。
- 学習成果の把握・評価や、研究環境整備・支援状況の大学評価基準への追加。

【客観性の担保】

- 多様性に配慮しつつ認証評価機関の質保証に資する取組の推進。

【透明性の確保】

- 各認証評価機関の評価結果の一覧性を持った公表の検討。

【先導性・先進性の確保(柔軟性の向上)】

- 内部質保証の体制・取組が特に優れた大学への次回評価の弾力的措置。
- 法令適合性等について適切な情報公表を行っている大学への法令適合性等に関する評価項目や評価手法の簡素化などの措置。

【厳格性の担保】

- 不適合の大学の受審期間の短縮化(例:3年)。

細目省令改正

令和6年3月29日公布、令和7年4月1日施行

機関別・分野別の評価基準に共通して定めなければならない事項として、以下を追加。

- 継続的な研究成果の創出のための環境整備に関すること
- 学修成果の適切な把握及び評価に関すること

その他

○各認証評価機関に対して通知を発出し、以下の事項等について対応を依頼。

- 内部質保証について、自己点検評価の体制が整っているかだけでなく、自己点検評価の結果により、どのような改善がなされたかについても評価の対象とするとともに、その結果を公表すること。
- 他機関の評価委員会や実地調査への職員の陪席、合同研修等の充実など、認証評価機関の質保証の更なる充実に資する取組を検討するとともに、その検討結果の速やかな実施に努めること。
- 評価対象大学等において、内部質保証体制が整っており、その体制に即した取組がなされていると判断される場合には、次回の評価においてその体制や取組が維持・向上されていることを確認しつつ、評価項目や評価手法を簡素化するなどの弾力的な措置について検討するとともに、その検討結果の速やかな実施に努めること。
- 学校教育法や学校教育法施行規則、大学設置基準等の法令に対する適合性の評価に当たり、評価対象大学等のウェブサイトに当該情報が公表されている場合には、評価対象大学等に対してそのURLの提示を求めることにより、その根拠資料の提出を免除するなど、法令適合性に関する評価項目や評価手法の簡素化に係る取組の更なる充実を推進すること。
- 機関別評価において、分野別評価における評価結果を効率的に活用するなど、大学等が評価を受審するに当たっての負担の軽減に資する取組を一層推進すること。
- 評価の結果、適合認定を受けられなかった大学等に対して、当該大学等の教育研究水準の向上に資するよう、再度評価を受けることを推奨すること。

等

○各大学等に対して事務連絡を発出し、認証評価機関による評価の結果、適合認定を受けられなかった場合は、当該評価において改善が必要とされた事項の速やかな改善を図り、再度評価を受け、適合と認定されるよう要請。

分野別認証評価に関連する近年の主な提言等

「専門職大学院を中核とした高度専門職業人養成機能の充実・強化方策について」(平成28年8月10日中央教育審議会大学分科会大学院部会 専門職大学院ワーキンググループ) 抜粋

- (1) 社会(「出口」との連携)による認証評価
 - 認証評価機関は、修了生の就職先(民間企業等)、学生、その他の関係者から意見を聴き、認証評価に反映させることが必要であり、その際、特に、修了生が、各専門職大学院の人材養成上の目的に沿った活動を行っているかを確認することを検討すべきである。
- (2) 国際的な同等性・通用性の確保
 - 認証評価において、教育の質の国際的な同等性・通用性の確保が必要であり、認証評価機関における国際的な視点からの取組が期待される。
- (3) 機関別評価と分野別評価の効率化
 - 機関別評価と分野別評価の効率化が必要であり、機関別評価にあたって、分野別評価の結果の活用により効率的に評価することを検討すべきである。また、専門職大学院のみを設置している大学の場合は、機関別と分野別の評価を一本化して受審することを可能とすることを検討すべきである。この場合、両評価の質を維持することが必要である。
- (4) 国際的な評価機関の評価の在り方
 - 国際的な評価機関の認証を得た場合、国内の認証評価との重複を避けるため、国内の認証評価基準との整合性を確保しつつ、国内の認証評価の受審に伴う負担の大幅な軽減を図る措置を検討すべきである。

「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)」

(平成30年11月26日中央教育審議会) 抜粋

教育の質保証システムの確立

- また、認証評価の結果に応じて、受審期間を一時的に長くしたり、短くしたりすることを検討する。
- 機関別評価と分野別評価の在り方については、受審期間を揃えることによって両者を一体的に行うことができるよう制度的な担保を設け、大学における教育研究の質改善を効率的・効果的に図ることを検討する。
- また、分野別評価については、認証評価制度の持続性や学問体系を重視する観点から、分野については細分化せず、一定の基準に基づき整理することを検討する。その際、日本学術会議の分野別参照基準の活用も検討する。
- さらに、認証評価機関においては、国立大学法人評価等の他評価も活用することや特色ある教育研究活動を積極的に発信すること、内部質保証が機能しているか否かの確認を行うため、今後学修成果や教育成果等に関する情報公表が各大学に義務付けられた際には、共通の定義に基づいて整理された当該のデータを相対的に活用することなどの取組を進めることを検討する。

「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について(審議

まとめ)」(令和4年3月18日中央教育審議会大学分科会質保証システム部会) 抜粋

【先導性・先進性の確保(柔軟性の向上)】

- 分野別評価と機関別評価のサイクルが異なること等に伴う大学の受審負担を軽減する仕組みや分野別評価の合理化の在り方について、認証評価の実施状況や受審大学の状況も踏まえ引き続き検討する。

○ 各認証評価機関に対して通知を発出し、対応を依頼。

- 機関別評価において、分野別評価における評価結果を効率的に活用するなど、大学等が評価を受審するに当たっての負担の軽減に資する取組を一層推進すること。

法科大学院関係

「法科大学院制度改革を踏まえた認証評価の充実の方向性について」(令和2年6月17日中央教育審議会大学分科会 法科大学院等特別委員会) 抜粋

3. 具体的な方向性(一部省略)

(1) 形式的な評価の効率化

- 専門職大学院設置基準その他の法令等との適合性の確認については、定量的に判断できる事項を中心として、大学関係者の意見も聞きながら、各認証評価機関の創意工夫により、評価方法の効率化を図り、事務負担を軽減することが望ましい。

(2) 教育内容・方法等に関する実質的かつ重点的な評価

- その上で、法曹に必要な学識及び能力を培うという法科大学院の目的に照らして特に重要と考えられる教育内容や方法、能力等の評価などに関する項目は、より実質的かつ重点的に評価すべきである。

(3) 過去の評価結果や客観的な指標に基づく評価対象校の重点化

- (2)で述べた教育内容・方法等に関する実質的かつ重点的な評価を実施するためには、(1)で述べた評価方法の効率化による事務負担の軽減に加え、実質的かつ重点的な評価を実施すべき項目についても、過去の評価結果や客観的な指標を用いて、各評価機関において課題があることが推測される法科大学院を抽出し、評価対象校を重点化することも考えられる。

(4) 個別の評価項目に関する留意事項

- 教育方法については、学生が何を学び、何を身につけたのかという観点から評価すべきである。

日本学術会議における提言(経営学大学院における国際通用性)

報告「わが国の経営学大学院教育のあり方について～高度専門職業人教育を中心にして～」(平成29年5月9日日本学術会議経営学委員会経営学大学院教育のあり方検討分科会)

(3) 改善策3 グローバル化対応力を育む教育の推進

現在、AACSBやEQUISの認証評価をもって国内の専門職大学院の認証評価に替えようとする動きもある。しかしながら、米国や欧州のビジネス環境、雇用環境に沿って作られた認証基準だけがグローバルスタンダードとは限らない(米国で生まれた経営手法だとしても日本国内で育ち世界に普及した品質管理のようなものも存在する)。国際的な認証評価は、双方の認証機関同士で相互互換のものとするか、国際的な枠組みの中で標準化の議論を経た基準で行われなければならないであろう。AACSBやEQUISの認証評価を受ければすべて問題が解決する訳ではない。国内認証が海外でも通用するように互換性確保に向けた活動を、国は政策的に支援する必要がある。

提言「わが国の経営学大学院における教育研究の国際通用性のある質保証に向けて」より抜粋

提言「わが国の経営学大学院における教育研究の国際通用性のある質保証に向けて」(令和2年9月29日日本学術会議経営学委員会経営学大学院における認証評価の国際通用性に関する分科会)

3 提言の内容

わが国の経営学大学院における教育の質保証と学位の国際通用性確保を図る上で、大学院制度、認証評価制度、企業慣行の見直しや大学院教育の強化が、その重要な基盤となる。

(1) 大学院制度の見直し

文部科学省をはじめ関係する省庁は、グローバルに活躍できる高度経営人材の育成と質保証の国際通用性を図る観点から、わが国の大学院制度を見直すべきである。ビジネス教育の分野においては専門職大学院でも実務上の課題に根ざしたテーマの研究指導や学位論文執筆を重視するなどして、将来的には学術と実務の融合・統合を目指す方向で学術大学院と専門職大学院の垣根を取り払い、学術と実務の両面性を持つ一つの大学院に発展的に統合することを検討すべきである。

(2) 認証評価制度の見直し

文部科学省をはじめ関係する省庁は、わが国の質保証システムの国際通用性を担保するため、認証評価を基準適合性から「学びの質保証(AoL: Assurance of Learning)」の重視へ移行すべきである。また重複感が強い機関別と分野別の評価を整理統合するべきである。認証評価機関に対して、評価基準改定や海外の評価機関との相互承認協定締結を求め、それを支援すべきである。

(3) 高度経営人材が活躍できる企業社会への移行

経営学大学院や担当官庁の努力だけで改善が難しい課題も多い。これら大学院や官庁の努力に呼応して、わが国の産業界も優秀な人材の活用を妨げている雇用慣行を改め、グローバルなビジネス環境に合わせて、経営学大学院が輩出する高度経営人材の能力を適切に評価し、その能力を発揮し活躍できる機会が与えられるように配慮すべきである。また、大学における学術研究が、将来の企業社会に必要な知を紡ぎ、有為な人材を養成していることを認識して、学術や高等教育の成果を企業活動に活かすためにも、経営学大学院の有効活用を検討すべきである。

(4) 経営学大学院教育の強化

わが国の経営学大学院は、将来の企業社会において必要とされるコンピテンスの明確化、その能力を涵養する教育プログラムの開発、当該教育を担える教員の確保に努めるべきである。

日本学術会議のウェブサイト(提言「わが国の経営学大学院における教育研究の国際通用性のある質保証に向けて」のポイント)より抜粋

【認証評価結果を踏まえた対応の現状】

● 大学教育再生戦略推進費における「申請資格」

⇒ 平成27年度から、「不適合」の判定を受けていないことを各事業共通の申請資格としている。

参考:「認証評価制度の充実に向けて(審議まとめ)」(平成28年3月18日)より抜粋

大学の優れた取組を重点的に支援する補助金(「大学教育再生戦略推進費」等)について、優れた取組を行う大学の基礎的要件として必要な大学の教育研究活動の質が担保されているべきであることから、認証評価において「不適合」の判定を受けていないことを事業の申請要件とするなどの活用について、今後検討していくことが期待される。

● 国立大学法人の中期目標期間における業務の実績に関する評価

⇒ 国立大学法人評価委員会が、国立大学法人に係る教育研究評価を(独)大学改革支援・学位授与機構に要請するに当たっては、認証評価の結果を踏まえて当該評価を行うよう要請するものとされている。【国立大学法人法第31条の3第2項】

● 公立大学法人に関する地方独立行政法人評価

⇒ 中期目標期間終了時評価等において、認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえることとされている。【地方独立行政法人法第79条】

● 学校法人の事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成

⇒ 文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、事業計画及び中期的な計画を作成するに当たっては、認証評価の結果を踏まえて作成しなければならないとされている。【私立学校法第148条第4項】

(参考)

認証評価は大学の教育研究水準の向上に資するよう、複数の認証評価機関が自ら定める大学評価基準に従ってそれぞれ実施するものであるため、基盤的経費への配分に関しては直ちにその結果を活用する仕組みとすることは難しい。

参考:平成31年4月3日 衆・文部科学委員会議事録より(政府参考人答弁抜粋)

認証評価につきましては、その結果について行政処分又は直接的な資源配分に結びつける仕組みとはなっていない。それは、認証評価というのは、文部科学省令に規定している大枠を踏まえた上で各認証評価機関が独自に定める評価基準で行っておりますので、その認証評価の結果を国立大学運営費交付金や私学助成の配分に直接活用することは困難であるということでございます。

主要国における大学の設置認可及び質保証制度の状況

国名	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	中国	韓国		
大学数	2,679(2019)	295(2020)	422(2020)	71(2020)	1,270(2021)	200(2022)		
国立	772	0	10	71	114	43		
連邦立			254					
公立	—	—	—	—	744	1		
私立	1,907	295	168	—	412	156		
学生数(千人)	14,039	2,874	2,944	1,529	19,060	1,938		
国公立(%)	9,103(64.8%)	—	2,638(89.6%)	1,529	14,208(74.5%)	442(22.8%)		
私立(%)	4,937(35.2%)	2,874(100%)	307(10.4%)	—	4,852(25.5%)	1,496(77.2%)		
設置認可	主たる機関種	私立大学	私立大学	州立総合大学 州立専門大学	国立大学	国公立大学／私立大学	私立大学	
	大学の設置認可	州が認可	国が認可	州が設置	国が設置	国が設置	国が認可	
	学部等の 新設・改廃	州政府の認可 (適格認定された大学の場合、 当該適格認定団体への届出を もって認める州もある)	大学が決定	州により、州の同意を必要と している場合や、大学に報 告義務のみ課している場合 あり	大学が決定	国に届出 (設置認可の際認定された 分野の範囲)	国が認可	
	学生定員	大学の裁量(※)	大学の裁量	各州が定めた基準に基づい て各大学が決定するが、州 の高等教育所管省への報告 義務あり	・学士課程：国が決定 ・修士課程：国との対話の 後大学が決定	国が大学ごとに総定員を 定め、その中で大学が各学 部等の定員を決定し、国に 届出	国公立：国が定める。 私立：校舎、校地、教員。受 益用基本財産により定めら れる学生数の範囲内で大 学が定める。	
質保証制度	質保証機関	各適格認定団体	研究評価： リサーチ・イン グランド(RE)	教育評価： 高等教育質保証 機構(QAA)	アクレディテーション委員会 の認定を受けた各種アクレ ディテーション団体	研究・高等教育評価高等審 議会(HCERES)	教育部	国または、国が認定した質 保証機関
	質保証機関 の性格	民間(大学や専門職団体な どが組織)	準政府機関	非営利法人	欧州品質保証登録簿(EQAR) に登録されている公法上の財 団、非営利社団等	独立行政機関	国	国、非営利法人
	開始時期	20世紀前半	1986年	1992年	2000年	1984年	2004年	2007年
	義務付け	なし (但し、教育プログラムに関 する適格認定が専門職資格取 得と連動する分野・州あり。)	有	有	有	有	有	自己評価結果及び情報公 開は義務 認証評価は任意
備考	・機関別評価と専門分野別 評価がある ・設置認可の更新制を採っ ている州の中には適格認 定更新時の審査免除要件 としている例あり	・現在の研 究評価であ る研究評価 枠組み (REF)の開 始は2014年 。	・QAAは、大学 規制当局であ る学生局(OfS) と契約を結んで 教育評価を実 施。	・アクレディテーション委員会とは、 各州の行政協定の締結で設 置された各州文部大臣会 議・大学学長会議の附属機 関 ・評価対象は学士・修士の課 程のみ	・大学型教育を提供する私 立高等教育機関は36機関 ある。ただし、私立高等教 育機関は学位授与権を持 たない。また、「大学」の名 称を用いることができない。	・評価は教育活動を対象 ・1994年から本格的に開始 した国・地方による大学評 価が2003年から現在の形 態になった。		

※アメリカの私立大学については、設置申請や運営許可更新時に事例毎に適切な教育が提供されるか否かを判断するのが一般的である。州によっては学生1人当たり床面積や教員1人当たり学生数など一定の要件を課しているところもある。州立大学についても州の調整委員会もしくは複数キャンパスを統括する大学理事会が各キャンパスの定員を調整する。

出典：文部科学省調べ。

主要国における大学の教育評価に係る指標と結果の活用状況

国名	アメリカ(テネシー州の例)	英国(イングランドの例)	ドイツ(ベルリン市の例)	韓国
制度	アウトカム・ファンディング	教育卓越性・学習成果評価枠組(TEF)	業績に基づく資金配分	大学基本能力診断評価
概要	州立高等教育機関に対する州交付金について、明確な成果指標と連動させる資金配分モデル。	イングランドの各高等教育機関における教育及び学習の卓越性を「色」による格付け(金、銀、銅)を実施。	高等教育機関の活性化と効率化を図るため、州からの予算配分の一部について、特定の評価指標(教育、研究、同等性・多様性)の業績を反映。	大学の量的規模を縮小し、教育の質を高めるため、2015年から2023年までの大学定員16万人削減を目指して実施。
指標	州の運営交付金を原則全て成果指標と連動	学生局によるTEFの指標の大枠は「学生の経験」及び「学生の成果」	教育、研究、同等性・多様性に係る指標	4年制大学の指標
学生	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 標準学修期間内の学生数 高度な職業資格を有する標準修業期間内にある学生数(多様性) 初等教育段階及び就学前保育・教育段階の教育を専攻する標準学修期間内にある男子学生数(多様性) 	<ul style="list-style-type: none"> 新入生充足率(12点) 在学生充足率(8点)
教育の質	—	<ul style="list-style-type: none"> 学科の教育内容に関する満足度(全国学生調査(以下「NSS」。)) 成績及び評価とそのフィードバックに関する満足度(NSS) 	—	<ul style="list-style-type: none"> 教育課程の運営及び改善(20点) 授業管理及び学生評価(9点)
学習環境	<ul style="list-style-type: none"> 研究・サービス(間接経費の配分が行われる活動の支出額) 	<ul style="list-style-type: none"> 学生支援に関する満足度(NSS) 学生定着率 	<ul style="list-style-type: none"> 専攻当たりの社会人対象学士課程(オンライン学修、遠隔学修、夜間学修のプログラム)の提供件数(多様性) 	<ul style="list-style-type: none"> 専任教員確保率(15点) 教育費還元率(5点) 学生の学習支援(5点) 進路・心理相談支援(4点) 就職・起業支援(4点)
学修成果	<ul style="list-style-type: none"> 学生の単位修得状況 フルタイム換算学生100人当たり学士号・準学士号取得者数 学士号・準学士号取得者数 修士号・教育専門学位取得者数 博士号・法学学位取得者数 卒業率 	<ul style="list-style-type: none"> 卒業後の就職あるいは継続学習率 卒業後の高技能職への就職あるいは継続学習率 	<ul style="list-style-type: none"> 標準学修期間内の修了者数 教員養成課程の修了者、中途入学者の数 総合大学と応用科学大学(=専門大学)との博士号の共同授与件数(研究) 	<ul style="list-style-type: none"> 卒業生就職率(3点) 維持就職率(2点)
運営その他	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 外部資金の獲得額(研究) 出版物数(研究) 地域連携数(研究) 新任の終身教授職に占める女性割合(多様性) 	<ul style="list-style-type: none"> 特性化計画や中長期計画の発展計画(2点) 自律指標(2点) 法人のアカウンタビリティ(4点) 構成員の参画・意思疎通(5点)
評価結果の活用状況	ほとんどの州で、他のファンディングモデルと組み合わせながら、州交付金を明確な成果指標と連動させて配分している。配分比率は交付金の1%未満から100%まで州により様々である。	格付けを通じて、大学進学先の選択等に役立つ情報を提供するとともに、TEFの称号を獲得した機関は最高9250ポンドまで授業料の引き上げが可能。TEF受審で称号が付与されなかった機関は「要改善」に分類され、授業料の引き上げができない。	市から配分される補助金の一部(総合大学で平均66%、専門大学で平均74%、芸術大学で平均50%)に評価結果が反映される。補助金上限は事前に決まっており、全ての指標で目標値を達成すれば、大学は満額で補助金を受け取ることができる。	ペナルティ等が無い「自律改善大学」、財政支援事業への参加に一部制限を受ける「能力強化大学」、財政支援事業に参加できない「財政支援制限大学」の3つに分類され、「能力強化大学」「財政支援制限大学」に定員削減勧告が行われた。

3. 高等教育機関における 情報公表について

大学の情報公表に関する制度の経緯①

平成11年 大学設置基準の改正

- ・大学における教育研究活動等の状況について積極的に提供する義務を規定（第2条）

平成16年 国立大学法人法

- ・中期目標・中期計画の作成・法人評価の実施を制度化
- ・財務情報等の公開義務を規定（独立行政法人通則法第38条を準用）

平成16年 地方独立行政法人法

- ・中期目標・中期計画の作成・法人評価の実施を制度化
- ・公立大学法人を含む地方独立行政法人の財務情報等の公開義務を規定（第34条）

平成16年 学校教育法の改正

- ・自己点検・評価の公表を義務化（第109条）
- ・認証評価制度の施行

平成17年 私立学校法の改正

- ・財務情報等の公開義務を規定（第47条）

平成19年 大学院設置基準の改正（平成20年に大学設置基準でも同様の内容を規定）

- ・人材養成目的の公表、シラバス・成績評価基準の明示を規定（第2条の2、第25条の2）

平成19年 学校教育法の改正

- ・教育研究活動の状況の公表に関する義務について法律レベルで規定（第113条）

大学の情報公表に関する制度の経緯②

平成23年 学校教育法施行規則等の改正

- ・各大学が公表すべき教育情報を具体的に明確化（第172条の2）
- ・認証評価の細目省令に情報公表への取組状況について認証評価の対象に位置づけ

平成28年 学校教育法施行規則等の改正

- ・3つのポリシーの公表の義務化（第172条の2第1項）

平成29年 学校教育法施行規則等の改正

- ・専門職大学等及び専門職大学院を置く大学における専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者との協力の状況の公表の義務化（第172条の2第2項）

令和元年 学校教育法施行規則等の改正

- ・学位論文に係る評価に当たっての基準の公表の義務化（第172条の2第3項）

令和6年 学校教育法施行規則等の改正

- ・各大学等が公表することが必要な情報として、「入学者の選抜に関する事」及び「外国人留学生の数」を追加（第172条の2第1項）
- ・大学院を置く大学が公表することが必要な情報として、「研究科、専攻又は学生の履修上の区分ごとの、当該大学院に入学した者のうち標準修業年限以内で修了した者の占める割合その他学位取得の状況に関する事」を追加（第172条の2第3項）

※ このほか、教学マネジメント指針において、大学における学修成果や教育成果等に関する公表すべき情報の内容・公表すべき方法を具体的に記載することで大学の情報公表を促すと共に、令和元年に策定された大学等における修学の支援に関する法律施行規則において、機関要件確認に関する情報を公開を求めている。

大学の教育研究活動等に関する情報公表制度等

●大学における教育研究活動等の状況について積極的に情報提供する義務を規定（平成11年）

【大学設置基準】(当時)

第二条の二 大学は、当該大学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって積極的に情報を提供するものとする。(※平成22年に条削除、平成23年に学校教育法施行規則第172条の2を新設)

●教育研究活動の状況の公表に関する義務について法律レベルで規定（平成19年）

【学校教育法】

第百十三条 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。

●各大学が公表すべき教育情報を具体的に規定（平成23年、平成28年、平成29年、令和元年、令和6年）

【学校教育法施行規則】

第百七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。

- 一 大学の教育研究上の目的及び第百六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること(※後段は3つのポリシー策定義務化に伴う追加(平成28年))
- 二 教育研究上の基本組織に関すること
- 三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
- 四 入学者の選抜に関すること(※入学者選抜、外国人留学生数及び大学院の学位授与の状況の公表の推進に伴う追加(令和6年))
- 五 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数、進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況並びに外国人留学生の数に関すること。
(※入学者選抜、外国人留学生数及び大学院の学位授与の状況の公表の推進に伴う追加(令和6年))
- 六 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画(大学設置基準第十九条の二第一項(大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する場合を含む。)、専門職大学設置基準第十一条第一項、専門職大学院設置基準第六条の三第一項、短期大学設置基準第五条の二第一項及び専門職短期大学設置基準第八条第一項の規定により当該大学が自ら開設したものとみなす授業科目(次号において「連携開設科目」という。)に係るものを含む。)に関すること。
- 七 学修の成果に係る評価(連携開設科目に係るものを含む。)及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること
- 八 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
- 九 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
- 十 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
- 2 専門職大学等及び専門職大学院を置く大学は、前項各号に掲げる事項のほか、学校教育法第八十三条の二第二項、第九十九条第三項及び第百八条第五項の規定による専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者との協力の状況についての情報を公表するものとする。(※専門職大学設置基準の制定に伴う追加(平成29年))
- 3 大学院(第二号については、専門職大学院を除く。)を置く大学は、第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項についての情報を公表するものとする。
 - 一 研究科、専攻又は学生の履修上の区分ごとの、当該大学院に入学した者のうち標準修業年限以内で修了した者の占める割合その他学位授与の状況に関すること。(※入学者選抜、外国人留学生数及び大学院の学位授与の状況の公表の推進に伴う追加(令和6年))
 - 二 大学院設置基準第十四条の二第二項に規定する学位論文に係る評価に当たつての基準に関すること(※大学院における3つのポリシー策定義務化に伴う追加(令和元年))
- 4 大学は、前各項に規定する事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。
- 5 前各項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって行うものとする。

●情報公表への取組状況を認証評価における評価の対象に位置付け(平成23年)

【学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令】

第一条 学校教育法(略)第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 大学評価基準が、法及び学校教育法施行規則(略)並びに大学(略)に係るものにあつては大学設置基準(略)に、それぞれ適合していること。
- 二～六 (略)
- 2 前項に定めるもののほか、法第百九条第二項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。
 - 一 大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められていること。
 - イ～ホ (略)
 - へ 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること。
 - ト～リ (略)

認証評価における情報公表に関する確認について

「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」(平成十六年文部科学省令第七号)において、評価機関が文部科学大臣の認証を受けるために必要な要件の一つとして大学評価基準として含める事項を定めており、その中で「教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること」が含まれている。

評価機関名	評価基準	確認している法令遵守状況の例
大学基準協会	<p>基準2 内部質保証 【点検・評価項目】④教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。 ※大学自らの説明責任の観点から、法令遵守状況を中心に確認している。公表する情報の媒体や表現の工夫等、情報の得やすさ理解しやすさについて、配慮しているか、取り組んでいるかという観点から自己点検・評価するよう、大学に求めている。</p>	○ 学校教育法施行規則 第172条の2
大学改革支援・学位授与機構	<p>領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準 基準3-6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること ※法令遵守状況を中心に確認しているものの、3巡目の機関別評価においては、「優れた点」として取り上げる内容は、大学が自己点検・評価の結果「優れた点」の候補としたものの中から検討しているため、情報公表の優れた事例として公表することがあり得る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 私立学校法 第63条の2 ● 教育職員免許法施行規則 第22条の6
日本高等教育評価機構	<p>基準5. 経営・管理と財務 領域：経営の規律、理事会、管理運営、財務基盤と収支、会計 基準項目5-1(経営の規律と誠実性) ※法令遵守状況を中心に確認しているものの、教学マネジメントや学修成果については、基準項目4-1(教学マネジメントの機能性)や基準項目3-3(学修成果の点検・評価)で評価しており、それらの中で情報公表に関する工夫等があれば、評価報告書においてそれぞれの「優れた点」として取り上げることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 独立行政法人通則法 第38条第3項(準用) ● 地方独立行政法人法 第34条第3項
大学・短期大学基準協会	<p>基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス > テーマC ガバナンス 3 大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。 ※法令遵守状況を中心に確認しているものの、結果として教育研究活動等の情報公表の状況について優れた取組として取り上げた事例はある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 私立学校法 第47条第2項
大学教育質保証・評価センター	<p>基準1 基盤評価：法令適合性の保証 ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること ※法令遵守状況を中心に確認しており、優れた取組みとする情報公表項目をあらかじめ定めていないものの、大学が特に積極的に情報公表している事例があれば、優れた点とすることは考えられる。 ※受審大学に提出を求める自己点検・評価にかかる様式では、公表することがふさわしいエビデンスについて、大学のホームページ等における公表リンクにより提出することとしている。このことから、情報公表への取組みが不十分であると、認証評価受審に必要な自己点検・評価書の作成が難しい仕組みとなっている。</p>	※●については、評価対象の設置形態や有する教育課程によって、対象となるかどうかは異なる。

(令和3年12月現在 機関別認証評価機関より情報提供)

情報公表を促す制度・指針等について

項目	大学が公表すべき 教育情報 (学校教育法施行規則 第172条の2)	高等教育の修学支援新制度 機関要件 (大学等における修学の支援に 関する法律施行規則第2条)	大学ポータル	教学マネジメント指針
基本情報	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 大学の教育研究上の目的 ex)大学の教育研究上の目的、3つのポリシー ▶ 教育研究上の基本組織 ex)学部、研究科の名称 			—
教育情報	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 教員 ex)教員組織、教員数、各教員の学位及び業績 ▶ 学生 ex)入学者数、収容定員、学生数、留学生数 ▶ 進学及び就職 ex)卒業生数、修了者数、進学者数、就職者数、進学及び就職等の状況、入学者選抜 ▶ 教育課程 ex)授業科目、授業の方法及び内容、シラバス、学修の成果に係る評価 ▶ キャンパス ex)校地、校舎等の施設及び設備、学生の教育研究環境 ▶ 費用 ex)授業料、入学料 ▶ 学生支援 ex)修学支援、就職・進路選択支援、心身の健康等に係る支援 			<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標の達成状況を明らかにするための学修成果・教育成果に関する情報例 ex)学生の成長実感・満足度、修業年限期間内に卒業する学生の割合、アセスメントテストの結果、語学力検定等の学外試験のスコア ▶ 学修成果・教育成果を保証する条件に関する情報例 ex)教員一人あたりの学生数、履修単位の登録上限設定の状況、GPAの活用状況、教学IRの整備状況
		<p>【任意項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 学修成果・教育成果に関する情報例 ex)修業年限期間内に卒業する学生の割合、学生の満足度、学修に対する意欲 ▶ 学修成果・教育成果を保証する条件に関する情報例 ex)GPA制度の採用・活用状況、履修単位の登録上限設定の状況、認証評価の結果 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 特色 ex)学部・研究科等の特色、生涯教育(私学版)、社会貢献(私学版) ▶ 入試 ex)入試情報、転学編入学 ▶ 取得可能な資格 ▶ 課外活動 ex)クラブ活動の状況、ボランティア活動の状況 など 	
財務情報	—	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 収支計算書、貸借対照表などの財務諸表等 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 財務諸表等(国公立版) 	—
その他	—	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 自己点検・評価の結果 ▶ 設置者の役員の氏名が記載された名簿 <p>【任意項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 事業計画 など 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 評価結果(認証評価及び自己点検評価の結果) ▶ 高等教育の修学支援新制度 	—

大学ポートレートについて

(独) 大学改革支援・学位授与機構に置かれる「大学ポートレート・大学情報基盤センター」が日本私立学校振興・共済事業団と連携・協力して、平成27年3月より大学ポートレートによる国公立大学の大学情報を発信。(https://portraits.niad.ac.jp/)

概要・趣旨

データベースを用いた大学の教育情報の活用・公表のための共通的な仕組みを構築。

○大学の多様な**教育活動の状況**を、国内外の様々な者にわかりやすく**発信**。

→ 大学のアカウンタビリティの強化、進学希望者の適切な進路選択支援、我が国の高等教育機関の国際的信頼性の向上

○大学が自らの活動状況を把握・分析するために**教育情報を活用**。

→ エビデンスに基づく学内のPDCAサイクルの強化による大学教育の質的転換の加速、外部評価による質保証システムの強化

○基礎的な情報について共通的な公表の仕組みを構築し、**各種調査等**への対応に係る大学の**負担軽減**。

→ 大学運営の効率性の向上



大学ポートレートで発信している主な大学情報

【大学単位で公表する情報】

- ・大学の基本情報
- ・大学の教育研究上の目的等
- ・大学の特色等
- ・教育研究上の基本組織
- ・キャンパス
- ・評価結果
- ・学生支援（修学支援、就職・進路選択支援等）
- ・課外活動

【学部・研究科等の単位で公表する情報】

- ・教育研究上の目的と3つの方針
- ・学部・研究科等の特色
- ・教育課程（取得可能な学位、学問分野、学修の成果に係る評価等）
- ・資格
- ・入試（入学者数、入試方法等）
- ・教員（教員組織、教員数、教員の有する学位・業績等）
- ・学生（収容定員、学生数等）
- ・キャンパス
- ・費用及び経済的支援（授業料等、奨学金、授業料減免等）
- ・進路（卒業・修了者数、進学者数・就職者数等）

全国学生調査について

概要

- 国として、**全国共通の質問項目**により、**学生目線から**大学教育や学びの実態を把握するための調査を実施。
- 大学・短期大学の学生を対象に、**大学での学習内容や経験、大学教育を通じて身に付いた知識・能力、大学での学びに関する意識等**について調査。調査結果は**各大学の教育改善、社会の大学教育に対する理解促進、国の政策立案の基礎資料**として活用。
- 令和元, 3, 4, 6年度と4回の試行実施を行い、**今後、調査方法・質問項目等の調査設計を固め、令和7年度以降に本格実施**。

背景

- **学生がどのような能力を身に付けているかについて、社会に対する説明や情報公表が不十分**との指摘。
- 各大学が教育成果等の教育の質に関する情報を把握・公表していくこと、社会が理解しやすいよう、**国は全国的な学生調査等を通じて整理し、比較できるように一覧化して公表すべき**との提言。（平成30年11月中央教育審議会「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」）

目的

- **各大学**が、フィードバックされた調査結果をIRやFD・SD活動、自己点検・評価等に活用し、自大学の教育改善を促進する
- **大学進学希望者やその保護者、地域社会や産業界、海外の留学関係者等**が、学生の学修成果や大学全体の教育成果に対する理解を深める
- **国**が、今後の政策立案に際しての基礎資料として活用する
- **学生一人一人**が、振り返りにより今後の学修や大学生活をより充実させ、卒業後の社会における自らの姿を考える契機とする

令和7年度（本格実施）概要

【調査対象】

- 参加意向のあった大学（短期大学を含む）の学部（短期大学は学科）に在籍する、2年生及び最終学年生（短期大学は最終学年生のみ）（※通信教育課程に在籍する学生は対象外とする。）

【調査方法】

- 以下のいずれか
- ①文部科学省が実施するインターネット（WEB）調査
 - ②参加大学が実施する学生調査（大学独自の学生調査の中に本調査の質問項目を設定）

【調査時期】

- 令和7年10月～令和8年3月（予定）
（このうち、各大学において1か月程度の期間設定を推奨）

【調査項目】

- 大学での学習内容や経験
- 大学教育を通じて身に付いた知識・能力
- 大学での学びに関する意識
- 一週間の生活時間 等 （選択式33問・記述式1問）

【調査結果】

- 全体の調査集計・分析結果や各質問項目の上位校（ポジティブリスト）等を公表
- 参加大学には自大学の調査結果を教学IRとしてフィードバック

